

令和2（2020）年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

～本書について～

趣 旨

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年条例第 42 号）第 12 条の規定による年次報告として、広島県における男女共同参画の現状及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く県民の皆様や事業者等に明らかにするためのものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現のための資料として、御活用いただければ幸いです。

構 成

第 1 部から第 4 部及び資料編から構成されており、第 1 部から第 3 部については、広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の施策の体系に沿って、取りまとめています。

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

第 2 部 令和元（2019）年度に県が実施した主な施策

第 3 部 令和 2（2020）年度に県が実施しようとする施策

第 4 部 市町の取組

資料編

目 次

令和2（2020）年版の概要	1
広島県の男女共同参画行政の枠組み	2
広島県男女共同参画基本計画（第4次）の施策の体系	3
第1部 広島県の男女共同参画の現状	
1 データから見た県の男女共同参画の現状	5
【環境づくり】	5
【人づくり】	23
【安心づくり】	25
2 県の男女共同参画に関する指標	31
第2部 令和元（2019）年度に県が実施した主な施策	
1 男女共同参画施策の実施状況	33
【環境づくり】	33
1 職場における女性の活躍促進	33
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	38
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	40
【人づくり】	42
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	42
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	43
【安心づくり】	44
1 生涯を通じた健康対策の推進	44
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	45
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	47
2 広島県男女共同参画基本計画（第4次）指標フォローアップ一覧	53

第3部 令和2(2020)年度に県が実施しようとする施策

【環境づくり】	57
1 職場における女性の活躍促進	57
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	63
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	63
【人づくり】	64
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	64
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	65
【安心づくり】	66
1 生涯を通じた健康対策の推進	66
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	67
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	69

第4部 市町の取組

1 市町の男女共同参画の取組状況等	73
2 市町における男女共同参画の状況の推移	74
3 市町の議員の状況	75
4 市町の審議会等委員の状況	76
5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況	77
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	78

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	79
2 広島県男女共同参画審議会	81
3 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱	82
4 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	84
5 「エソール広島」(広島県女性総合センター)の概要	86
6 男女共同参画に関する国内外の動き	88

令和 2（2020）年版の概要

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という基本的な視点ごとに、データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第 2 部 令和元（2019）年度に県が実施した主な施策

「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」（平成 28（2016）年 3 月策定）において、具体的施策の推進期間（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）の 4 年目となる令和元（2019）年度に県が実施した施策のうち、主なものについて取りまとめています。

1 男女共同参画施策の実施状況

令和元（2019）年度の実施状況について、「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに記載しています。

重点的に取り組む項目（重点項目）については、次のとおりです。

重点項目	取組内容
自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができる、「職場における女性の活躍」	「女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備」や、「仕事と家庭が両立できる制度の充実」に向けた取組について記載しています。
様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」	「男女共同参画週間関連行事」等について記載しています。

2 広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）指標フォローアップ一覧

基本計画（第 4 次）（平成 28（2016）年 3 月策定）において目標値を設定している指標について、現況値を記載しています。

第 3 部 令和 2（2020）年度に県が実施しようとする施策

令和 2（2020）年度に県が実施しようとする施策について、事業概要、予算額及び担当機関を記載しています。

第 4 部 市町の取組

市町における男女共同参画の状況等を記載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年広島県条例第 42 号）＜平成 14 年 4 月 1 日施行＞

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 79～80 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【具体的施策の推進期間】

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 第 1 次（平成 15（2003）年 2 月策定） | 平成 15（2003）～17（2005）年度 |
| 第 2 次（平成 18（2006）年 3 月策定） | 平成 18（2006）～22（2010）年度 |
| 第 3 次（平成 23（2011）年 3 月策定） | 平成 23（2011）～27（2015）年度 |
| 第 4 次（平成 28（2016）年 3 月策定） | 平成 28（2016）～令和 2（2020）年度 |

【基本的な視点】

- | | |
|-------|----------------------------|
| 環境づくり | ～ しっかりとした環境を創る ～ |
| 人づくり | ～ 実践する人を創る ～ |
| 安心づくり | ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～ |

【重点項目】

- 自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができるための「職場における女性の活躍促進」
- 様々な立場の人の男女共同参画への理解が深まり行動に現れるための、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」

3 ページ参照

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

- [組織] 知事の附属機関
委員：15 人以内
- [機能] 知事の諮問に応じ、広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

広島県男女共同参画施策推進協議会

- [組織] 全庁的な推進体制
会 長：環境県民局総括官
副会長：人権男女共同参画課長
委 員：各部局幹事課長
- [機能] 広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的・積極的に推進

資料編 82～83 ページ参照

広島県男女共同参画基本計画（第4次）の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向 / 県の施策

環境づくり

しっかりとした環境を創る

1 職場における女性の活躍促進

- (1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備
- (2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進
- (3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備
- (4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実
- (5) 男性の家庭への参画の促進

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進
- (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実等
- (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化
- (3) 市町等との連携強化・取組支援

人づくり

実践する人を創る

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実
- (2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

- (1) 男女共同参画を推進する教育の充実
- (2) 研修の充実・支援

安心づくり

私たちが安心して暮らす
ことができる社会を創る

1 生涯を通じた健康対策の推進

- (1) 生涯を通じた健康対策の推進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進
- (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進



3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

- (1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したのものには  印を、新たに掲載したものには  印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

環境づくり

職 場

1 雇用者

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性41.6%、男性72.8%

平成 29 (2017) 年の女性雇用者数は 591 千人で、男女雇用機会均等法施行(昭和 61(1986)年)前の昭和 57 (1982) 年と比較すると、35 年間で 238 千人 (67.4%) 増加しています。

一方、男性雇用者数は 723 千人で、58 千人 (8.7%) の増加となっています。

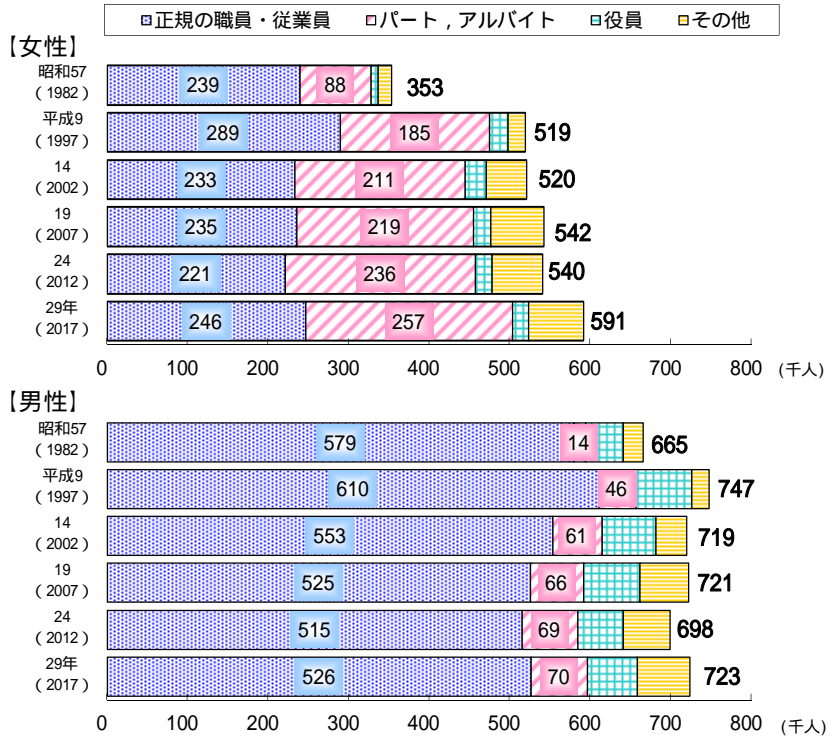
雇用形態別に見ると、平成 29 (2017) 年の正規の職員・従業員の割合では、女性は 41.6% で、男性の 72.8% を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員等)の非正規就業者の割合では、女性は 55.0% (平成 24 (2012) 年度は 55.4%) で、男性の 18.7% (平成 24 (2012) 年度は 18.2%) を大きく上回っています。

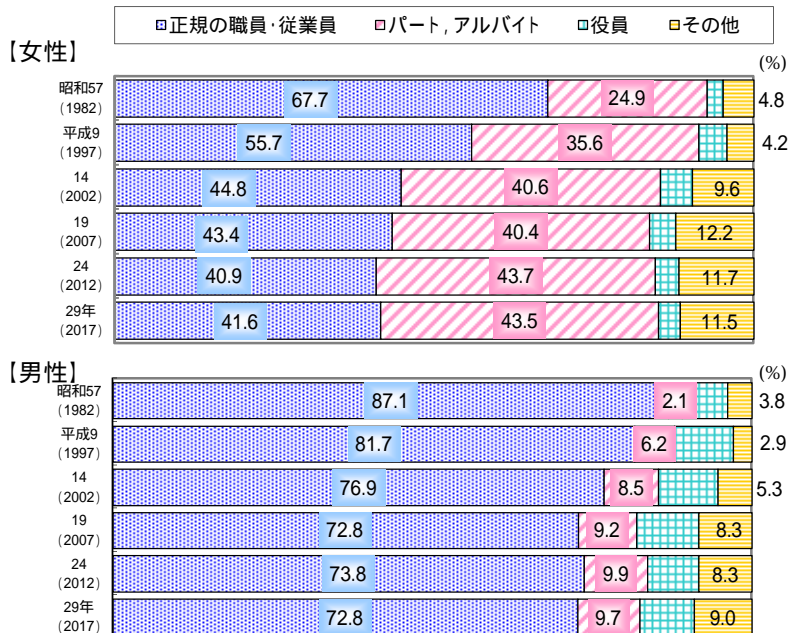
【男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)】

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和 61 (1986) 年に施行。平成 11 (1999) 年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成 19 (2007) 年には、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行されました。令和元 (2019) 年には、セクハラ防止対策を強化する改正が行われました。

雇用形態別に見た雇用者数の推移



雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移



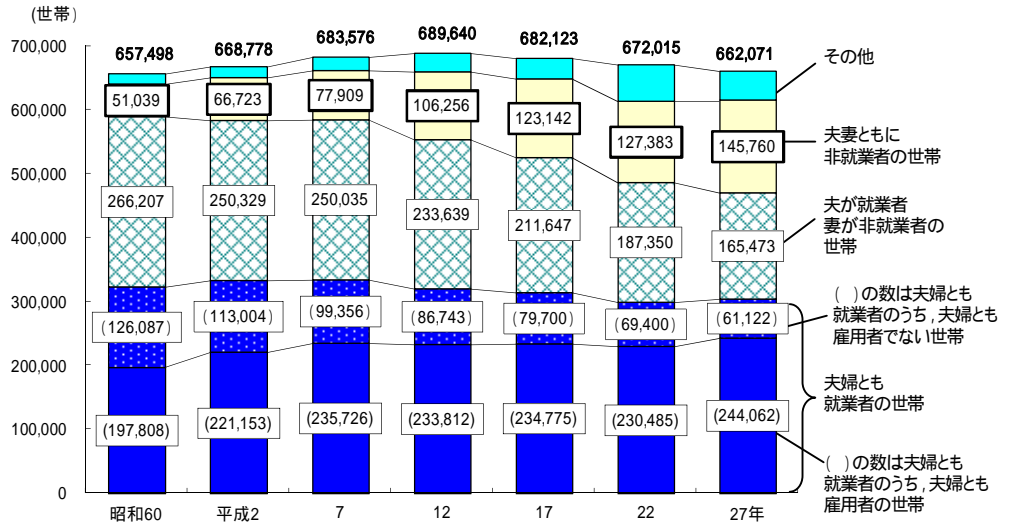
(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員等)、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」

夫婦の就業・非就業別に見た夫婦のいる一般世帯数の推移

平成 27(2015)年の夫婦のいる一般世帯数の総数は 662,071 世帯となっています。

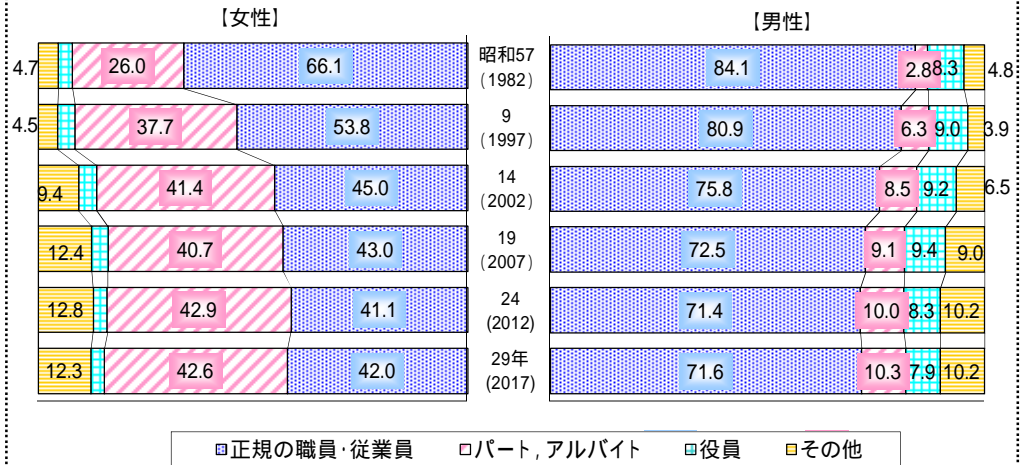
夫婦とも就業者の世帯は 305,184 世帯で、全体に占める割合は 46.1%となっています。このうち、夫婦とも雇用者の世帯は 244,062 世帯(80.0%)で、その割合は上昇し続けています。

夫が就業者、妻が非就業者の世帯は 165,473 世帯で、全体に占める割合は 25.0%と下降を続けています。



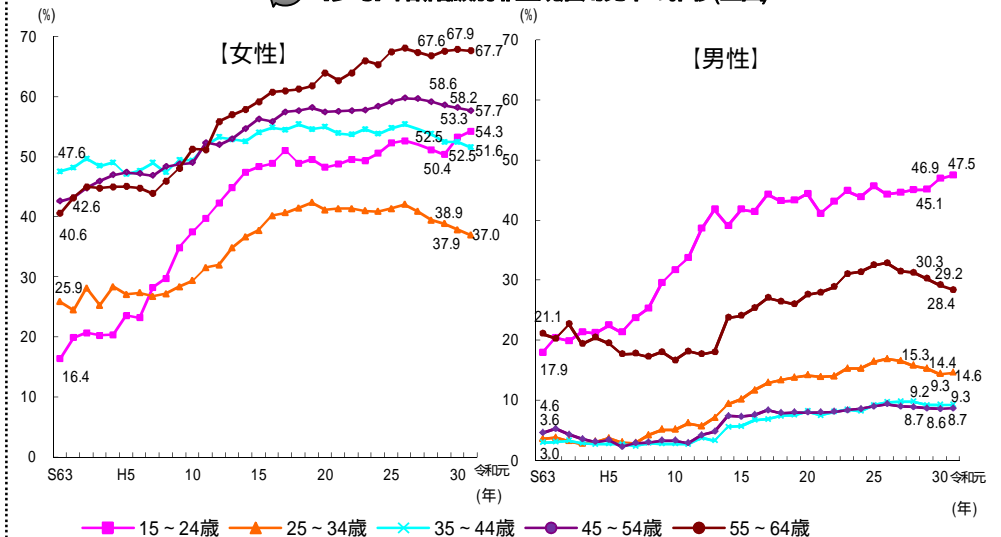
資料:総務省「国勢調査」

【参考】雇用形態別に見た雇用の構成割合(%)の推移(全国)



(注)雇用形態:雇業者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他(労働者派遣事業所の派遣社員等)」、「役員」の四つに区分
資料:総務省「就業構造基本調査」

【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移(全国)



(注)非正規雇用比率=(非正規の職員・従業員)/(正規の職員・従業員+非正規の職員・従業員)×100。
「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値(平成13(2001)年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値)により作成。
「労働力調査(詳細集計)」と「労働力調査特別調査」では、調査方法、調査月等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」

2 労働力率

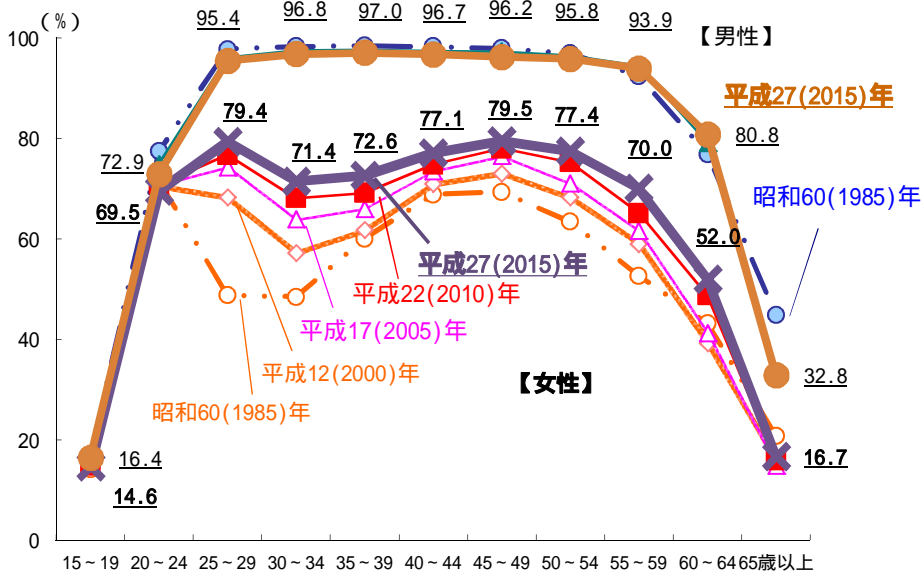
女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

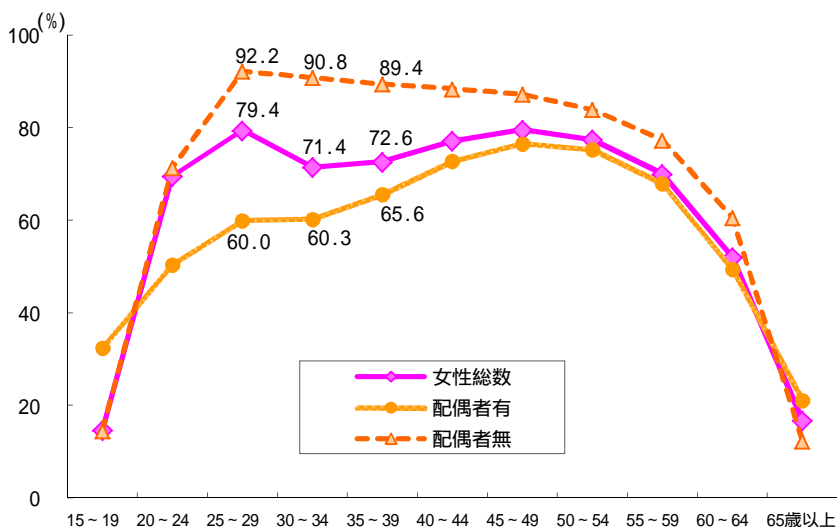
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは、底が浅くなるとともに上方へシフトする傾向にあります。

また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

年齢階級別労働力率

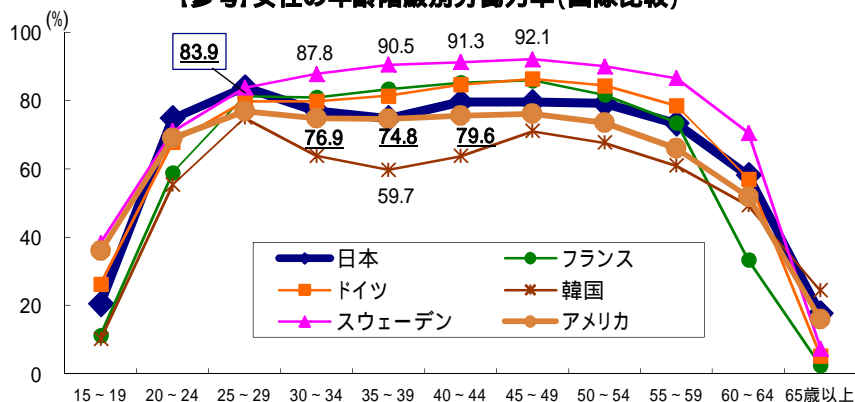


女性の年齢別、配偶関係別労働力率 (平成27(2015)年)



(注)労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合
平成17(2005)年調査からは労働力状態不詳を除いて算出している。
労働力人口 (就業者(休業者を含む。)と完全失業者)
15歳以上人口 ← 非労働力人口 (主に家事従事、学生、高齢者等)
資料:総務省「国勢調査」

【参考】女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



日本は総務省「労働力調査(基本調査)」(平成30(2018)年),その他の国はILO「ILOSTAT Database」から作成。フランス、ドイツ、スウェーデン、米国は平成30(2018)年、韓国は平成29(2017)年の値。

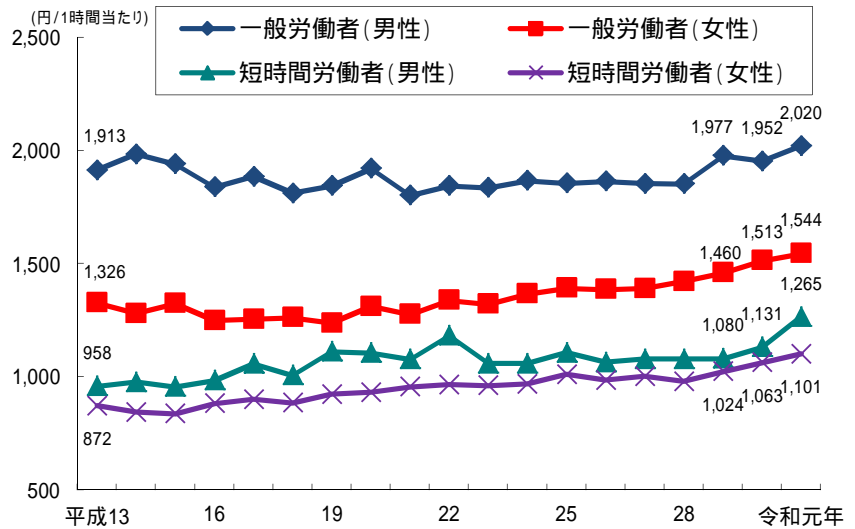
3 労働者の賃金

**女性の給与額は男性の
76.4%**

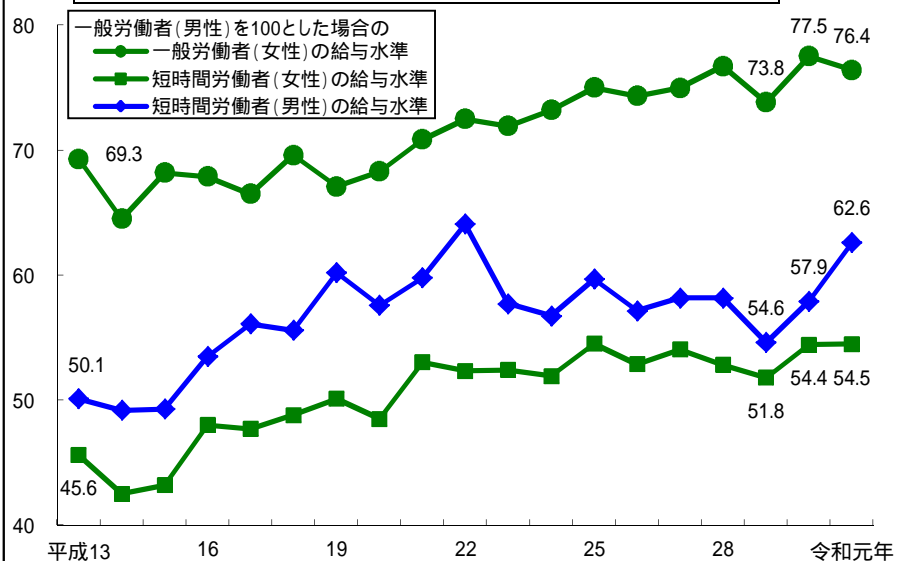
一般労働者（男性）の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合、一般労働者（女性）は76.4で昨年度より減少しました。短時間労働者（女性）は54.5、短時間労働者（男性）は62.6となっており、いずれも前年度より上昇しています。

男女の平均勤続年数や管理職比率の差異、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことなど、様々な要因があると考えられます。

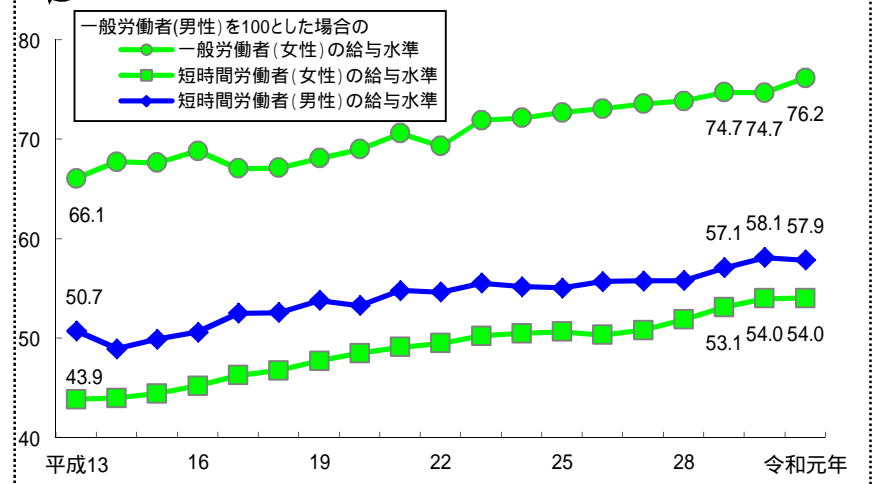
労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



労働者の1時間当たり平均所定内給与水準対比の推移



【参考】労働者の1時間当たり平均所定内給与水準対比の推移(全国)



(注) 所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間当たり平均所定内給与額：各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者
短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

4 県内事業所の管理職

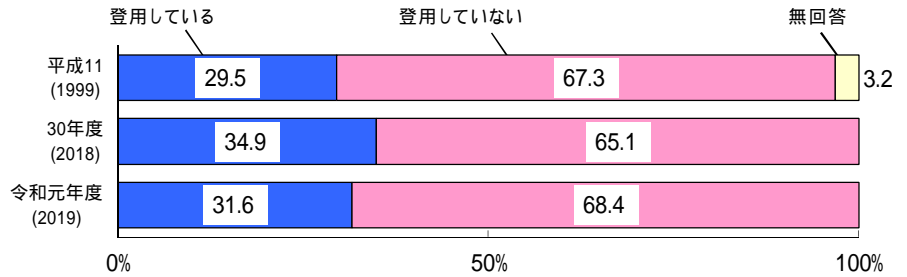
女性管理職を登用している事業所の割合は31.6%、管理職に占める女性の割合は16.7%

女性を管理職（課長相当職以上）に登用している事業所の割合は31.6%で、平成30（2018）年度の34.9%に比べ3.3ポイント減少しました。

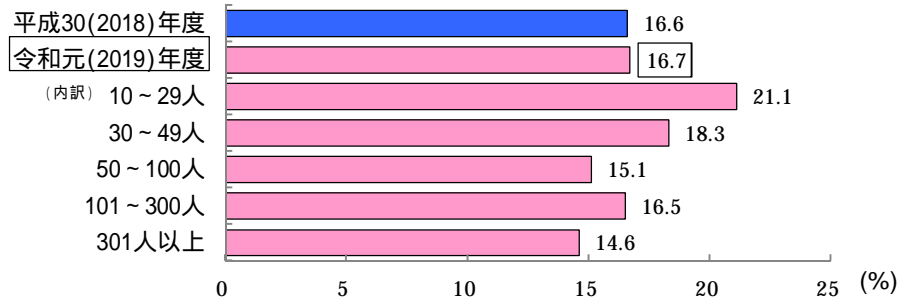
管理職に占める女性の割合は16.7%で、平成30（2018）年度の16.6%に比べ0.1ポイント上昇しました。

女性管理職がない理由は、「管理職に登用するのに十分な経験、能力を有する女性がない」（35.8%）が最も多く、次いで「適当な職種、業務がない」（25.0%）、「将来の管理職に就く可能性のある女性はいるが経験年数が不足」（23.3%）となっています。

女性管理職の登用状況（事業主調査）

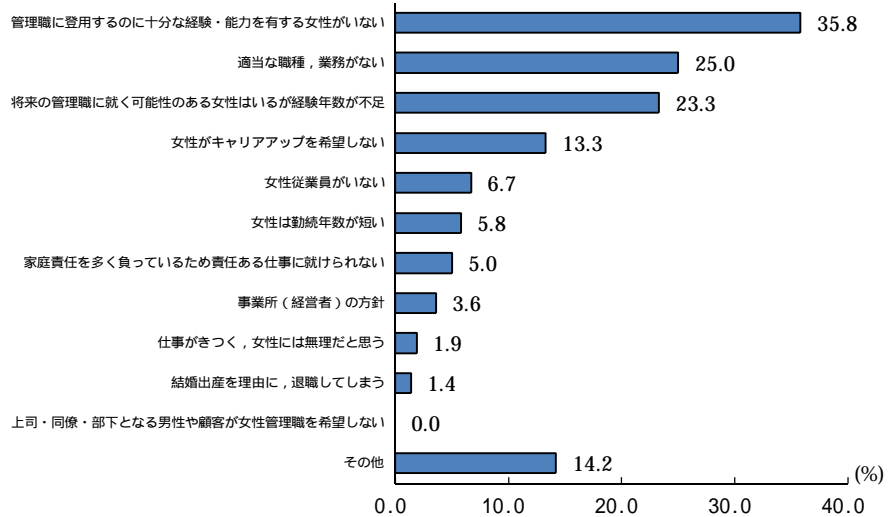


管理職に占める女性の割合（事業主調査）



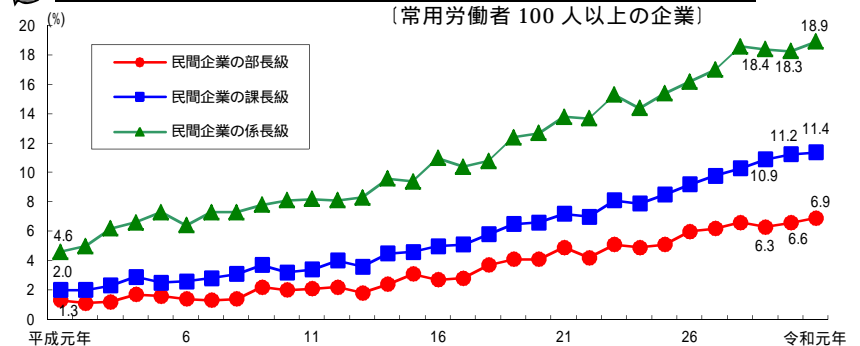
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社 (平成 11 (1999) 年度は 2,000 社)
 資料: 広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 30 (2018), 令和元 (2019) 年度)
 広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 11 (1999) 年度)
 ・平成 30 年度及び令和元年度の調査結果については、無回答を除いて割合を集計しているため、過去の調査結果と比較する場合には注意が必要

女性管理職がない理由（事業主調査）複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
 資料: 広島県「広島県職場環境実態調査」(令和元 (2019) 年度)

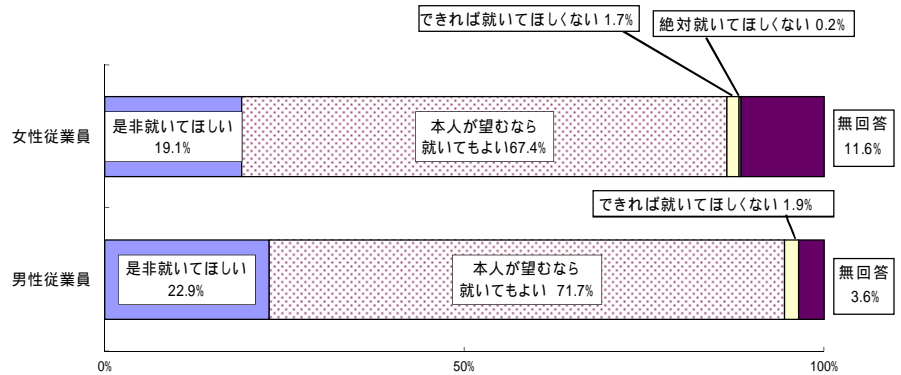
【参考】民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移(全国)



(注) 調査対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。
 資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

女性が管理職に就くことについては、「是非就いてほしい」、「本人が望むなら就いてもよい」と回答した割合が女性従業員で 86.5%，男性従業員で 94.6% となっています。

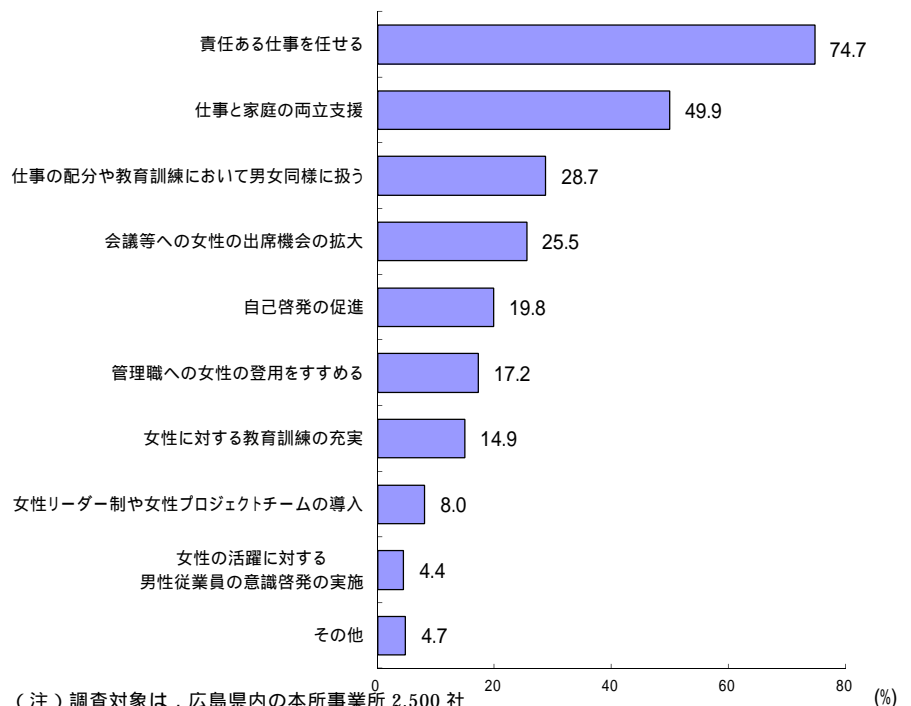
女性が管理職に就くことについて (男女従業員調査)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 29 (2017) 年度)

女性従業員の就業意識向上のための取組は、「責任ある仕事を任せる」が 74.7% で最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援」が 49.9%，「仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う」が 28.7% となっています。

女性従業員の就業意識向上のための取組 (事業主調査) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和元 (2019) 年度)

5 県・市町の職員及び管理職

県職員の採用者に占める女性の割合は51.4%

令和2(2020)年度の県職員の採用者数は284人で、女性146人(51.4%)、男性138人(48.6%)となっています。

県、市町とも女性管理職の割合は上昇傾向

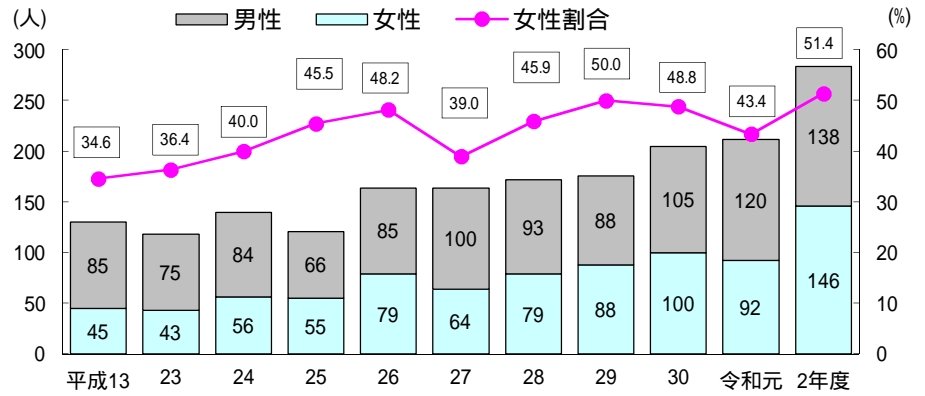
令和2(2020)年4月1日現在の県職員は6,229人で、女性職員2,398人(38.5%)、男性職員3,831人(61.5%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は51人で、全管理職395人に占める割合は12.9%となっています。

また、県内の市町職員は25,627人で、女性職員10,378人(40.5%)、男性職員15,249人(59.5%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は392人で、全管理職2,386人に占める割合は16.4%となっています。

県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在

採用者数：大学卒業程度試験，社会人経験者試験(23年度から実施)，短大卒業程度試験(22年度，23年度及び29年度は実施なし)，高校卒業程度試験及び身体に障害のある人を対象とした試験による採用者の合計

資料：広島県人事委員会調べ

職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

[令和2(2020)年4月1日現在]

区分		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	6,229	2,398	3,831	38.5
	管理職	395	51	344	12.9
市町	職員数	25,627	10,378	15,249	40.5
	管理職	2,386	392	1,994	16.4

(注) 職員数には、教員及び警察官は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会議務局，各行政委員会，企業局及び病院事務局の一般職員数。

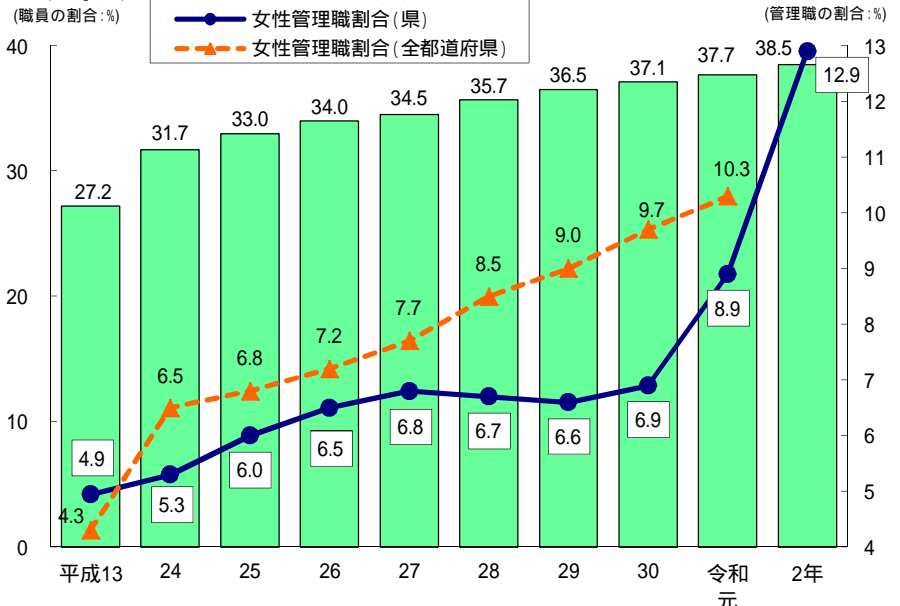
なお，平成19(2007)年からは，県立大学教員は含まない。

県の管理職の人数は，平成23(2011)年からは，課長級以上により集計。

市町の職員数は，市町長部局，教育委員会事務局，議会議務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職員数

資料：広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

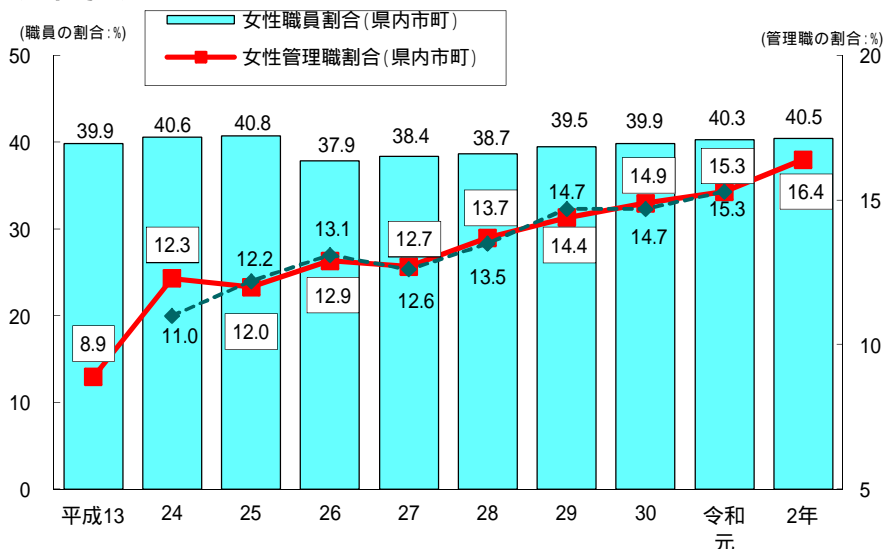
【県】



(注) 令和2(2020)年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は，令和2(2020)年度内に内閣府から公表される見込である。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔市町〕



(注)全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計されており、令和2(2020)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、令和2(2020)年度内に内閣府から公表される見込である。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人権男女共同参画課調べ

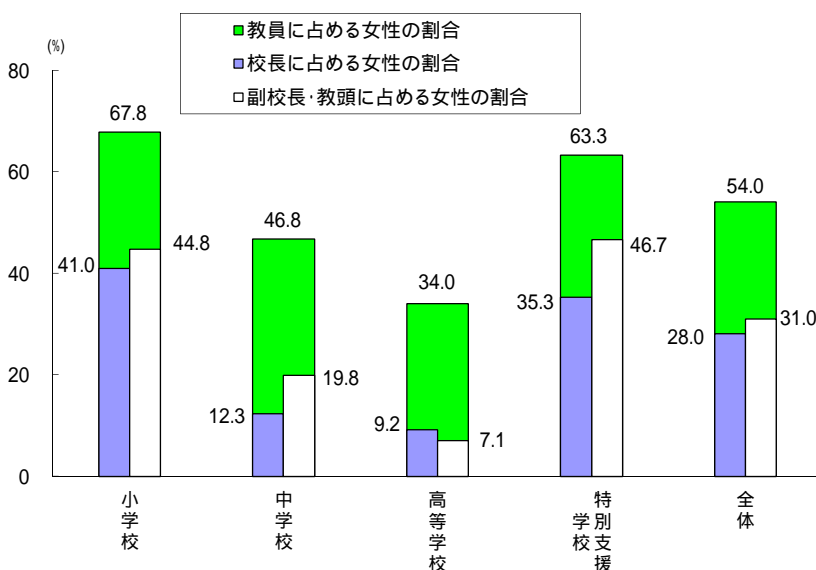
6 教員

教員総数の男女比はほぼ同率
女性管理職の割合は校長
28.0%，副校長・教頭31.0%

令和元(2019)年5月1日現在の教員数に占める女性の割合は、小学校では67.8%となっていますが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、低くなっています。

女性管理職の状況を見ると、校長は28.0%，副校長・教頭は31.0%となっています。

教員、校長、副校長・教頭の状況



区分	教員数			校長			副校長・教頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,707	6,586	3,121	461	189	272	489	219	270
中学校	5,490	2,567	2,923	228	28	200	262	52	210
義務教育学校	135	77	58	4	0	4	8	4	4
高等学校	5,389	1,831	3,558	131	12	119	184	13	171
中等教育学校	53	17	36	1	1	0	2	0	2
特別支援学校	1,563	989	574	17	6	11	30	14	16
県全体		12,067	10,270		236	606		302	673
割合(%)	22,337	54.0	46.0	842	28.0	72.0	975	31.0	69.0
【参考】全国		501,635	494,822		5,247	28,929		8,286	32,194
割合(%)	996,457	50.3	49.7	34,176	15.4	84.6	40,480	20.5	79.5

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計 (単位：人)
グラフについては、義務教育学校、中等教育学校は除く。資料：文部科学省「学校基本調査」(令和元(2019)年度)

7 農林水産業における状況

方針決定の場への女性の参画状況の割合は、横ばい
女性の登用がない組織数は減少傾向

農業協同組合の役員に占める女性の割合は8.4%、農業委員が13.6%で増加傾向にある一方で、指導農業士は減少傾向にあり、昨年度に引き続き今年度も0になりました。

また、漁業協同組合の役員は0.7%で、横ばい傾向にあります。

女性の登用がない組織の数は、減少傾向にあり、平成22(2010)年と比較すると、農業委員会は8から0に、農業協同組合は4から0に減少しています。

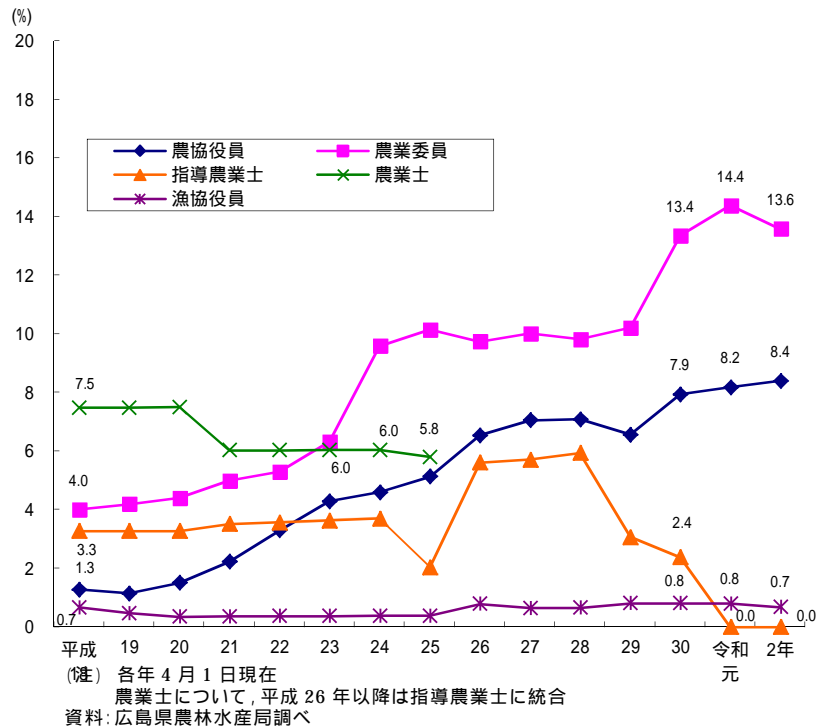
農林水産業における方針決定の場の状況

[令和2(2020)年4月1日現在]

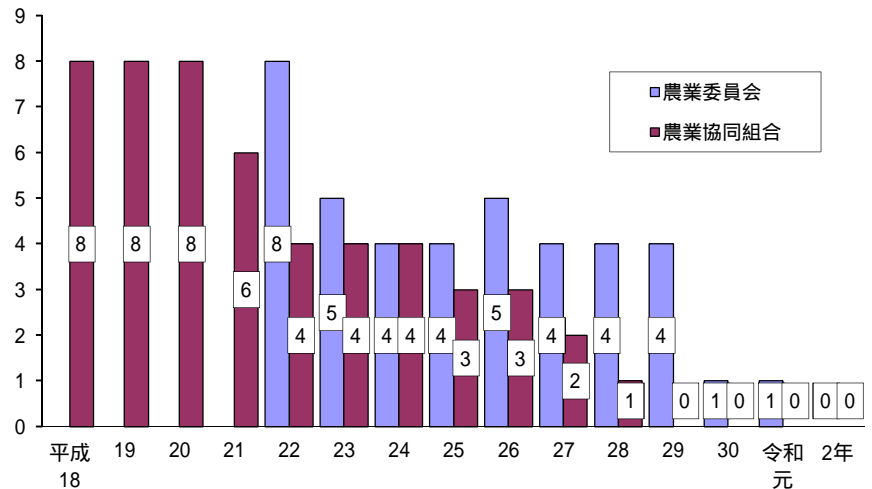
区分	総数(人)	女性	
		人数(人)	割合(%)
農協役員	381(379)	32(31)	8.4(8.2)
農業委員	287(292)	39(41)	13.6(14.0)
指導農業士	67(74)	0(0)	0.0(0.0)
漁協役員	746(752)	5(6)	0.7(0.8)

(注)括弧内は前年同期
資料:広島県農林水産局調べ

農林水産業における方針決定の場での女性の割合の推移



女性の登用がない組織数の推移



仕事と家庭の両立

1 育児・介護休業制度

整備状況

**育児休業制度は79.1%、
介護休業制度は68.5%の
事業所で整備**

育児休業制度については79.1%、介護休業制度については68.5%の事業所で、労働協約、就業規則等に明文化されています。

【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象()で、子が1歳(父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月)に達するまで取得できます。

()日々雇用される者や、労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

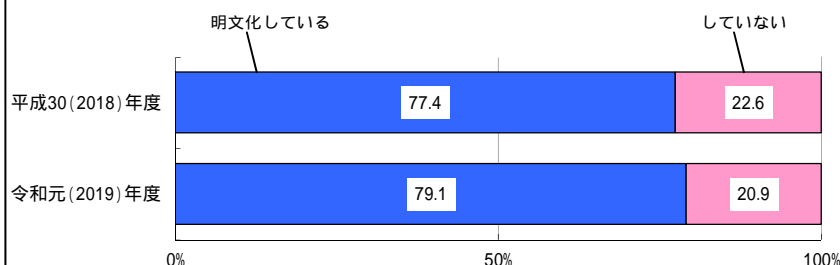
【介護休業】

対象家族()が2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに3回を上限として、通算して93日を限度として取得できます。

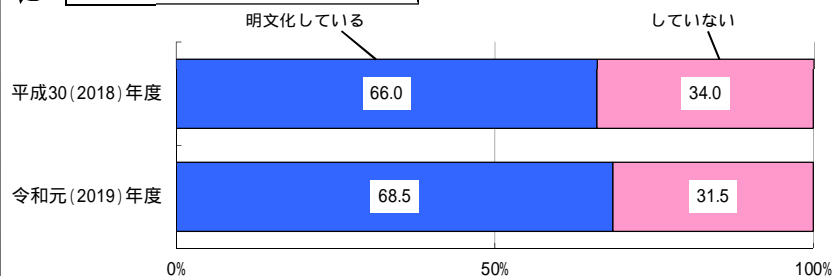
(対象家族)

配偶者、父母・子・配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫

育児休業制度の明文化状況 (事業主調査)



介護休業制度の明文化状況 (事業主調査)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和元(2019)年度)

・平成30年度及び令和元年度の調査結果については、無回答を除いて割合を集計しているため、過去の調査結果と比較する場合には注意が必要

【参考】

育児休業制度の規定状況(全国)

平成29(2017)年度	規定あり	75.0%
令和元(2019)年度	規定あり	79.1%

介護休業制度の規定状況(全国)

平成29(2017)年度	規定あり	70.9%
令和元(2019)年度	規定あり	74.0%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成29(2017)～令和元(2019)年度)

育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、
女性 96.1%、男性 7.3%

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）について、男性従業員は 7.3%で、前年度に比べ 1.4 ポイント減少しました。女性従業員は 96.1%となっています。

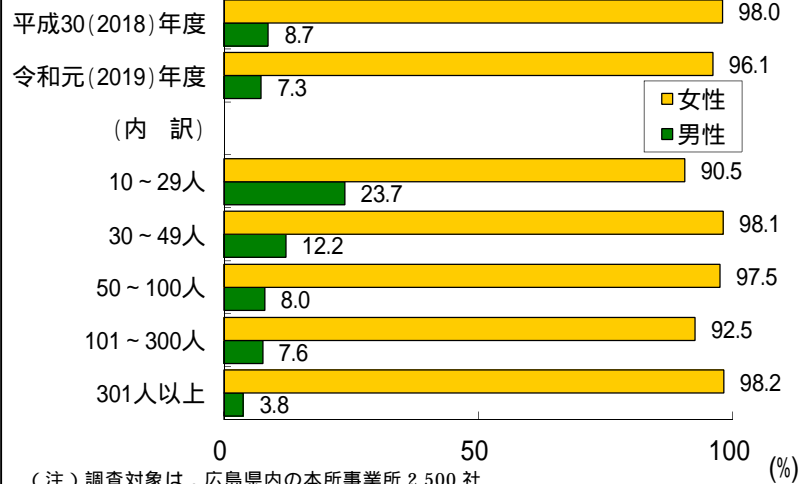
介護休業の取得状況

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 5.9%

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は、全事業所のうち 5.9%となっています。

従業員の育児休業取得率（事業主調査）

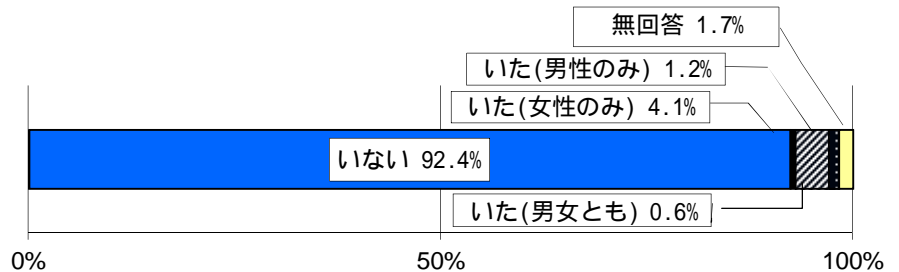
（平成 30（2018）年度：平成 29（2017）年 4 月 1 日から平成 30（2018）年 3 月 31 日までの状況）
（令和元（2019）年度：平成 30（2018）年 4 月 1 日から平成 31（2019）年 3 月 31 日までの状況）



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 30（2018）、令和元（2019）年度）

介護休業取得状況（事業主調査）

（平成 30（2018）年 4 月 1 日から平成 31（2019）年 3 月 31 日までの状況）



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
前年度（平成 30（2018）年 4 月 1 日から平成 31（2019）年 3 月 31 日まで）に介護休業を取得した者がいた事業所の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和元（2019）年度）のデータを基に、人権男女共同参画課において作成

【参考】

育児休業取得率(全国)

平成 30（2018）年度	女性	82.2%	男性	6.16%
令和元（2019）年度	女性	83.0%	男性	7.48%

介護休業制度の利用状況(全国)

令和元（2019）年度	2.2%	{ 女性のみ 1.2% 男性のみ 0.7% 男女とも 0.3%
-------------	------	---------------------------------------

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所
育児休業取得率：調査年度の前々年の 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までに出産又は配偶者が出産した者のうち、調査年の 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）の割合
介護休業制度の利用状況：平成 30（2018）年 4 月 1 日から平成 31（2019）年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 30（2018）～令和元（2019）年度）

利用希望

制度を利用しない主な理由は、女性では「制度が整備されていない」、「休業を取った例がない」、「上司や同僚に気兼ね」が多く、男性では「休業中の収入が減少」が多い

女性従業員の76.0%が、今後出産したときに、育児休業制度を「利用しようと思う」と回答しており、「利用しようと思わない」と回答した人は17.5%となっています。

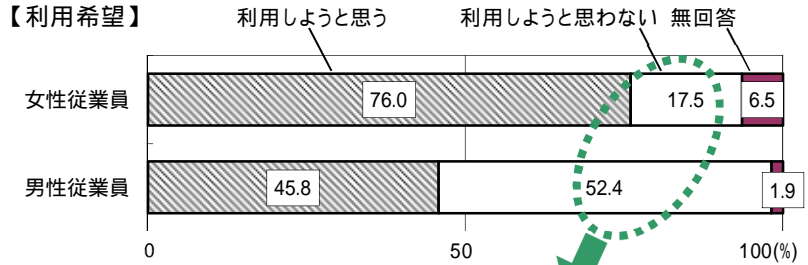
その主な理由は、「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(32.7%)、「会社で育児休業を取った例がない」(32.7%)などの順となっており、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要であると思われます。

一方、男性従業員では、「利用しようと思わない」と回答した人が52.4%で、その主な理由としては、「休業中の収入が減少する」(35.6%)、「上司や同僚に気兼ね」(29.4%)などとなっています。

介護休業制度については、今後、介護が必要になった場合に「利用しようと思う」と回答した人は、女性従業員77.1%、男性従業員69.5%となっています。

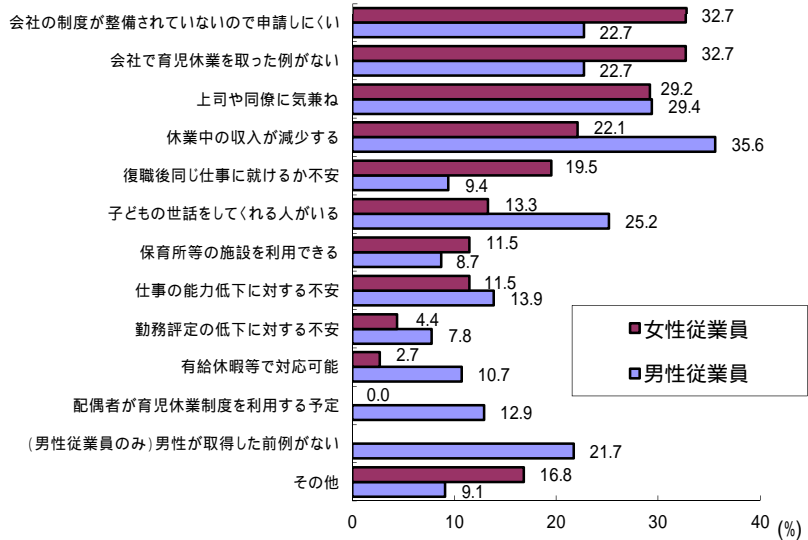
「利用しようと思わない」と回答した人は、女性従業員21.4%、男性従業員29.5%で、その主な理由は、女性従業員では「会社で介護休業を取った例がない」(47.1%)、「上司や同僚に気兼ね」(39.9%)、「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(38.4%)など、男性従業員では「休業中の収入が減少する」(40.2%)、「上司や同僚に気兼ね」(32.8%)などとなっています。

育児休業制度 (男女従業員調査)

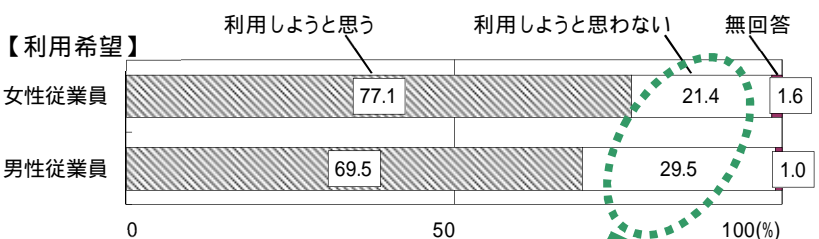


【利用しない理由】

(「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答

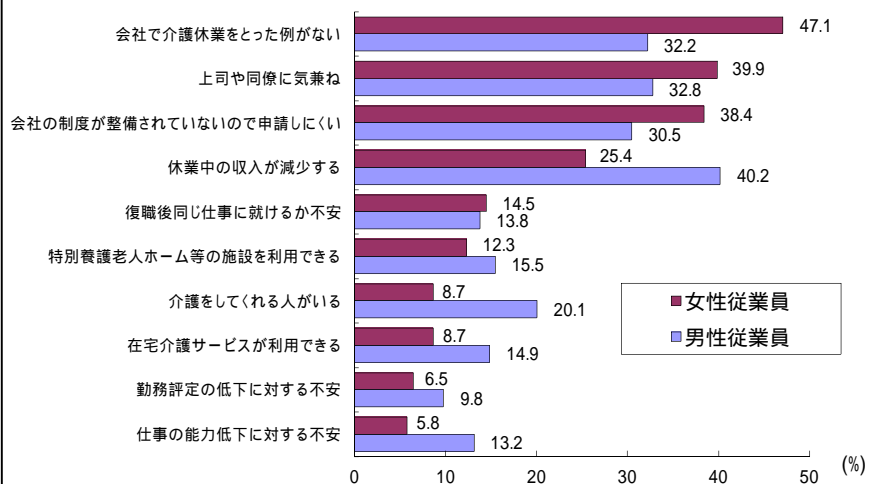


介護休業制度 (男女従業員調査)



【利用しない理由】

(「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 29 (2017) 年度)

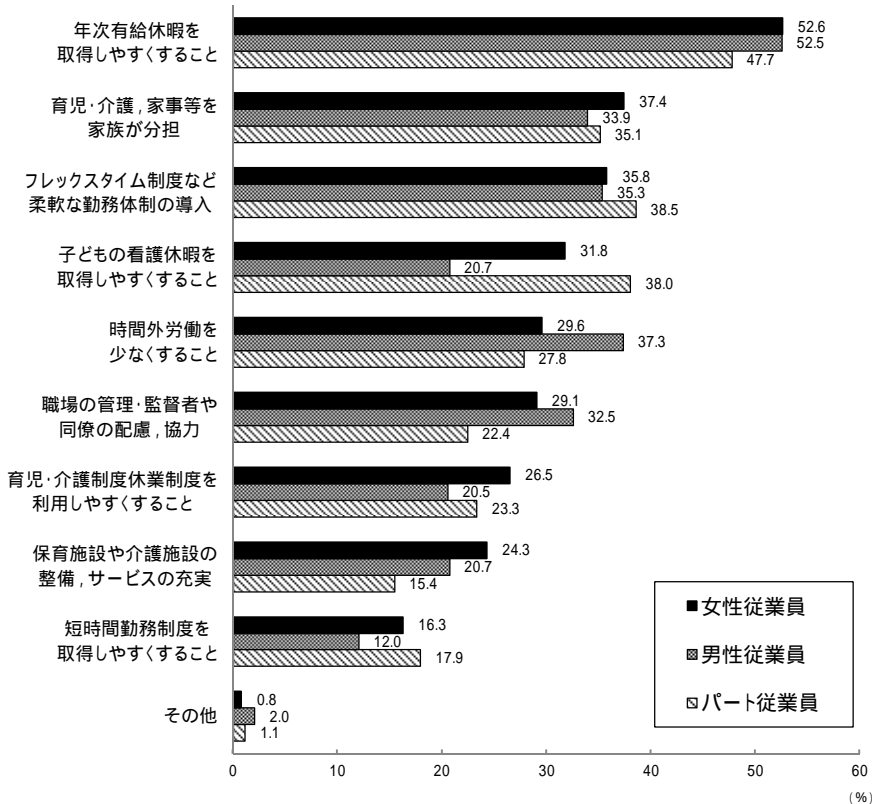
2 年次有給休暇

従業員は男女ともに年次有給休暇の取得しやすさを重要と考えている

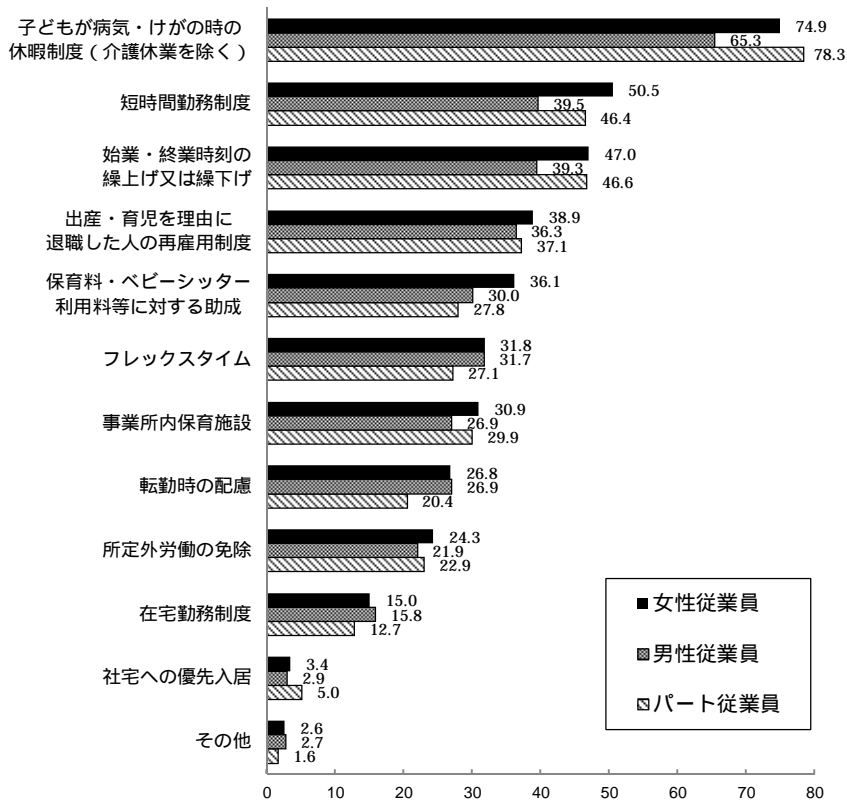
仕事と家庭の両立のために重要なこととして最も多くの人を選んだのは、「年次有給休暇を取得しやすくすること」となっています。

仕事と育児の両立のために望む支援制度では、男女従業員ともに、「子どもが病気・けがの時の休暇制度（介護休業を除く）」を選んだ人が最も多くなっています。

仕事と家庭の両立のために重要なこと(従業員調査) 複数回答



仕事と育児の両立のために望む支援制度(従業員調査) 複数回答

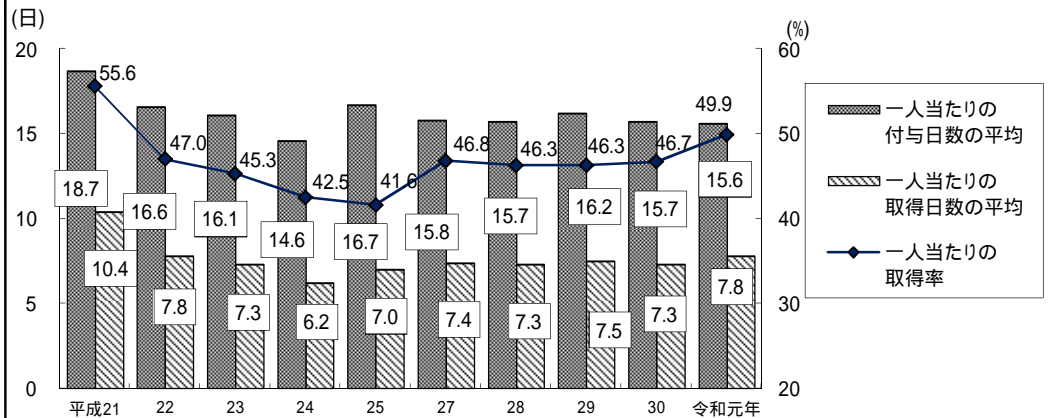


(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 29(2017)年度)

年次有給休暇取得率は平成 21 (2009) 年度から低下傾向にありましたが、平成 27 (2015) 年は 46.8% と上昇しました。その後、平成 28 (2016) 年は 0.5 ポイント減少し、横ばいとなっていました。令和元 (2019) 年度は 3.2 ポイント上昇しました。一人当たりの付与日数は前年度からは、横ばいですが、一人当たりの取得日数の平均は、7.8 日と前年度から 0.5 日上昇しています。

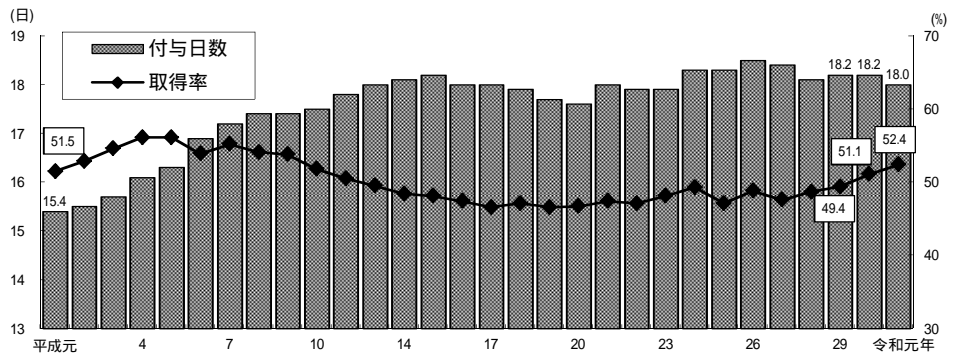
年次有給休暇の取得状況の推移



(注) 取得率 = (取得日数計 / 付与日数計) × 100
 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社。調査期間は、前年又は前年度。

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和元(2019)年度)
 平成 26 (2014) 年はデータなし。

【参考】労働者一人平均年次有給休暇の付与日数及び取得率の推移(全国)



(注) 調査期間は前年又は前会計年度。調査対象は、平成 19 年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の会社組織の民間企業」としており、平成 20 年から「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民間企業」に範囲を拡大した。平成 26 年以前は、調査対象を「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成 27 年より「常用労働者が 30 人以上の民間法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。なお、「付与日数」には、繰越日数を含まない。

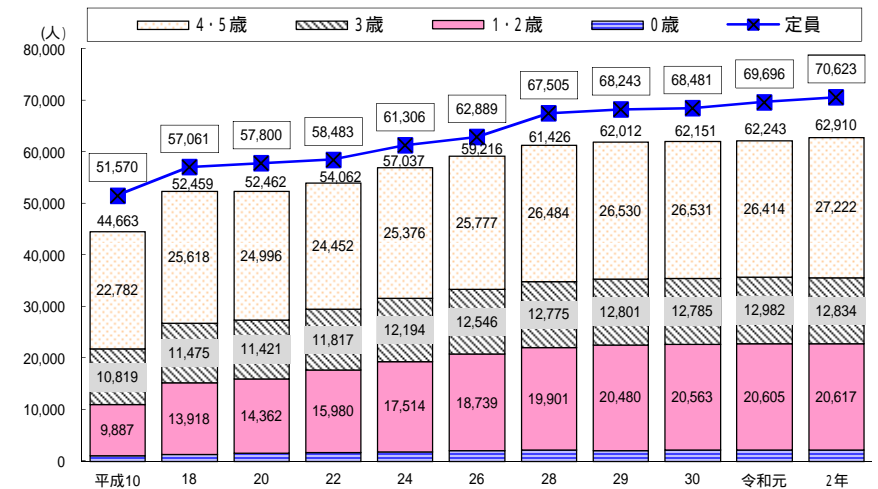
資料：厚生労働省「就労条件総合調査」(平成 11 年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」)

3 保育所の状況

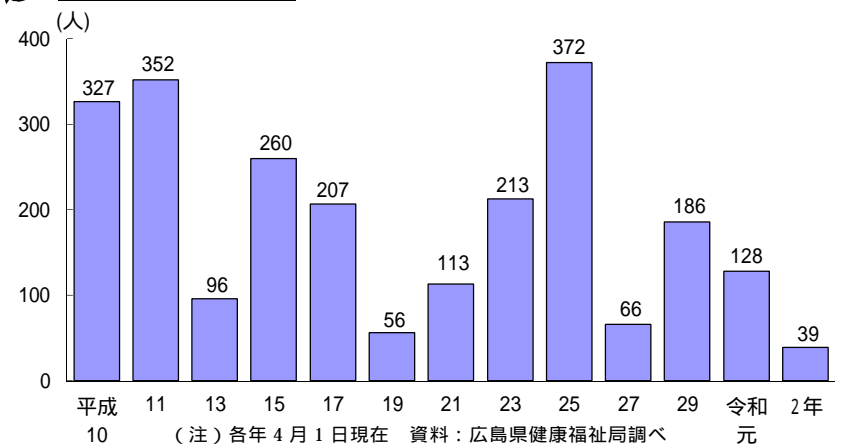
入所児童数は増加傾向

令和2(2020)年4月1日現在の県内の保育所入所児童数は62,910人で保育ニーズは経年的に増加しています。また、4月1日現在の待機児童は、前年度より減少し、令和2年度は39人となっています。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



待機児童数の推移

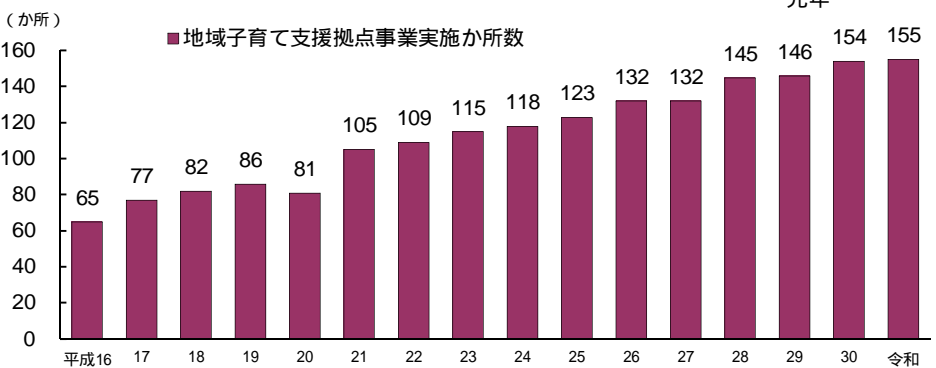
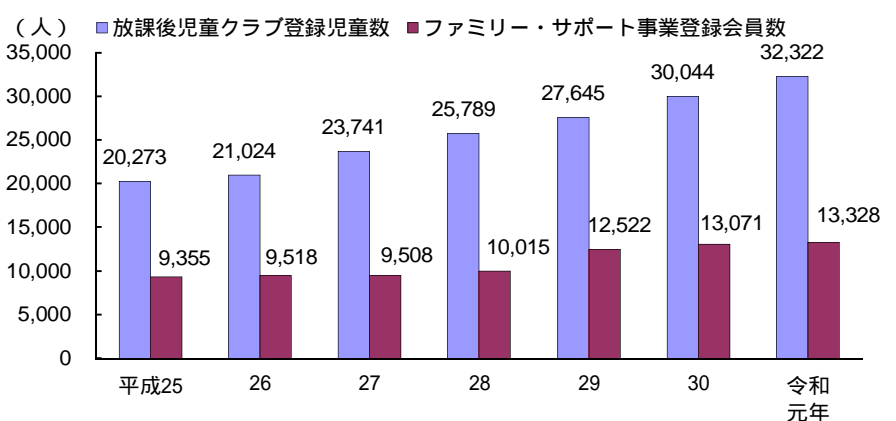


4 子育て関連施設

令和元年度の放課後児童クラブ登録児童数は32,322人で、ファミリー・サポート事業登録会員数は13,328人と、いずれも増加しています。

地域子育て支援拠点事業実施か所は155か所となっており、増加傾向にあります。

子育て関連制度登録数等の推移



(注) 各年3月31日現在 放課後児童クラブ登録児童数、ファミリー・サポート事業登録会員数は平成24(2012)年以前はデータなし

資料：広島県健康福祉局調べ

家庭

1 一日の生活時間

2次活動の時間の使い方では、男性の家事関連時間は54分程度

県内の男女の一日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

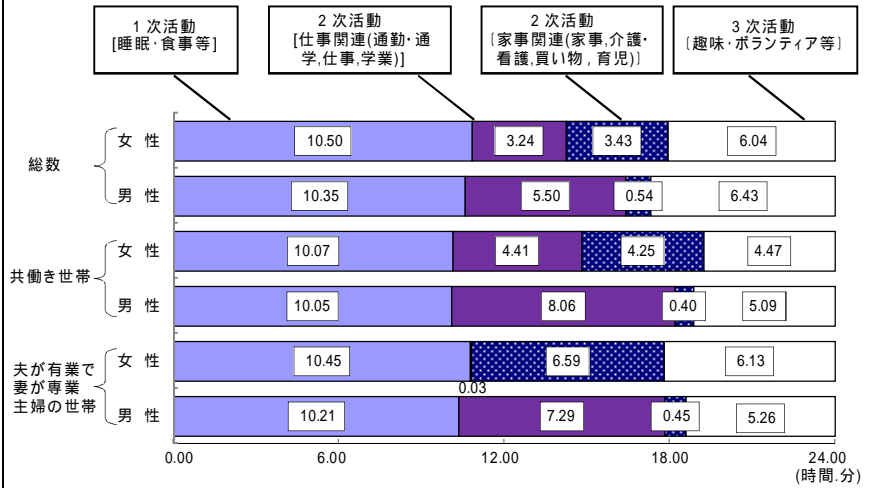
- 1次活動：睡眠、食事等生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事、家事等社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

年齢層別では、特に25～64歳の各年齢層で、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

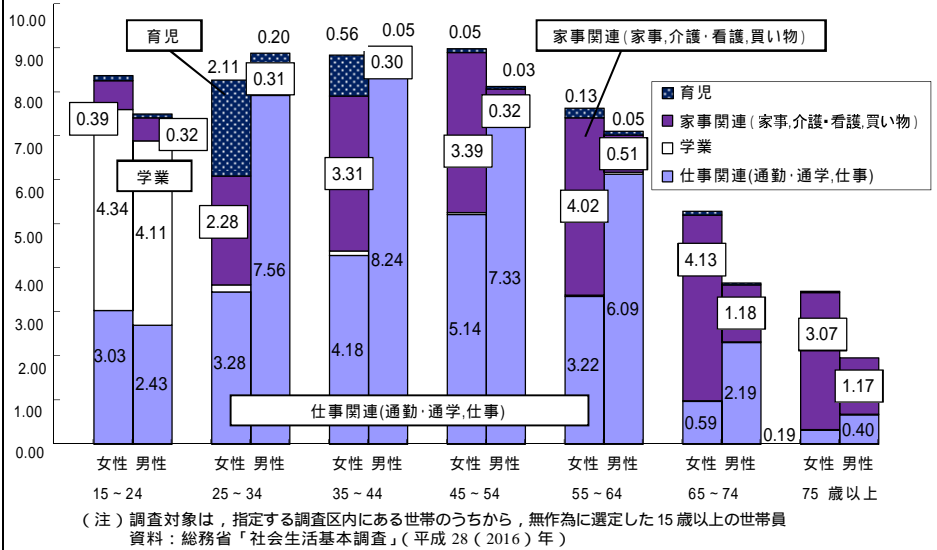
県内の6歳未満の子供を持つ夫が家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり1時間30分で、全国と比較すると7分上回っているものの、育児の時間は45分となっており、全国と比較すると4分下回っています。

しかし、他の先進国と比較すると、特に家事関連時間全体は非常に短くなっています。

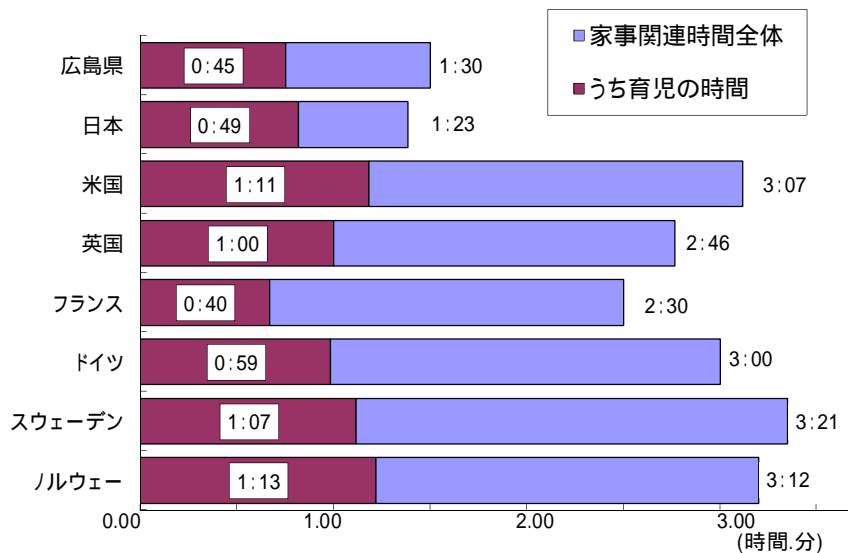
一日の行動の種類別総平均時間数



男女、年齢層別の2次活動の生活時間



6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(国際・全国・県)



資料：総務省「社会生活基本調査」(平成28(2016)年)
 Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018)
 Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)

社会参画

1 県・市町の議員

女性議員の割合は、ほぼ横ばい

令和元(2019)年12月31日現在の議員に占める女性の割合は、県議会では4.7%(3人)となっています。

市町議会では、11.9%(58人)となっており、前年度の12.2%から0.3ポイント減少しました。

市町別に見ると、市議会は11.6%、町議会は12.9%となっています。

(各市町の議員の状況については75ページ参照)

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は、近年ほぼ横ばい

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等(地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関)の委員として積極的に女性を登用することとしています。

県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、令和2(2020)年6月1日現在で28.7%となっており、前年度から0.3%減少しました。

近年、ほぼ横ばい傾向にあります。

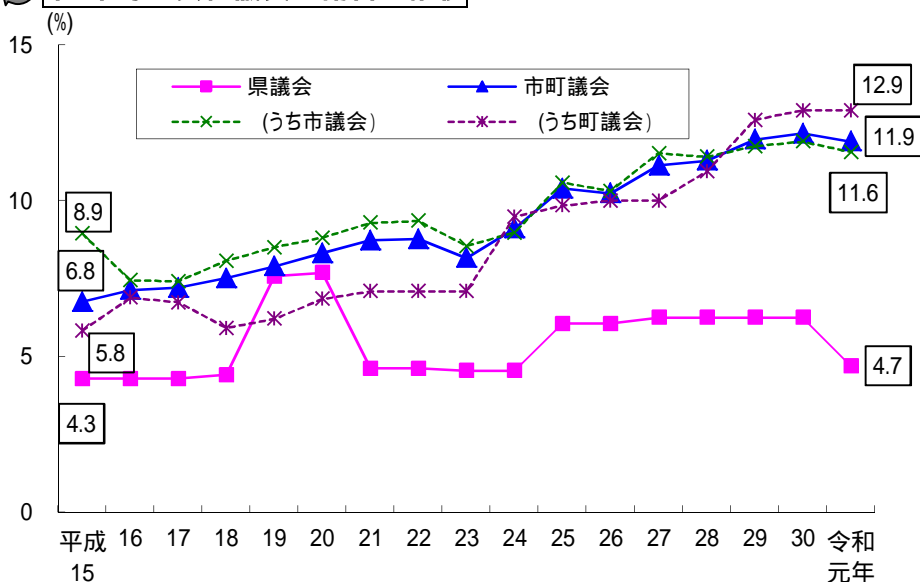
県・市町の議員の状況

[令和元(2019)年12月31日現在]

区分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数(人)	割合(%)
県議会	64(64)	3(3)	4.7(4.7)
市町議会	487(485)	58(59)	11.9(12.2)
市	363(361)	42(43)	11.6(11.9)
町	124(124)	16(16)	12.9(12.9)

(注)括弧内は、県議会は令和元(2019)年7月17日、市町議会は平成30(2018)年12月31日現在

県・市町の女性議員の割合の推移



(注)各年12月31日現在

資料:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

県の行政委員会・審議会等委員の状況

[令和2(2020)年6月1日現在]

区分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している委員会・審議会		総数(人)	女性委員	
		会数	割合(%)		人数(人)	割合(%)
行政委員会 (地方自治法第180条の5関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	74 (75)	13 (14)	17.6 (18.7)
審議会等	73 (75)	72 (73)	98.6 (97.3)	1,453 (1,440)	417 (417)	28.7 (29.0)
5審議会を除く。	68 (70)	67 (68)	98.5 (97.1)	1,214 (1,199)	403 (403)	33.2 (33.6)

(注)括弧内は前年同期

委員数は、専門委員、特別委員、臨時委員を含む

5審議会:法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会

広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、

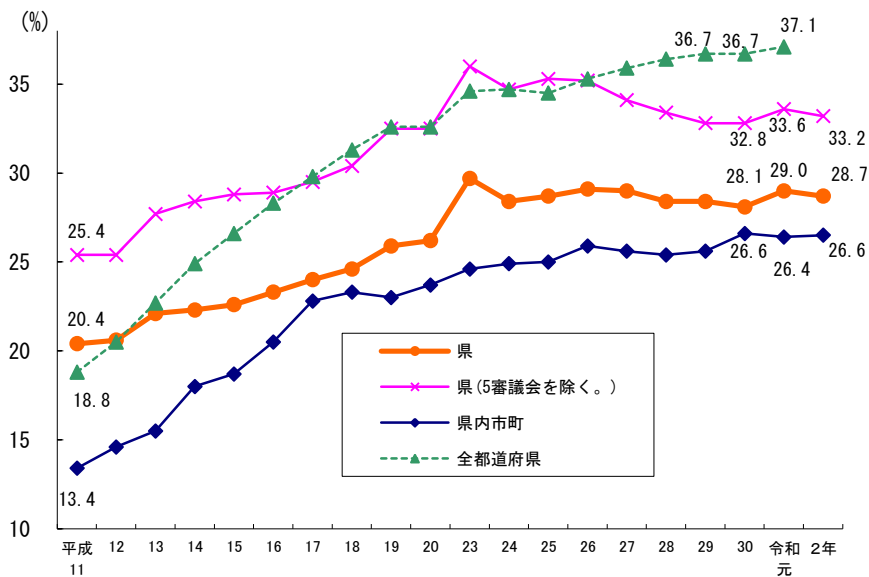
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料:広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

市町の審議会等における女性委員の割合は、令和2(2020)年4月1日現在で26.6%となっています。

(各市町の審議会等委員の状況については76ページ参照)

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



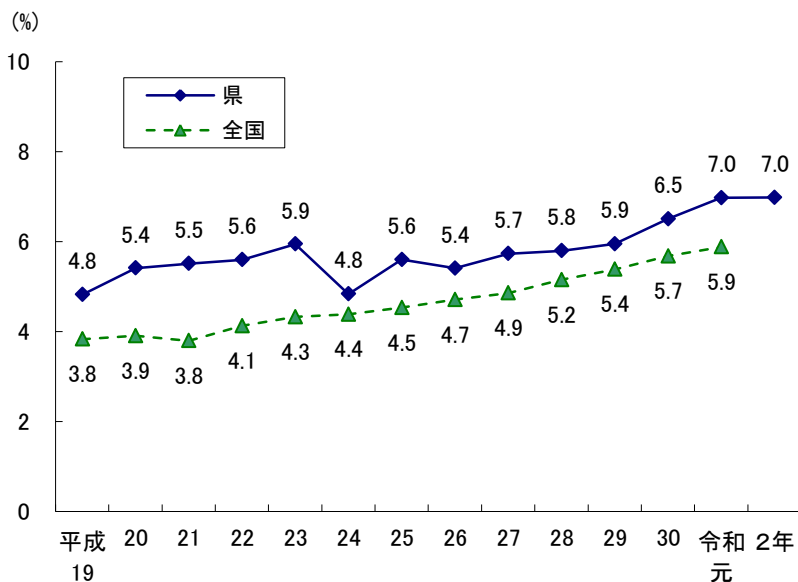
(注) 県は6月1日現在
市町は4月1日現在(ただし、平成14(2002)年・平成15(2003)年は3月31日現在)
令和2(2020)年の全国の数値は、内閣府から令和2(2020)年度内に公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

3 地域における状況

自治会長に占める女性の割合は増加

自治会長に占める女性の割合の推移を見ると、平成19(2007)年から2.2ポイント増加しました。

自治会長に占める女性の割合の推移(全国・県)



(注) 各年4月1日現在
広島市、三次市(平成20(2008)年のみ)、庄原市(平成21(2009)年～平成25(2013)年)、
大崎上島町(平成21(2009)年のみ)、東広島市(平成24(2012)年～平成25(2013)年)を除く。
令和2(2020)年の全都道府県の数値は、内閣府が令和2(2020)年度内に公表見込
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人権男女共同参画課調べ

意識

1 男女の地位

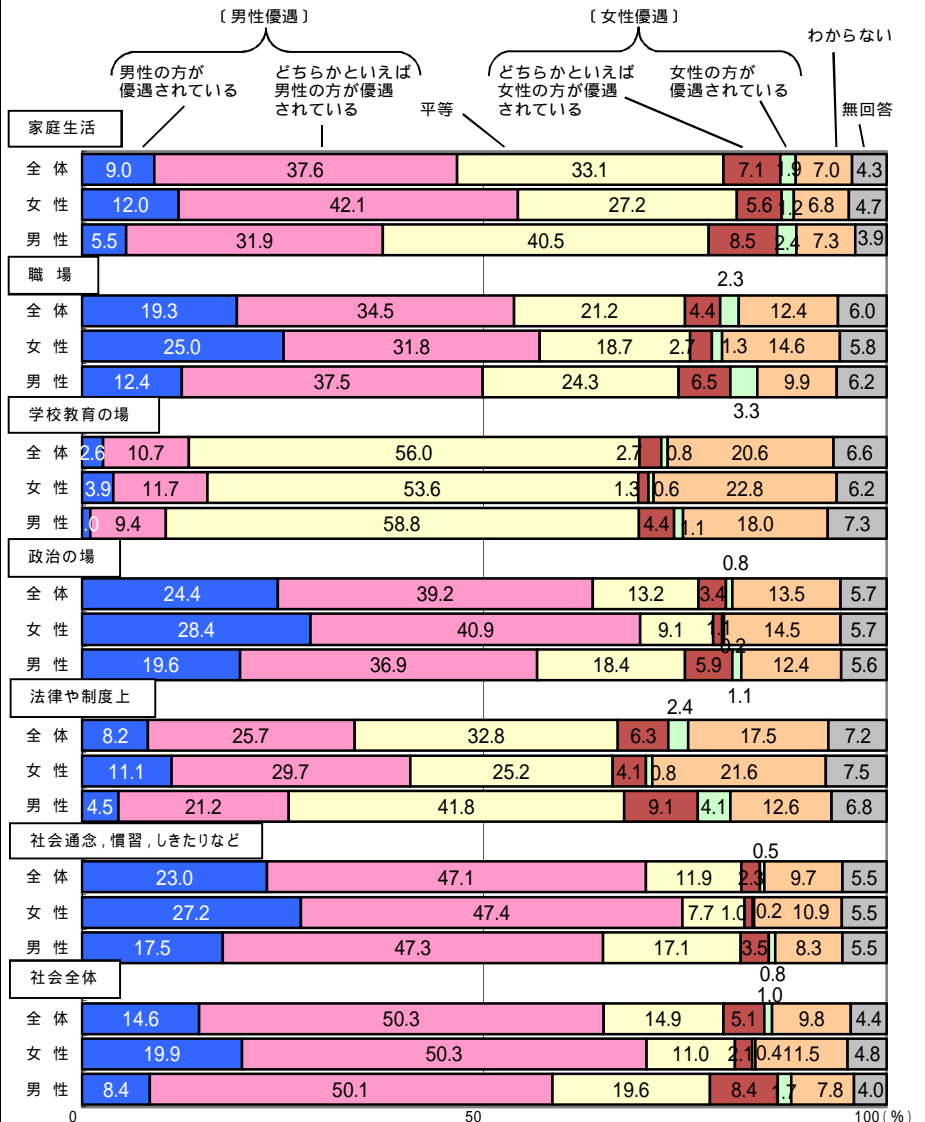
「社会全体」の男女の地位について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が11.0%、男性が19.6%

男女の地位の平等感について、〔平等〕と回答した人の割合は「学校教育の場」で56.0%と最も高く、次いで「家庭生活」（33.1%）、「法律や制度上」（32.8%）となっています。

また、〔男性優遇〕（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、「社会通念、慣習、しきたりなど」（70.1%）で最も高く、「社会全体」（64.9%）、「政治の場」が63.6%と続いており、全ての分野で〔女性優遇〕（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」）を上回っています。

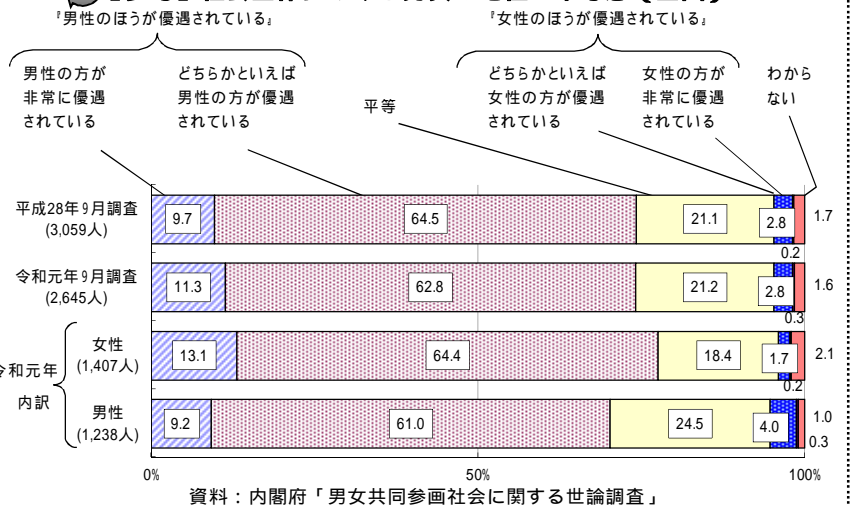
「社会全体」について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が11.0%、男性が19.6%でした。前回調査（平成26（2014）年度）と比較すると、女性は7.9%から3.1ポイント増加しましたが、男性は20.4%から0.8ポイント低下しています

男女の地位の平等感



（注）調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」（平成29（2017）年度）

【参考】社会全体における男女の地位の平等感（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

教 育

1 大学・短期大学・大学院

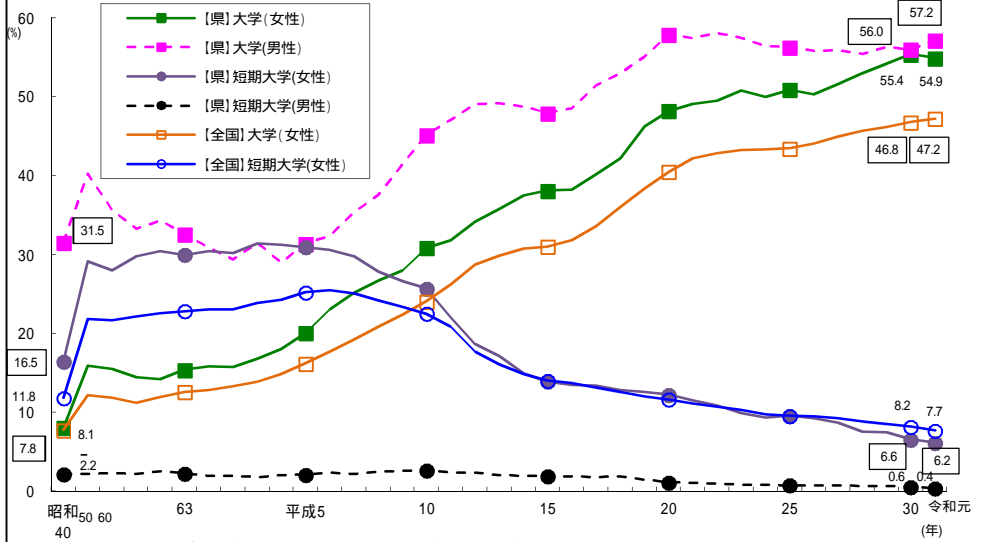
女性の大学進学率は上昇傾向

女性の大学への進学率は上昇傾向にあり、令和元（2019）年で、女性 54.9%、男性 57.2%となっており、男性の方が 2.3 ポイント高くなっています。

女性は全体の 6.2%が短期大学へ進学しており、これを合わせると、女性の大学等進学率は 61.1%となっています。

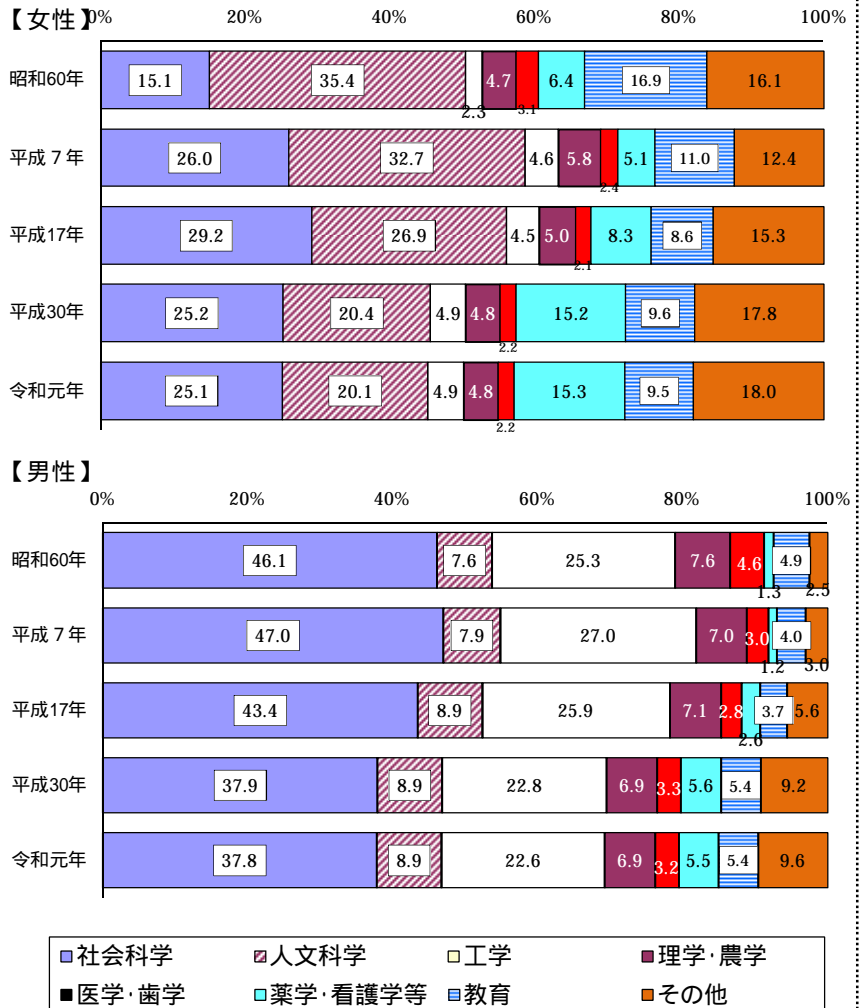
近年、女性の大学への進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は、平成 9（1997）年以降短期大学数が減少していることもあり、平成 3（1991）年の 31.4%をピークに低下しています。

男女別大学・短期大学進学率の推移(全国・県)



(注) 昭和60年以前の数値は通信過程を卒業した者を含まない。
資料：文部科学省「学校基本調査」

【参考】専攻分野別学生割合(大学(学部))の推移(全国)



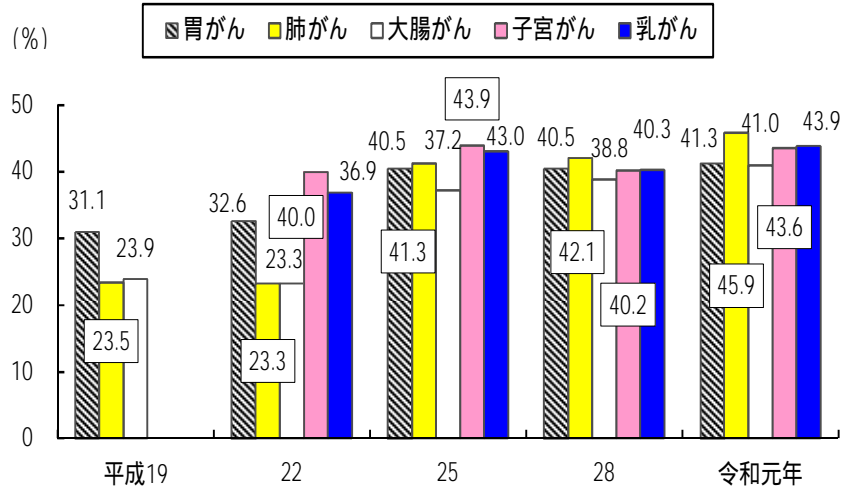
(注) その他は「家政」「芸術」「商船」「その他」の合計
国立・公立・私立の全てを含む。
資料：文部科学省「学校基本調査」

1 がん検診

がん検診受診率は40%程度

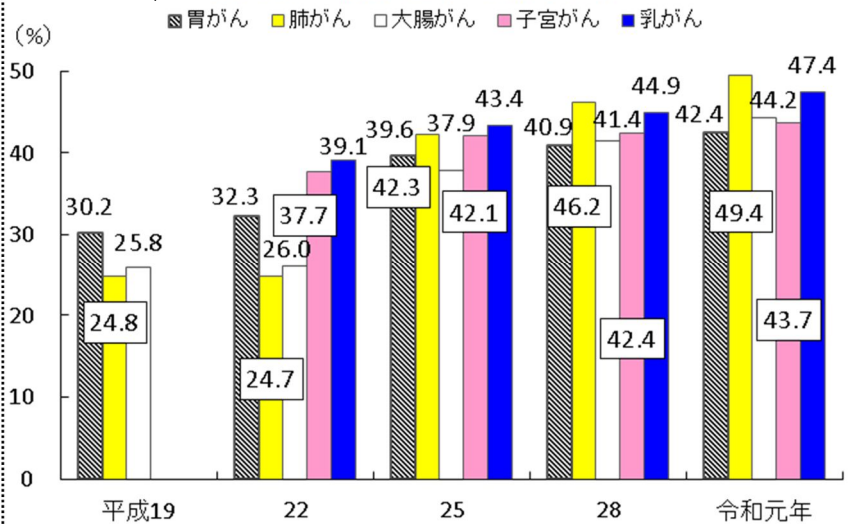
がん検診の受診率は、前回調査より増加し、すべての分野で40%を超えたものの、全国平均には届いていません。

🔄 **がん検診受診率の推移**



(注) 胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率。子宮がん、乳がんについては平成19(2007)年のデータなし。
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19(2007)、22(2010)、25(2013)、28(2016)年、令和元(2019)年)

🔄 **【参考】がん検診受診率の推移(全国)**



(注) 胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率。子宮がん、乳がんについては平成19(2007)年のデータなし。
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19(2007)、22(2010)、25(2013)、28(2016)年、令和元(2019)年)

女性に対する暴力、セクシュアルハラスメント

1 こども家庭センター、エソール広島における相談件数等

こども家庭センター等における相談件数等は増加傾向

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における令和元（2019）年度の相談件数は7,004件で、前年度よりも394件（6.0%）増加しています。相談件数のうち暴力逃避（配偶者等、子、親、その他の親族及びその他の者による身体的、精神的又は性的暴力被害）に関する相談は3,456件で、49.3%を占めています。

また、一時保護は63件で、前年度より減少しました。そのうちDV（ドメスティック・バイオレンス。51ページ参照）に関するものは46件で73.0%を占めています。

（公財）広島県男女共同参画財団（50ページ参照）が実施する「エソール広島」相談事業に令和元（2019）年度に寄せられた相談は2,161件で、電話相談が2,030件、面接相談が131件となっています。

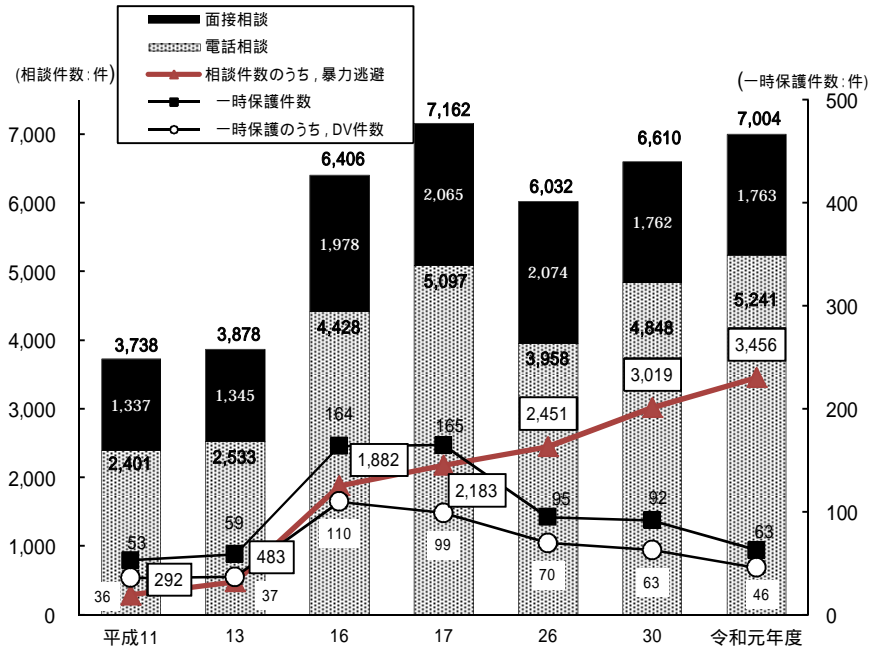
このうち、DVに関する電話相談が250件（12.3%）、DVに関する面接相談が35件（26.7%）となっています。

2 配偶者等からの暴力（DV）

県警におけるDV相談等件数は上昇傾向

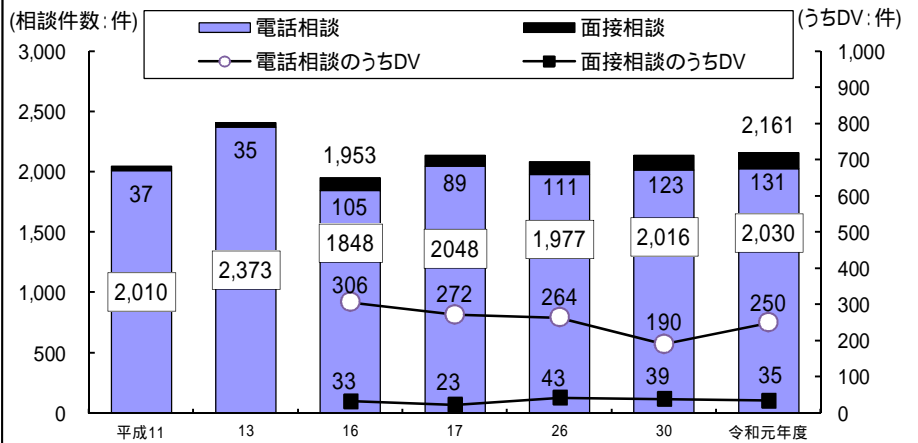
DV相談等件数は、令和元（2019）年は2,050件となっており、平成30（2018）年よりも19件減少しましたが、2,000件前後で推移しています。

こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



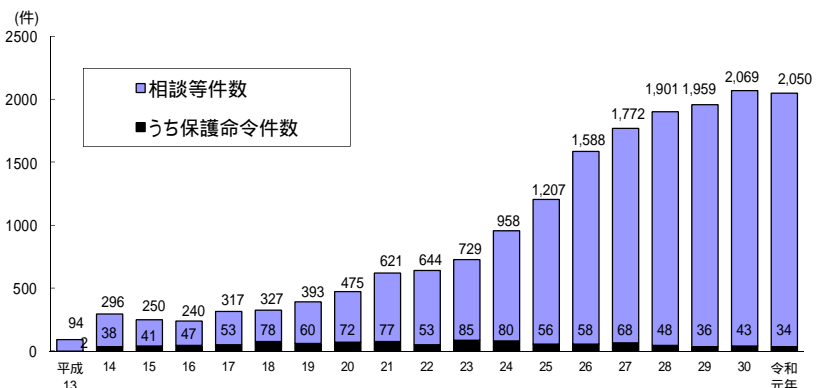
（注）女性に関する相談：売春防止法による女性相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。男性からのDV相談を含む。
資料：広島県健康福祉局調べ

「エソール広島」相談事業における件数の推移



資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

県警におけるDV相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

3 セクシュアルハラスメント

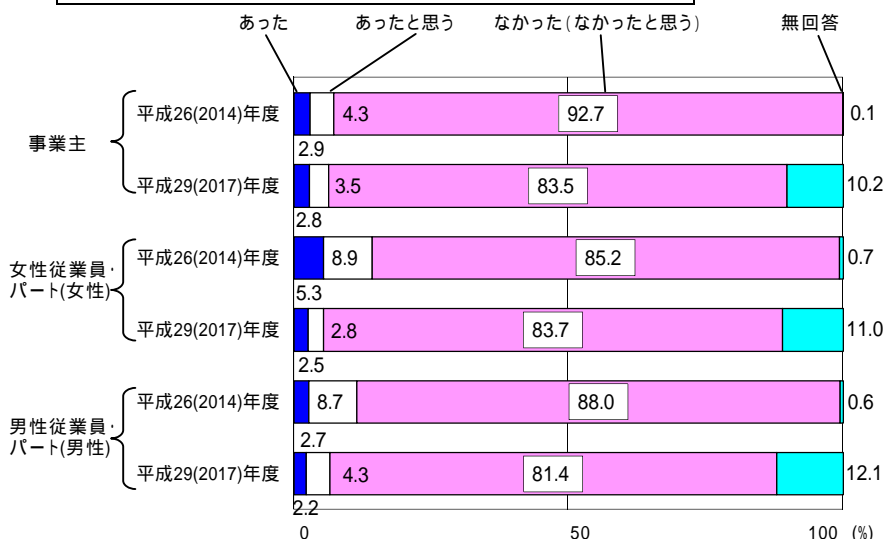
有無と内容

パート従業員を含む女性の4.0%，男性の1.7%が「セクハラを受けた」と回答

パート従業員を含む男女の従業員のうち，職場でセクシュアルハラスメントが「あった」，「あったと思う」と回答したのは，女性が5.3%，男性は6.5%，事業主では6.3%となっています。

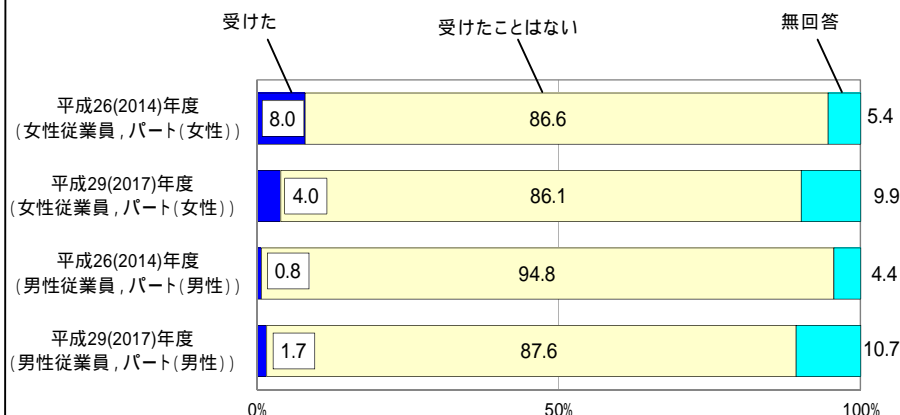
また，パート従業員を含む女性従業員の4.0%，男性従業員の1.7%がセクシュアルハラスメントを「受けた」と回答しており，そのうち被害の内容としては，女性従業員では「性的な話，質問をされた」(26.2%)が最も多くなっています。

職場におけるセクシュアルハラスメントの有無の認識

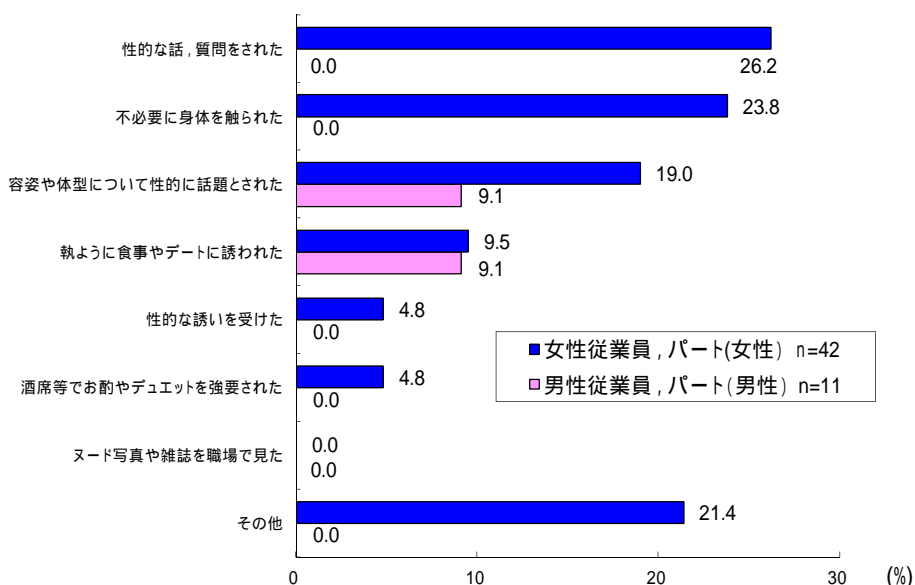


本人のセクシュアルハラスメント被害の有無

(「セクハラを受けた」と回答した従業員) 複数回答



セクシュアルハラスメントの内容



(注) 調査対象は，広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員，男性従業員，パート各 2,500 人
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 26 (2014)，平成 29 (2017) 年度)

防止対策

防止対策を講じている事業主の割合は51.9%

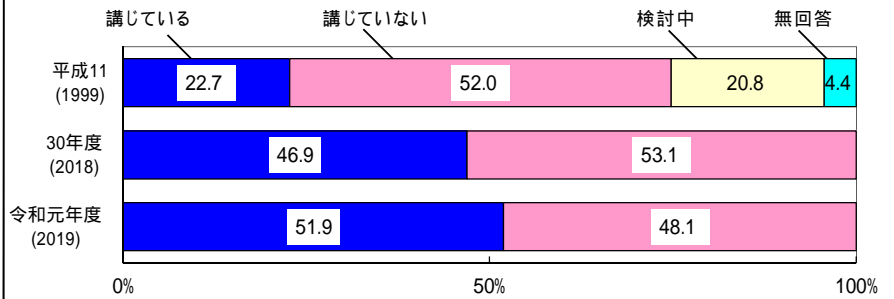
男女雇用機会均等法（5ページ参照）により，事業主が講じなければならないとされているセクシュアルハラスメント防止対策については，「講じている」は51.9%で，前年度（46.9%）に比べ5.0ポイント増加しています。

防止対策の内容としては，「就業規則等による方針の明文化」が68.1%と最も多く，次いで「相談窓口の設置」（45.2%），「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」（42.2%）等となっています。

なお，令和元年5月に男女雇用機会均等法，育児・介護休業法，労働施策総合推進法が改正され，セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されました。

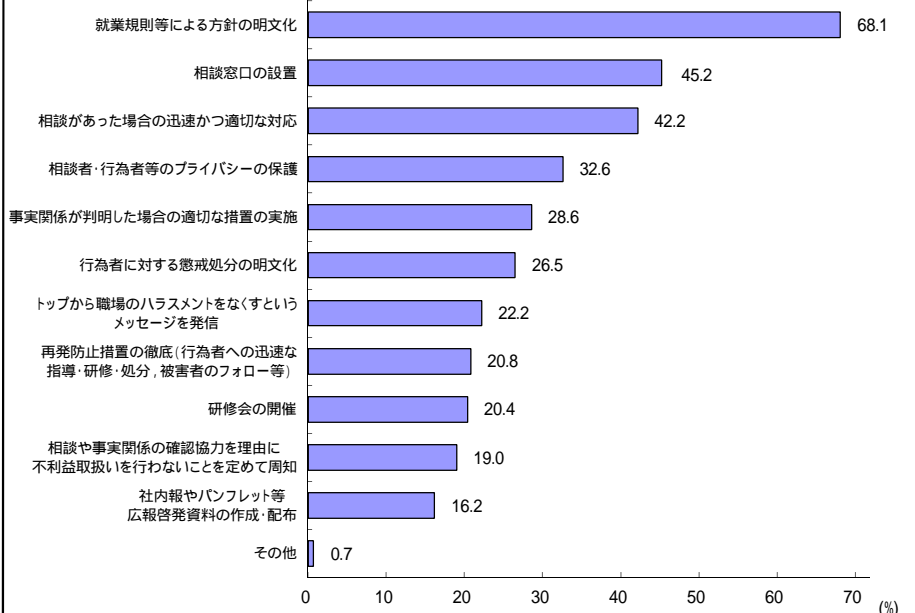
広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口寄せられた相談件数は，令和元（2019）年度で187件となっています。

職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の有無【事業主調査】



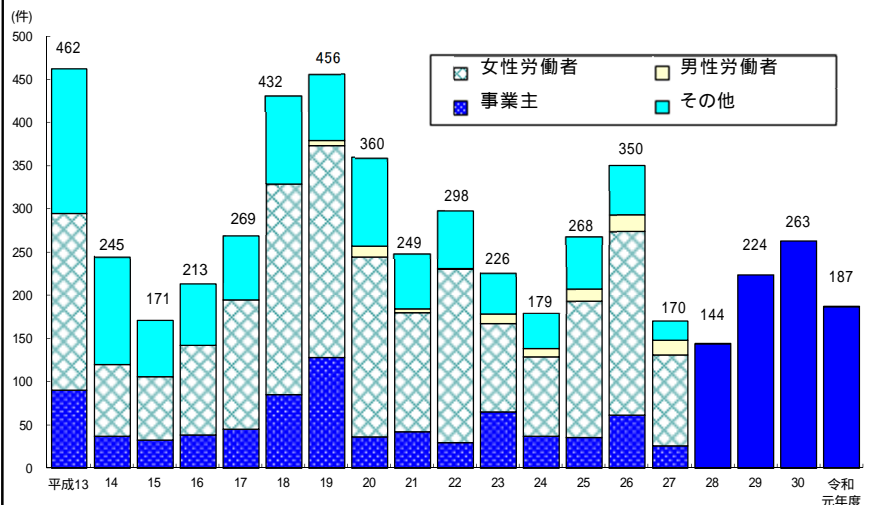
職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の内容【事業主調査】

（「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主）複数回答



（注）調査対象は，広島県内の本所事業所2,500社（平成11（1999）年度は2,000社）
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成30（2018）年度，令和元（2019）年度）
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成11（1999）年度）
・平成30年度及び令和元年度の調査結果については，無回答を除いて集計しているため，過去の調査結果と比較する場合には注意が必要

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数の推移



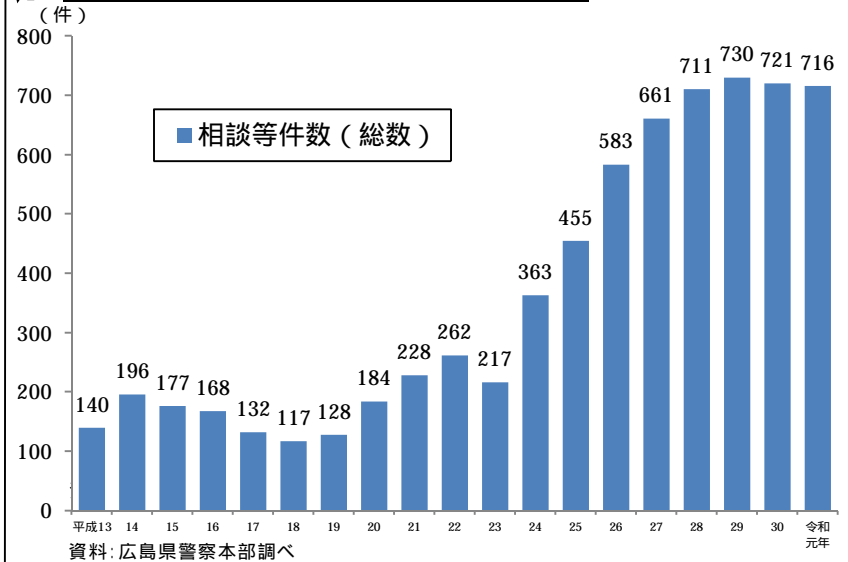
資料：広島労働局雇用環境・均等室調べ
28年度分から，内訳に関する集計はしなくなった

4 ストーカー

ストーカー相談等件数は高止まり

平成12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が成立し、ストーカー行為等を処罰するなど、必要な規制を行うことと、被害者に対する援助等を定められました。相談等件数は、前年度より減少したものの高止まりの状況にあります。

県警におけるストーカー相談等件数の推移

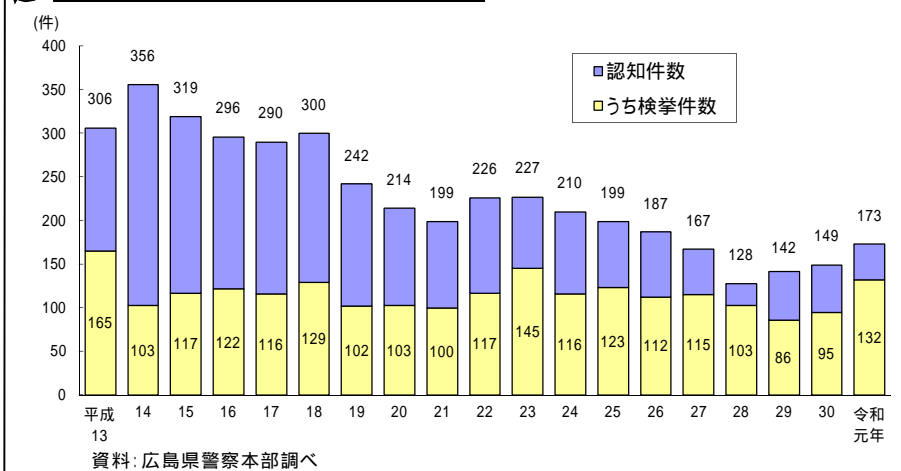


5 性犯罪等

**性犯罪認知件数は増加傾向
検挙件数は増加**

令和元(2019)年の性犯罪認知件数は173件で、そのうち検挙件数は132件(76.3%)となっています。

県警における性犯罪事案対応状況



「性被害ワンストップセンターひろしま」における令和元(2019)年度の相談件数は399件でした。そのうち、医療、法律、心理等の専門支援等への提供は、66件(延べ164回)となっています。

性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況

新規相談件数 (対応回数)	電 話		
	電話 (電話等相談回数)	面 接 (面接相談回数)	専門支援等 (専門支援等提供回数)
399件 (2,594回)	270件 (2,158回)	88件 (140回)	66件 (164回)

(注) 対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数
相談件数及び対応回数の総数には、無言、性被害以外の問い合わせ等129件(回)を含む。
資料: 広島県環境県民局調べ

防 災

1 防災会議委員

県の防災会議における女性委員の割合は微増

平成 24 (2012) 年の災害対策基本法の改正により、都道府県防災会議では、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を委員に任命することが可能となったため、広島県防災会議には、平成 24 (2012) 年 10 月に女性委員が 1 名就任しました。

今年度は、県防災会議に占める女性委員の割合は 5.1% となりました。

また、市町の防災会議の委員に占める女性の割合は、前年度より増加し、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在で 7.3% となっています。

2 消防団員

消防団員に占める女性の割合は全体の 2.66% で、上昇傾向

市町の消防団員総数が減少する中で、女性消防団員数は増加傾向にあり、令和元 (2019) 年は 572 人と、平成 13 (2001) 年の約 3.9 倍となっています。

女性消防団員の割合は、令和元 (2019) 年は 2.66% と前年 (2.60%) から 0.06 ポイント上昇しています。

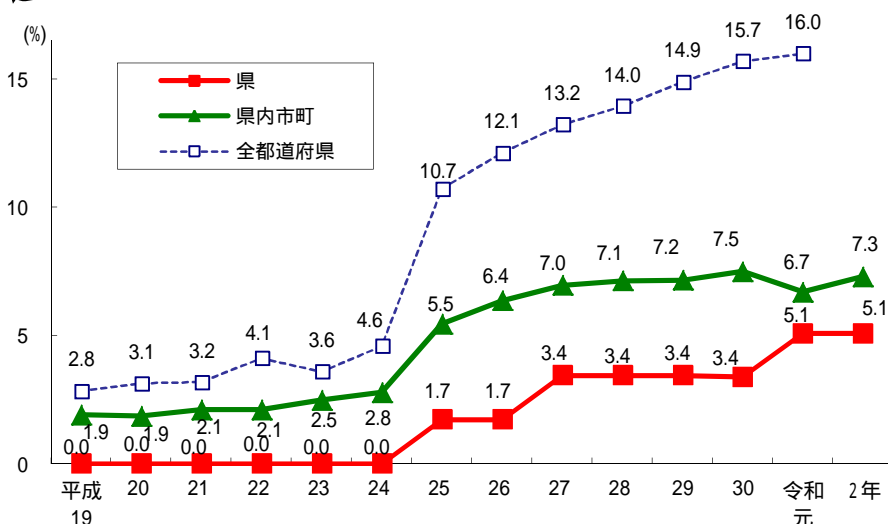
県・市町の防災会議の委員の状況

[令和 2 (2020) 年度]

区 分	委員総数 (人)	女性委員	
		人数 (人)	割合 (%)
県防災会議	59 (59)	3 (3)	5.1 (5.1)
市町防災会議	795 (822)	58 (55)	7.3 (6.7)
市	536 (566)	42 (42)	7.8 (7.4)
町	259 (256)	16 (13)	6.2 (5.1)

(注)括弧内は前年同期

地方防災会議における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)

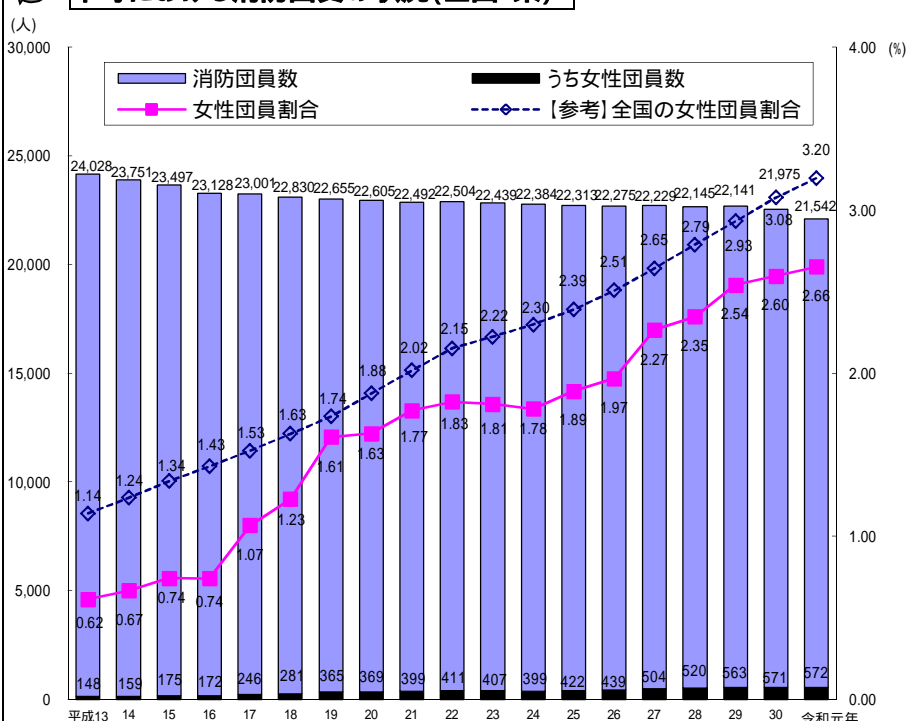


(注) 県は 6 月 1 日現在 市町は 4 月 1 日現在

令和 2 (2020) 年の全国の数値は、内閣府が令和 2 (2020) 年度内に公表する見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

広島県人権男女共同参画課調べ

市町における消防団員の状況(全国・県)



(注) 各年 4 月 1 日現在

資料：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
総人口		2,826,858 人	127,138,033 人	12	令和2 (2020)年 1月1日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)	
	女 性	1,454,000 人	65,102,005 人	12		
	男 性	1,372,858 人	62,036,028 人	12		
65歳以上人口		816,324 人	35,486,813 人	12	令和2 (2020)年 1月1日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)	
	女 性	464,336 人	20,050,478 人	11		
	男 性	351,988 人	15,436,335 人	12		
15歳未満人口		363,087 人	15,528,262 人	11		
	女 性	177,275 人	7,567,920 人	11		
	男 性	185,812 人	7,960,342 人	11		
世帯数	1,324,413 世帯	59,071,519 世帯	11	令和2 (2020)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)	
1世帯当たり人員	2.13 人	2.15 人	34	令和2 (2020)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)	
3世代同居率	4.5%	5.7%	25	平成27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
平均寿命				平成27 (2015)年	厚生労働省 「都道府県別生命 表」	
	女 性	87.33 歳	87.01 歳			10
	男 性	81.08 歳	80.77 歳			9
男女差	6.25 歳	6.23 歳	28			
平均初婚年齢				令和元 (2019)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)	
	女 性	29.1 歳	29.6 歳			31
	男 性	30.5 歳	31.2 歳			38
婚姻率(人口千対)	4.8 人	4.8 人	7			
離婚率(人口千対)	1.62 人	1.69 人	28			

項 目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率(人口千対)	7.3 人	7.0 人	10	令和元 (2019)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.49 人	1.36 人	15			
死亡率(人口千対)	11.3 人	11.2 人	34			
就業率		54.8%	53.7%	24	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」
	女 性	46.2%	45.4%	26		
	男 性	64.3%	62.6%	22		
共働き率	46.1%	45.5%	33	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)		146.4 時間	142.2 時間	21	平成 30 (2018)年	厚生労働省 「毎月勤労統 計調査年報」
	女 性	126.0 時間	123.4 時間	31		
	男 性	162.2 時間	158.2 時間	21		
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)		318.1 千円	323.5 千円	6	平成 30 (2018)年	厚生労働省 「毎月勤労統 計調査年報」
	女 性	212.5 千円	218.0 千円	16		
	男 性	400.3 千円	414.0 千円	8		
平均勤続年数		13.2 年	12.4 年	5	令和元年 (2019)年	厚生労働省 「賃金構造基 本統計調査結 果」
	女 性	10.6 年	9.8 年	13		
	男 性	14.4 年	13.8 年	6		
高等学校等進学率		98.7%	98.8%	35	令和元年 (2019)年	文部科学省 「学校基本調査」
	女 性	98.7%	99.0%	38		
	男 性	98.6%	98.6%	28		
大学等進学率(注3)		60.6%	54.7%	5	令和元年 (2019)年	文部科学省 「学校基本調査」
	女 性	62.6%	57.8%	7		
	男 性	58.7%	51.6%	3		

(注1) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2) 平成 24(2012)年 7 月 9 日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれる。

(注3) 全日制・定時制高校の卒業生に限定した進学率である。

第 2 部

令和元（2019）年度に 県が実施した主な施策

（注）本文中の「番号」は、49～52 ページに注釈を掲載しています。

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

様々な職場において女性の活躍が進むことは、性別に関わりなく誰もが仕事と生活の充実を図りながら暮らすことができる社会の実現につながります。

また、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、より多様な人材の能力を活かしていく観点から、様々な職場での「女性の活躍」が一層期待されています。

このため、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができるよう、「職場における女性の活躍促進」に取り組みます。

1 職場における女性の活躍促進

(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

労使をはじめ社会全体に、¹労働基準法、²男女雇用機会均等法、³女性活躍推進法などの法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底を図るとともに、女性が妊娠・出産などを経ても就業継続できるよう、雇用環境の整備を支援

「働く女性応援隊ひろしま」(現：⁴働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま)の活動などにより、社会全体や企業の中で女性が活躍できる環境づくりのための機運を醸成

企業などにおける女性活躍推進に向けた取組を促進するとともに、女性の積極的登用を図るため、⁵積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進するよう、経営者層などを対象として具体的なモデルや成果について普及啓発

女性が働き続けるための情報提供や相談対応、就業継続に必要なスキルや心構えを学ぶ機会を提供するなど、自らの能力を発揮したいと思う女性の挑戦を支援

令和元（2019）年度の実施状況

女性活躍における先進的で活用度の高い取組事例を収集し、県内企業及び女性に向けて発信しました。(商工労働局)

県内の女性管理職登用に向けた人材育成を支援するため、女性従業員及び女性部下を持つ管理職に対する研修を実施しました。(商工労働局)

県内企業に対し、働き方改革・女性活躍推進員が直接アプローチし、経営にプラスになる情報を確実に届け、企業の取組を促進しました。(商工労働局)

平成27年度に認定した女性活躍推進アドバイザーを企業に派遣し、女性管理職登用の計画策定に向けて個別支援アドバイスを実施しました。(商工労働局)

出産・育児等に直面しても会社を辞めることなく就業継続ができるよう意識改革やノウハウを習得するための研修会や出前講座（研修講師の企業派遣）を開催するとともに、女性従業員の悩みを理解し、相談・助言・育成を行うメンター（指導者）を養成しました。

（商工労働局）

管理職昇進意欲（キャリア意識）喚起を図り、県内企業等における指導的立場に占める女性の割合を高めるため、県内企業等で働く女性と女性管理職のネットワークの構築を目指し、企業や業種の枠を超えた、働く女性のための交流会を実施しました。

（商工労働局）

（２）農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進

広島県男女共同参画基本計画（第４次）における主な施策

方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発、各種団体への働きかけ
農林水産業への新規就業を促進するとともに、男女が対等なパートナーとして、互いに協力して農林水産業の経営などに参画できるよう、市町や関係団体の取組を支援

集落法人において、農業経営の多角化・複合化などの「⁶6次産業化」を行うことで、女性の経済的な自立を促進

創業希望者に対して、専門スタッフによる相談、創業準備セミナーの実施や創業サポーターの派遣など、創業前から創業後にわたって継続的・総合的に支援

令和元(2019)年度の実施状況

企業の指導的立場における女性の割合を増やすため、女性管理職登用支援を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組支援・活動状況の広報等を行いました。

（商工労働局）（農林水産局）

小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が専門家を派遣する取組や、商工会議所等が実施する研修を支援しました。

（商工労働局）

（３）再就職等女性の就業に向けた環境の整備

広島県男女共同参画基本計画（第４次）における主な施策

⁹わーくわくママサポートコーナーを、マザーズハローワーク広島やハローワーク福山マザーズコーナーによる職業紹介と一体的に運営することにより、仕事と家庭の両立に関する不安を払拭し、女性の就業をワンストップで支援

離職者の再就職に向けた支援の充実

新規学卒者など若者に対し、きめ細かな就業支援をワンストップで提供

出産・育児，その他の理由で離職している女性の就職を支援するため，「マザーズハローワーク広島」や「ハローワーク福山マザーズコーナー」に併設した「わーくわくママサポートコーナー」において，きめ細かい相談対応や，保育所情報等子育て支援情報の提供を行うとともに，職場体験プログラムや就職応援セミナー等を実施しました。（商工労働局）

<女性の就職総合支援事業実施状況>

わーくわくママサポートコーナーの就職者数	342人
----------------------	------

女性医師の出産・育児による離職を防止し，仕事と育児を両立できるよう，医療機関に対し，短時間正規雇用制度等の導入を促進するための費用の一部を助成しました。また，女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け，復職，育児のための総合的な支援を実施しました。（健康福祉局）

<女性医師等就労環境整備事業実施状況>

女性医師短時間正規雇用導入支援事業	26件
ベビーシッター等活用支援事業	1件
宿直等代替職員活用支援事業	12件
保育サポーターバンク事業	1件

育児などで離職中の看護職員を対象に，看護実践能力や復職に対する不安を解消し，再就業を支援するため，技術演習などの事前研修及び病院等での実践研修を実施しました。また，離職者の実態把握と情報提供や個別の希望に沿った研修による復職支援を行いました。

<看護職員復職支援事業実施状況>

（健康福祉局）

研修延受講者数	53人	（うち復職者 38人）
---------	-----	-------------

母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練（知識等習得訓練）を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。（商工労働局）

雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や求人・求職データベース「Go!ひろしまデータベース」により，求人情報，就職支援情報等の雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。また，広島労働局と連携して「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し，一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援しました。

（商工労働局）

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版，携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報，就職面接会・説明会，多様なワークスタイル，若年者・中高年齢者への支援，生活支援など</p>	<p>学生向け UIターン情報，就職支援情報，インターンシップ情報，就職面接会・相談会，就職相談窓口など</p>
<p>労働者向け 労働者派遣，労働相談コーナー，勤労者福祉・福利厚生，ワーク・ライフ・バランス，職場における男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 産業支援情報，採用活動支援情報，労務管理，雇用における男女の均等な機会と待遇の確保，労働問題・労使紛争など</p>

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

在宅勤務制度や短時間勤務制度など多様な働き方の導入や、育児・介護休業などの取得促進、職場復帰者の支援など、働きやすい職場環境の整備を推進

長時間労働の是正と休暇取得を促進

育児・介護休業法、介護保険法などの周知を図るとともに、特に中小企業の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進する他、¹²広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度への登録を促進

男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続け、また、共に子育てや介護を担い、分かち合うことができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援及び介護支援・サービスなどを充実

令和元(2019)年度の実施状況

働き方改革を実践する企業の裾野を拡大するため、県内経済団体の創設した「広島県働き方改革実践企業認定制度」と連携し、認定企業の取組を優良事例として見える化・情報発信するとともに、企業ごとの取組度合に応じたきめ細かな個別支援を実施しました。

また、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」とも連携して、「働き方改革推進シンポジウム」を開催するなど、県内の機運醸成に取り組みました。

(商工労働局)

多様な就業ニーズに対応するため、就業支援情報の充実を図るとともに、パートタイム労働や派遣労働などの働き方を選択した場合に適正な処遇や労働条件が確保されるよう、国と連携し、事業主などに対して、¹³パートタイム労働法や¹⁴労働者派遣法などの周知を図りました。

(商工労働局)

次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、¹⁵「ひろしまファミリー夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。

(健康福祉局)

- 一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を「広島県仕事と家庭の両立支援企業」として登録し、県のホームページ等でその内容を紹介しました。

(商工労働局)



- 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや時間外保育、病児保育、¹⁶事業所内保育施設等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、地域子育て拠点事業や¹⁷放課後児童クラブ・¹⁸放課後子供教室の設置等「子育てサービス事業」を実施する市町に対し支援を行いました。（健康福祉局）（教育委員会）

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

地域子育て支援拠点事業	23市町	155か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22市町	715か所
地域学校協働活動推進事業（放課後子供教室）	20市町	185か所

- 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを推進するため、（公社）広島県看護協会に委託し、多様な勤務形態導入のための相談窓口の設置や、医療機関に対するアドバイザーの派遣、（一社）広島県病院協会と連携した研修会を実施しました。

（健康福祉局）

経済団体・県・¹⁹（公財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子供と子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象 妊婦から18歳未満の子どもがいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
（料金の割引やポイントアップ、子供にやさしい施設の提供等）

サービスの提供 子供連れで来店・来所の場合
子供連れでない場合には、Kids めるまが（ ）から送信される「イクちゃん」の画像を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids めるまがとは、（公財）ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、18歳未満の子供の保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの（無料）

登録店舗数 6,750店舗（R2.3末）

参加企業等の情報提供及びPR等

- サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- 専用サイト（<http://www.ikuchan.or.jp/service/>）で、企業や店舗等のサービス内容を紹介



ステッカーイメージ

(5) 男性の家庭への参画の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

男性従業員の育児休業取得促進に取り組むことを宣言した企業を登録する²⁰育メン休暇応援制度や奨励金などにより、男性も育児休業などを取得しやすい職場環境の整備を促進

学習機会の提供や、具体的なモデルや成果の普及に努めることにより、男性の家事、育児、介護や地域社会活動などへの参画を支援

家族が互いに尊重し協力し合って、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たせるよう多様な啓発を実施

経営者の意識改革や働き方の見直しを進めるため、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりに取り組む企業経営者で構成する「イクボス同盟ひろしま」の活動を促進

令和元(2019)年度の実施状況

男性従業員の育児休業等の取得促進に取り組むことを宣言した企業を「広島県男性育児休業等促進宣言企業」として登録し、実際に男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に対し、「いきいきパパの育休奨励金」の支給を行い、男性の育児休業取得促進に向けた職場環境整備を図りました。（商工労働局）

広島県男性育児休業等促進宣言企業数	33社
-------------------	-----

企業等の経営者で構成する「イクボス同盟ひろしま」において、メンバー同士による勉強会をはじめ、イクボス推進セミナーを開催し、企業ぐるみで男女がともに働きやすい職場環境づくりのための取組の加速を図りました。

（商工労働局）

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

様々な分野において政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組が行われるよう啓発を充実

県の行政委員会及び審議会等の委員として、女性を積極的に登用

市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけ

政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策を充実

令和元(2019)年度の実施状況

政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けて、積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等の委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場に参画できる人材を育成するため、²³(公財)広島県男女共同参画財団が実施する²⁴「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。(総務局)(環境県民局)(教育委員会)(警察本部)

令和元年度のエソールひろしま大学は、男女共同参画の視点を持った防災人材の育成を目的として、3回連続講座で実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2回と第3回は延期とした。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画(第4次)における主な施策

地域づくりを担うボランティア、²⁵NPO、住民自治組織など多様な主体間の協働の支援や、情報提供を行うことにより、県民の地域社会活動への参加を促進

地域社会活動が活発化するよう、地域で活躍する人材の育成や住民主体の活動を支援

令和元(2019)年度の実施状況

社会的課題の解決に取り組む優れた社会貢献活動を表彰する「ひろしま県民活動表彰」を実施し、応援団体の活動内容等を紹介しました。

(環境県民局)

中山間地域で地域づくりに取り組む人や活動をつなぐプラットフォームである「ひろしま里山・チーム500」において、メンバーのプロフィールや活動情報の紹介、交流会の開催などを行い、活動の継続・拡大を支援しました。(地域政策局)

<ひろしま里山・チーム500事業の主な実施状況>

「ひろしま里山・チーム500」登録者数	354人(令和2年7月現在)
---------------------	----------------

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

各部局が連携を密にし，男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進
施策の推進に当たっては，目標値を掲げて取り組むとともに，毎年，男女共同参画の推進状
況及び施策の実施状況を取りまとめ，公表

令和元(2019)年度の実施状況

広島県男女共同参画施策推進協議会（資料編 82～83 ページ参照）を中心とした各部局の連
携の下に，「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」に掲げる施策を推進しました。

（環境県民局）

(2) ²⁶広島県女性総合センター機能の充実・強化

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

県民ニーズや社会情勢の変化に対応し，情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の各種事
業を充実させるとともに，県内の市町，男女共同参画センター，NPO，大学，企業などと連
携・協働して，県内の男女共同参画の推進に取り組むことができるよう，（公財）広島県男女
共同参画財団の取組を支援

令和元(2019)年度の実施状況

広島県女性総合センター「エソール広島」において，（公財）広島県男女共同参画財団が実
施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援しました。

（環境県民局）

(3) 市町等との連携強化・取組支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

男女共同参画を取り巻く状況や先進的取組事例などを市町に対して積極的に情報提供し，地
域における男女共同参画の推進を支援

（環境県民局）

令和元(2019)年度の実施状況

地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため、市町及び関係団体の男女共同参画担当者等を対象に、先進的取組事例の紹介等を行う男女共同参画研修会を開催しました。

また、市町における男女共同参画推進の機運醸成を図るため、市町（東広島市）と連携して講演会を開催しました。（環境県民局）

< 男女共同参画研修会開催状況 >

第1回 「男性の育児・家事と女性の就労から考える男女共同参画」

開催日：令和元年8月26日（月）

開催地：広島市〔エソール広島〕

参加者数：55人

内容：講演「男性の育児・家事と女性の就労から考える男女共同参画」

講師：石井 クンツ 昌子 氏

（国立大学法人お茶の水女子大学 教授）

第2回 「落語でわかる！男女共同参画のはなし」

開催日：令和元年11月5日（火）

開催地：神石高原町〔三和協働支援センター〕

参加者数：26人

内容：講演「落語でわかる！男女共同参画のはなし」

講師：ジャンボ 衣笠 氏

（くれしん笑芸会会長，落語家）

（市町における取組の詳細は、第4部73～78ページ参照）

重点項目

性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画について、様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」に積極的に取り組みます。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

様々な立場の県民、特に、男性が男女共同参画に関する理解を深め行動することができるよう、多様な機会や情報手段により啓発を行うとともに、学習情報を提供

国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を市町や関係団体などに提供

令和元(2019)年度の実施状況

男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、県ホームページ、広報誌等による広報活動を実施しました。 (環境県民局)

< 男女共同参画週間関連行事等 >

・男女共同参画週間

毎年6月23日～29日（内閣府等男女共同参画推進本部構成府省庁主唱。平成13年度から実施）

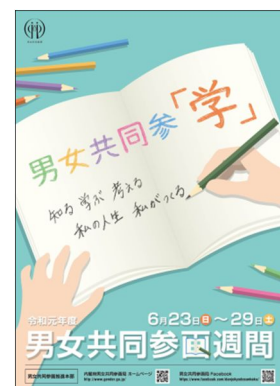
・令和元(2019)年度の標語

「男女共同参「学」 知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

「学び」を通じて、男性も女性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現に向けたキャッチフレーズ

・啓発資料等展示

令和元年6月21日（金）～6月28日（金）：広島県庁ギャラリー



(2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができる能力を身に付けることができるよう、学校における情報教育の充実を図るとともに、インターネットなどにおけるわいせつ情報や性の商品化への対策を実施

令和元(2019)年度の実施状況

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるような環境を整備するための広報啓発を実施するとともに、教員研修による教員の情報モラル教育の基礎的知識の習得や指導方法の充実を図りました。

また、インターネットなどにおけるわいせつ情報や性の商品化に対する取締りを強化しました。
(環境県民局)(教育委員会)(警察本部)

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

児童生徒が男女共同参画について理解し、誰もがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学習指導要領等に則り、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた取組を充実
小・中・高等学校等において、社会人・職業人として必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育を充実

令和元(2019)年度の実施状況

児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進するなど発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を推進しました。(教育委員会)

(2) 研修の充実・支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

県職員について、管理職、一般職など職務に応じた研修を実施
市町と連携し、市町職員を対象とした、研修の機会を提供
事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援

令和元(2019)年度の実施状況

地域における男女共同参画の機運醸成を図るため、市町や企業、地域団体等からの依頼による研修事業を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援しました。

(環境県民局)

安 心 づ く り

1 生涯を通じた健康対策の推進

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

幼少期・思春期，活動期・出産期，更年期，老年期など各ライフステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行い，¹⁸「健康ひろしま 21」を着実に推進

疾病予防・重症化予防対策として，特定健康診査について，対象者全体の受診率の向上対策を通じ，被用者保険の被扶養者の受診率がより一層向上するように，取組を推進

胃がん，肺がん，大腸がんのほか，女性特有のがんである子宮頸がん及び乳がんについて，罹患率の上昇する40歳以上（子宮頸がんのみ20歳以上）の県民を重点的な対象として，がん検診受診率向上対策を推進

令和元(2019)年度の実施状況

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう，県民一人ひとりの主体的な取組を支援し，健康づくりの機運を醸成するため，「ひろしま健康づくり県民運動」を推進し，生活習慣病の予防をはじめとする県民の健康づくり対策を実施しました。（健康福祉局）

特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けて，県ホームページ等で制度周知や受診勧奨を実施するとともに，AI（人工知能）を活用した受診勧奨を推進しました。（健康福祉局）

全てのがん検診で受診率50%を達成するため，「がん検診受診率向上対策事業」「Teamがん対策ひろしま推進事業」などを総合的に実施しました。

（健康福祉局）

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

不妊相談等支援体制，²⁰周産期医療体制及び小児保健医療体制を充実

働く女性が安全で安心な妊娠生活を送り，出産に至ることができるよう母性保護と母性健康管理対策を推進

令和元(2019)年度の実施状況

子どもを望む夫婦が，希望する妊娠，出産を実現できるよう，不妊治療等支援体制及び専門的相談支援体制の充実を図りました。（健康福祉局）

女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策を推進するとともに、周産期医療体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。(健康福祉局)

ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。(健康福祉局)

総合・地域周産期母子医療センター数	10 か所
-------------------	-------

Web コンテンツの充実や県内の大学における出前講座を実施し、将来を担う若者世代が、妊娠、出産、不妊等に関する正しい知識を持ち、将来自らが希望するライフプランを実現できるよう支援しました。(健康福祉局)

出前講座実施回数	1校(受講者数7人)
----------	------------

3校が新型コロナウイルス感染拡大のため中止

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

広島県男女共同参画基本計画(第4次)における主な施策

³⁰ 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」において目標を定め、被害者の相談・支援体制及び自立支援の充実などの取組を着実に推進

令和元(2019)年度の実施状況

³² DV防止法第2条の3の規定によって策定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。(健康福祉局)

DV防止法の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発等を実施しました。

また、配偶者暴力相談支援センター(西部、東部、北部こども家庭センターに設置)において、配偶者等からの暴力に関する相談に対応したほか、DVの被害を受けた方の安全を確保するための一時保護や弁護士等の専門家による被害者の支援を行いました。

(健康福祉局)

< 配偶者暴力相談支援センター等における相談状況 >

相談受付件数(うち暴力逃避)	2,199件(671件)
一時保護件数(うちDV)	63件(46件)

配偶者からの暴力関係機関連絡会議を開催し，行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに，相互の連携を強化しました。

また，民間団体と連携し，DV防止，DV被害者支援等に関する普及啓発活動及び各種研修を実施するとともに，DV被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を行いました。

(健康福祉局)

市町における³³「配偶者暴力相談支援連絡会」の立上げを支援しました。

(健康福祉局)

(2) セクシュアルハラスメント，ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

広島県男女共同参画基本計画(第4次)における主な施策

職場及び学校におけるセクシュアルハラスメント防止対策を推進

「ストーカー総合対策」に取り組み，被害者支援や加害者対策などを推進するとともに，性犯罪，売買春に対する取締強化や防止に向けた啓発を行い，特に，児童買春，児童ポルノの撲滅に向けた取組を推進

性被害者等が，被害を抱え込まず，安心して，被害直後から総合的な支援を受けることができる環境を実現するため，ワンストップで支援を行う相談窓口を運営

女性に対するあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに，被害者が相談しやすい環境の整備や，専門相談員の育成など相談員の資質向上，被害者の社会復帰に向けた支援を充実

令和元(2019)年度の実施状況

職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策を推進するとともに，学校，地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

とりわけ，児童生徒に対する体罰，セクシュアルハラスメントへの早期対応や未然防止に向けて，教育委員会，教育センター及び学校に体罰，セクシュアルハラスメント相談窓口を設置し，児童生徒等からの相談に対応しました。

(総務局)(環境県民局)(健康福祉局)(商工労働局)(教育委員会)(警察本部)

性被害にあわれた方の心身の負担の軽減，健康の回復を図ることができる環境を実現するため，「性被害ワンストップセンターひろしま」において電話相談から面接相談，専門支援の提供を行うとともに，被害者の自己負担の軽減を図るため，医療費や弁護士相談，カウンセリング等に係る経費の公費負担を行いました。

また，相談窓口の認知拡大を図るため，リーフレットの配布やステッカーの掲示等により周知活動を行いました。

(環境県民局)

<性被害ワンストップセンターにおける相談状況>

新規相談件数(対応回数)	399件(2,594回)
--------------	--------------

(注)対応回数とは，電話相談，面接相談，専門支援等の提供の延べ総数
相談件数及び対応回数の総数には，無言，性被害以外の問合わせ129件を含む。

³⁶ ストーカー規制法やDV防止法等，男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに，関係職員の研修を実施するなど，相談体制の充実を図りました。

(健康福祉局) (警察本部)

3 誰もが安心して暮らし，自立できるための支援

(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

³⁷ 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき，ひとり親家庭の置かれている状況に応じた経済的支援や就業支援，生活支援を充実

生活保護や生活困窮者自立支援制度における各種福祉施策の適切な対応が取られるよう，市町と連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制の整備に向け³⁹「ひろしま高齢者プラン」を着実に推進するとともに，障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう，⁴⁰「広島県障害者プラン」を着実に推進

外国籍の県民が，言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう，多言語での情報提供や相談事業など，多文化共生の地域づくりを推進

性的指向や性同一性障害などに関する相談に対応するなど，県民が人権尊重の意識を高め，互いに人として尊重し合う社会づくりに向け，人権教育・啓発を推進

令和元(2019)年度の実施状況

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消を図るため，県民向け啓発資料を作成したほか，精神保健福祉センターや保健所において精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施しました。

(健康福祉局) (環境県民局)

地域や職場等において，人権に関する啓発，相談対応等を担う人材の資質の向上を目的として，地域や職場等で啓発活動に携わる方や関心のある方を対象に，⁴¹ L G B T 研修会等を開催しました。

(環境県民局)

性的指向や性自認の当事者等が，悩みを抱え込まず，安心して相談できるよう，「エソール広島 L G B T 電話相談」を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援しました。

(環境県民局)

「第7期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の生きがい・健康づくり、社会参画の促進に向けた普及啓発や、地域で活躍する人材を育成するため、市町と連携して、広島県高齢者健康福祉大学校（プラチナ大学）を運営しました。

また、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、広島県地域包括ケア推進センターを運営し、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。

（健康福祉局）

認知症の人とその家族に対する支援の充実を図るため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営するとともに、同センター等と連携し、医師や専門職が認知症が疑われる人や認知症の人の居宅を訪問して支援する市町の「認知症初期集中支援チーム」の活動を促進するなど、認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の充実を図りました。

また、県民の認知症への理解促進を図るため、市町等と連携して「認知症サポーター」の養成を行うとともに、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、この期間を中心に普及啓発イベントを実施しました。（健康福祉局）

障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、「広島県障害者プラン」等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しました。

（健康福祉局）

多文化共生の地域づくりに資するため、市町における啓発等の取組の支援や人材育成、行政情報の多言語化、外国人相談窓口の運営等を実施しました。

（地域政策局）

（2）男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

防災・減災、災害復興体制の整備に当たっては、男女それぞれのニーズをより反映できるよう、多様な住民の意見の把握や、政策・方針決定過程からの女性の参画を推進

多様な視点で防災知識や応急手当の普及啓発が行われるなど、幅広い消防団の活動が促進されるよう、女性消防団員の確保に向けた広報・啓発を実施

令和元(2019)年度の実施状況

消防団の研修会等において、女性消防団の他市町での避難所運営の応援活動（平成30年7月豪雨災害時）の事例を紹介するとともに、市町や消防機関と連携のもと、ポスターやパンフレットの配付を通じ、女性の消防団への加入促進を図りました。

（危機管理監）

- 1 **労働基準法**：賃金，労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則等を規定し，昭和 22（1947）年に施行。平成 11（1999）年には，男女雇用機会均等法の改正に併せ，女性の職域拡大を図り，男女の均等な取扱いを一層促進する観点から，女性のみ適用される保護規定（深夜業等の規制）が削除（母性保護等の規定は除く。）された。
- 2 **男女雇用機会均等法**（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）：雇用の分野において，男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため，昭和 61（1986）年に施行。平成 11（1999）年には，募集・採用，配置，昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。また，平成 19（2007）年 4 月 1 日から，「性別による差別禁止の範囲の拡大」，「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」，平成 29（2017）年 1 月から派遣労働者の派遣先への適用拡大などを盛り込んだ改正法が施行された。さらに，令和元年 5 月には，セクシュアルハラスメント等の防止対策を強化する改正が行われた。
- 3 **女性活躍推進法**（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）：女性が，職業生活において，その希望に応じて十分に能力を発揮し，活躍できる環境を整備することを目的とし，平成 27（2015）年に制定。平成 28（2016）年 4 月から，従業員 301 人以上の企業と，雇用主としての国や地方公共団体は，女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定・届出・周知・公表が義務付けられている。また，令和元年 5 月には従業員 101～300 人の中小企業への拡大などを盛り込んだ改正が行われた。（施行日：令和 4（2022）年 4 月 1 日）
- 4 **働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま**：働く女性応援隊ひろしまを発展改組し，経済団体が主体となり，労働団体，国・県・市町等が一丸となって，「働き方改革」及び「女性の活躍促進」に向け，企業の取組の促進や県内の機運の醸成に取り組むために，平成 28 年 10 月に発足した団体。
- 5 **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では，男女労働者の間に事実上生じている差がある場合，それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組をいう。
- 6 **集落法人**：集落（1～数集落）の農地の所有と利用を分離し，担い手となる農業法人に農地を集積することで，効率的・持続的な農業経営を行う法人。集落の住民で法人化を行う「集落ぐるみ型（全戸参加型）集落法人」や，農業参入企業や個別の農家が集落の農地を担って法人化を行う「担い手型集落法人」など様々なタイプがある。
- 7 **6次産業化**：1次産業（農林漁業）と，2次産業（製造業），3次産業（小売業等）との総合的かつ一体的な推進を図り，地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
- 8 **創業サポーター**：創業・第二創業（既存企業が新分野進出などを通じて，新たな事業構造に転換すること。）に関する専門的知識や指導経験を有する者（中小企業診断士，公認会計士，税理士，起業経験者など。）で，創業希望者に対し，創業に関する専門アドバイスをを行う者のこと。
- 9 **わーくわくママサポートコーナー**：出産や育児等を理由に離職した女性が就職を希望する場合に，きめ細かい相談対応や，保育に関する情報や職場体験プログラムを提供することにより，再就職を支援する施設。広島市及び福山市の 2 か所に設置。
- 10 **育児・介護休業法**（育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）：少子化対策の一環として，平成 4（1992）年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成 7（1995）年に制定，平成 11（1999）年 4 月からすべての事業所を対象に施行。平成 13（2001）年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止，平成 16（2004）年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設，平成 21（2009）年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充，父親の育児休業の取得促進，平成 29（2017）年 1 月には介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和などを盛り込んだ改正が行われた。令和元（2019）年 5 月には育児休業に関するハラスメント等の防止対策を強化する改正が行われた。

- 11 次世代育成支援対策推進法**：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17（2005）年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。平成 20（2008）年の改正により、平成 23（2011）年 4 月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大、平成 26 年（2014）年の改正で法律の有効期限が 10 年間（令和 6（2024）年度まで）延長された。
- 12 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度**：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む、「県内に事業所を有する企業等」を、県が登録する制度。
- 13 パートタイム労働法**（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）：適正な労働条件の確保、その他の雇用管理の改善により、短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため、平成 5（1993）年に制定。平成 19（2007）年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容、平成 27（2015）年 4 月にはパートタイム労働者の対象範囲の拡大・事業主による説明義務の新設・厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設などの改正が行われた。平成 30（2018）年 7 月には、同一労働同一賃金を導入する改正が行われた。
- 14 労働者派遣法**（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）：労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため、昭和 60（1985）年に制定。平成 19（2007）年までに、対象業務の原則自由化、派遣労働者の権利保護、派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。平成 27（2015）年に、事業の許可制への一本化、派遣期間見直しと派遣後の雇用安定措置義務、派遣元事業主の計画的教育義務などを盛り込んだ改正が行われた。平成 30（2018）年 7 月には、同一労働同一賃金を導入する改正が行われた。
- 15 ひろしまファミリー夢プラン**：少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や保育・子育て環境の整備、仕事と子育ての両立支援、社会的養護が必要な児童・家庭の支援、乳幼児期の教育・保育などの施策を切れ目なく総合的に推進するためのプランであり、子ども・子育て支援法に基づき都道府県が定めることとされている都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のこと。
計画期間：平成 27（2015）～ 31（2019）年度
- 16 事業所内保育施設**：子育てを行う従業員が安心して働き続けられるよう、企業等が従業員の子供を対象として事業所内や隣接地に設置する保育施設。
- 17 放課後児童クラブ**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの。
- 18 放課後子供教室**：地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。
- 19（公財）ひろしまこども夢財団**：安心して子供を産み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成 8（1996）年 2 月に県が設立した公益財団法人。
- 20 育メン休暇応援制度**：正式名称「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」。男性労働者の育児休業等の促進に取り組むことを宣言した企業等を、県が登録する制度。対象は、県内に事業所を有し、男性労働者の 1 週間以上の育児休業等の取得促進に取り組む企業等。
- 21 イクボス同盟ひろしま**：広島県内有志の企業経営者等で構成する同盟。各々の組織内で男女がともに働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、社会全体の意識改革や行動変容を促し、誰もが仕事と生活の充実ができる社会を目指す。
- 22 審議会等**：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関。
- 23（公財）広島県男女共同参画財団**：男女共同参画社会づくりを推進するため、昭和 63（1988）年に県と女性団体が設立した公益財団法人。

- 24 エソールひろしま大学**：男女共同参画社会づくりを担う人材を養成するため、(公財)広島県男女共同参画財団が実施する事業の一つ。男女共同参画の基礎的な理解を深めることができる「基礎講座」と、対象と目的を絞った複数のプログラム(地域リーダー養成,男性対象など)を設けた「応用講座」がある。
- 25 NPO**：Non Profit Organizationの略で、一般的に「民間非営利組織」と訳されており、様々な社会的課題に取り組んでいる団体。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した団体をいう。
- 26 広島県女性総合センター**：男女共同参画を促進するための拠点施設「エソール広島(愛称)」として、県が平成元(1989)年、広島市中区富士見町に建設。(公財)広島県男女共同参画財団により管理・運営されており、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業が行われている。平成30年6月に「おりづるタワー(広島市中区大手町)」に移転した。
- 27 情報教育**：「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三つの要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく育成することを目標とした教育。
- 28 健康ひろしま21**：健康増進法第8条に基づき、「全ての県民がともに支え合い、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会を実現」することを目指し、県民の生活の質の向上と個人を取り巻く社会環境の質の向上に取り組み、健康寿命の延伸を図るための施策等について、基本的な方針を定める広島県健康増進計画。
第2次計画期間：平成25(2013)～令和5(2023)年度
- 29 周産期**：妊娠22週から生後7日未満の期間。
- 30 配偶者等からの暴力(DV)**：この計画における「配偶者等」とは、DV防止法の定義と同義であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(事実婚)や生活の本拠を共にする交際相手を含んでいる。また、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。
また、「暴力」とは、DV防止法の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力又は性的暴力)を指している。
- 31 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画**：DVの防止及びDV被害者の保護を図るための相談、保護、自立支援等の施策の実施に関する基本的な計画であり、DV防止法に基づいて定めることとされている。
第3次計画期間：平成28(2016)年度～令和2(2020)年度
- 32 DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)**：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13(2001)年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16(2004)年には、保護命令制度の拡充(被害者と同居する子への接近禁止命令等)や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19(2007)年には保護命令制度の拡充(生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立て等)や市町における基本計画策定の努力義務、平成25(2013)年には対象の拡大(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用)の改正が行われた。
- 33 配偶者暴力相談支援連絡会**：DV被害者の相談から自立まで関係機関の認識の統一を目的とする市町内部等の連携組織。令和元(2019)年度末までに、県内で11市7町が設置。
- 34 セクシュアルハラスメント**：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

- 35 ストーカー**：好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人。
- 36 ストーカー規制法**（ストーカー行為等の規制等に関する法律）：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12（2000）年に施行。「つきまとい等」についての警察本部長等による警告や禁止命令等による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令等違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。
- 37 ひとり親家庭等自立促進計画**：母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条の規定に基づき、母子家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な取組の実施方向を定めたもので、「ひろしま子供の未来応援プラン」の中に盛り込んでいる。
- 38 生活困窮者自立支援制度**：福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度で、平成 27（2015）年度に創設された。
- 39 ひろしま高齢者プラン**：地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、今後必要となる高齢者福祉サービス、介護サービスの整備目標及び提供体制を定め、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画（老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定）。
第 7 期計画期間：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度
- 40 広島県障害者プラン**：「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を定める計画。
計画期間：令和元（2019）～令和 5（2023）年度
- 41 LGBT**：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたもの。セクシュアルマイノリティ（性的少数者）といわれることもある。

2 広島県男女共同参画基本計画(第4次)指標フォローアップ一覧

【総括目標】

指 標 名	計画策定時		現 況		目 標	
	数値	基準年度	現況値	基準年度	目標値	年度
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.9% 男性 20.4%	H26	女性 11.0% 男性 19.6%	H29	計画策定時の数値からの向上かつ男女の数値の差の縮小	R2

【環境づくり】

施策種別	指 標 名	計画策定時		現 況		目 標	
		数値	基準年度	現況値	基準年度	目標値	年度

1 職場における女性の活躍促進

(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備

目標	女性(25～44歳)の就業率	68.0%	H22	72.3%	H27	77.5%	R2	
目標	事業所における指導的立場(注1)に占める女性の割合	19.4%	H27	19.5%	R1	30%	R2	
目標	女性活躍推進法に基づき県が策定する特定事業主行動計画に定める目標及び目標値							
		管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合	5.5%	H27	12.4%	R2	13%	R2
		管理的地位にある職員(注2)のうち女性の占める割合(教育委員会)	31.8%	H27	37.3%	R2	40%	R2
		警察官のうち女性の占める割合(警察本部)	8.0%	H27	10.1%	R2	10%超	R4
参考	正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	75.0	H27	76.4	R1			
参考	県管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合(知事部局及び教育委員会事務局の一般職職員,警察本部)	6.2%	H27	11.1%	R2			
参考	県内の小・中・高等学校,特別支援学校(注3)における管理職(校長,副校長,教頭)のうち女性の占める割合	校長 24.2% 副校長・教頭 24.7%	H27	校長30.5% 副校長・教頭 32.5%	R1			

(2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進

目標	女性が役員に登用されていない農業協同組合の数	2	H27	0	R1	0	R2
目標	女性委員がない農業委員会の数	4	H27	0	R1	0	R2
参考	県支援施策等を活用した女性創業融資件数	140件	H26	246件	R1		
参考	「6次産業化」等経営を多角化している集落法人数	33法人	H26	40法人	R1		

(3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備

目標	わーくわくママサポートコーナーの就職者数(H26からの累計)	417人	H26	1,915人	R1	1,758人	R2
----	--------------------------------	------	-----	--------	----	--------	----

(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実

目標	在宅勤務制度や短時間勤務制度など,時間や場所にとらわれない多様な働き方ができる制度を導入するなど働き方改革に取り組む企業(従業員数31人以上)の割合	(35.5%)	(H28調査)	58.6%	H30	80%以上	R2
目標	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(総務省統計局労働力調査の調査票情報を独自集計したもの)	11.1%	H24	6.4%	R1	6.1%	R2
目標	一人当たりの年次有給休暇取得率	46.8%	H27	49.9%	H30	60%	R2
目標	一般事業主行動計画を策定し,次世代育成支援に取り組む企業(従業員数31人以上)の割合	44.9%	H26	51.3%	R1	80%以上	R2
目標	いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合	50%	H26	55.6%	R1	70%	R1
目標	保育所待機児童数	66人	H27	128人	R1	0人	R1
目標	放課後児童クラブ登録児童数	20,273人	H25	32,322人	R1	28,080人	R1
目標	小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量	3,578人	H26	4,350人	R1	4,875人	R2
目標	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数	5,693人	H26	6,216人	R1	6,431人	R2
参考	育児休業などを就業規則などに明文化している企業の割合	69.3%	H27	79.1%	R1		
参考	ファミリー・サポート事業登録会員数	9,355人	H25	13,238人	R1		
参考	地域子育て支援拠点事業実施か所数	124か所	H25	155か所	R1		

施策種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
		数値	基準年度	現況値	基準年度	目標値	年度
(5) 男性の家庭への参画の促進							
目標	男性の育児休業等促進宣言企業数(H26からの累計)	309社	H26	475社	R1	690社	R2
目標	男性の育児休業取得率(注4)	5.1%	H27	7.3%	R1	13%	R2
目標	県職員(男性)の育児休業取得率(注5)						
	知事部局	11.0%	H26	41.0%	R1	30%	R1
	教育委員会	3.0%	H26	7.5%	R1	30%	R1
参考	県職員(男性)の育児休業取得率(注5)(警察本部)	0%	H26	0.7%	R1		
参考	県職員(男性)の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率(注6)						
	知事部局	配偶者出産休暇 91.9% 育児参加休暇 77.7%	H26	配偶者出産休暇 89.5% 育児参加休暇 84.7%	R1		
	教育委員会	配偶者出産休暇 73.1% 育児参加休暇 22.4%	H26	配偶者出産休暇 87.7% 育児参加休暇 50.0%	R1		
	警察本部	配偶者出産休暇 90.2% 育児参加休暇 6.4%	H26	配偶者出産休暇 96.7% 育児参加休暇 81.7%	R1		
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間(1日当たり)	45分	H23	54分	H28		
2 地域社会活動における男女共同参画の推進							
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進							
目標	県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合						
	全審議会	29.0%	H27	28.7%	R2	34%	R2
	法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会(注7)を除く審議会	34.1%	H27	33.2%	R2	40%	R2
目標	女性委員がない県の審議会等の数	4	H27	1	R2	0	R2
目標	エソールひろしま大学(応用講座)受講者累計	87人	H27	251人	R1	420人	R2(注8)
参考	県、市町議会議員のうち女性議員の占める割合及びその人数	県 6.1%, 4人 市町 10.2%, 52人	H26	県 4.7%, 3人 市町 11.9%, 58人	R1		
参考	自治会長に占める女性の割合及びその人数	5.7%, 217人	H27	7.0%, 265人	R2		
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進							
参考	NPO法人数(人口10万人当たり)	30法人	H26	29法人	R1		
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備							
(1) 県の推進体制の充実							
(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化							
参考	広島県女性総合センター(運営:(公財)広島県男女共同参画財団)が実施する事業への参加者などの人数	11,780人	H26	20,322人	R1		
(3) 市町等との連携強化・取組支援							

【人づくり】

施策種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
		数値	基準年度	現況値	基準年度	目標値	年度
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実							
目標	エソールひろしま大学で実施する男性対象講座の定員充足率	81.7%	H27		R1	100%	R2
参考	県政世論調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」(注9)と回答した人の割合	女性 51.8% 男性 37.3%	H26	女性 50.8% 男性 43.9%	H29		
(2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進							
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実							
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
目標	「わたしのキャリアノート」持ち上がり率(公立高等学校(広島市を除く))	63.8%	H27	71.8%	R1	70%	R2
(2) 研修の充実・支援							

【安心づくり】

施策種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
		数値	基準年度	現況値	基準年度	目標値	年度
1 生涯を通じた健康対策の推進							
(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
目標	健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)の延伸	(健康寿命) 女性 72.84年 男性 70.93年 (平均寿命) 女性 86.94年 男性 79.91年	(健康寿命) H25年 (平均寿命) H22年	(健康寿命) 女性 73.62年 男性 71.97年 (平均寿命) 女性 87.33年 男性 81.08年	(健康寿命) H28年 (平均寿命) H27年	全国平均を上回り、 平均寿命の伸び以上に延伸	R5
目標	特定健康診査の受診率	41.4%	H25	48.3%	H29	70%	R5
目標	がん検診の受診率	胃 40.5% 肺 41.3% 大腸 37.2% 子宮 43.9% 乳 43.0%	H25年	胃 41.3% 肺 45.9% 大腸 41.0% 子宮 43.6% 乳 43.9%	R1	全て 50%以上	R4
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援							
目標	分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数(人口10万人対)	診療所 1.61人 病院 3.95人	H26	診療所 7.1人 病院 17.9人 (全国平均) 診療所 8.3人 病院 24.1人	H29	15～49歳女性人口10 万人あたり全国平均 値まで増加	R5
目標	医療施設従事助産師数(人口10万人対)	23.4人	H26	24.1人	H30	前回調査より増	R5
参考	産科及び産婦人科従事医師数(15～49歳女子人口10万人対)	42.3人	H26	43.3人	H30		
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
(2) セクシュアルハラスメント、ストーカース案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進							
参考	職場でセクシュアルハラスメント被害を受けた女性従業員の割合	8.0%	H26	4.0%	H29		
参考	ストーカース案相談等件数	661件	H27年	716件	R1		
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援							
(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援							
目標	ひとり親家庭の親の就業率(広島県調査)	89.5%	H26	89.3%	R1	91.3%以上	R1
(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備							
目標	消防団員のうち女性の占める割合	2.3%	H27	2.7%	R1	10%	R2

県の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては、当該計画の見直しの際には連動し、この計画に反映する。

(注1)管理職(課長相当職以上)及び役員

(注2)事務局, 県立学校, 学校以外の教育機関, 市町立小・中学校(広島市を除く)における管理職手当支給対象者

(注3)県内の国立・公立・私立の小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校

(注4)調査年度の前年度(4月1日から翌年3月31日まで)の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

(注5)知事部局(計画策定時の数値):当該年度に子供が3歳に達した共働きの男性職員のうち, その子供が生まれてから3歳に達するまでの間にその子供に係る育児休業を取得したことのある男性職員の割合知事部局(現況値・目標値), 教育委員会, 警察本部:当該年度に育児休業取得が可能となった男性職員に対する, 当該年度に新たに育児休業を取得した男性職員(当該年度の前3か年度に取得可能となった職員が取得した場合を含む。)の割合

(注6)知事部局(現況値):休暇取得日数÷休暇付与日数×100(%)

教育委員会及び警察本部(現況値):休暇取得職員数÷休暇付与職員数×100(%)

(注7)広島県交通安全対策会議, 広島県防災会議, 広島県石油コンビナート等防災本部, 広島地方港湾審議会, 広島県国民保護協議会

(注8)平成28年度~令和2年度の受講者累計

(注9)「反対」「どちらかといえば反対」を含む。

第 3 部

令和 2（2020）年度に 県が実施しようとする施策

令和2(2020)年度に県が実施しようとする施策

(注)当初予算額(単位:千円)

環境づくり

基本となる施策の方向

1 職場における女性の活躍促進

県の施策 (1)女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備

具体的施策

国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法などの法令や働きやすい職場づくりについての周知

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
働きやすい職場作りや職場環境の整備に向けた意識啓発 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」等を通じて労働基準法、男女雇用機会均等法などの法令や働きやすい職場づくりについて周知徹底を図るとともに、男女が共に個性と能力を發揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進		商工労働局 雇用労働政策課
「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」と連携した活動() 男女がともに働きやすい職場作りを進めるため、経済団体、労働団体、行政等で構成される「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の枠組みを活用し、働き方改革や女性活躍に向けた情報発信等を行うことで、県内の機運を醸成	8,081	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

予算は「働き方改革推進事業」の中で計上

マタニティハラスメントの防止に関する啓発

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
マタニティハラスメント防止啓発 刊行物やホームページを通じた情報提供等		商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
職場におけるマタニティハラスメント防止対策の推進 方針・要綱等に基づき、職員等の意識を高め、マタニティハラスメント問題の発生を防止するとともに、職員を対象とした相談窓口(電話や電子メール等)において相談に対応 【方針・要綱】 (知事部局) 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する基本方針」 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する要綱」 (教育委員会) 「セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する基本方針」 「セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」 (警察本部) 「広島県警察ハラスメント防止対策要綱」		総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警務課

女性の積極的登用を図るための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進に向けた啓発

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
県内企業における女性の管理職登用の促進 ・ 経営者や人事労務担当者に対する女性管理職登用着手法セミナーの実施 ・ 将来の女性管理職候補者に対する研修の実施 ・ 女性の管理職登用取組支援につながる講座を企業内で開催(出前講座) ・ 広島県女性活躍推進アドバイザーの派遣による個別企業支援の実施 ・ 女性従業員のキャリア意欲喚起に向けたネットワークの構築 ・ 県内外の女性活躍先進事例(企業事例、女性管理職事例)を収集し、専用HPで発信	38,586	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
警察施設における女性用施設の整備 女性職員が、働きやすい職場環境づくりを推進するため、女性用施設を整備		警察本部 施設課

女性が働き続けるための情報提供、相談対応など、自らの能力を発揮したいと思う女性の支援

令和2年度 事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
エソール広島相談事業の運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」及び「デートDV相談」、「LGBT相談」を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	1,493	環境県民局 人権男女共同参画課
県内企業で働く女性の職場定着や就業継続の支援 ・女性従業員等を対象とした就業継続研修の実施 ・女性の就業継続に向けた職場環境整備に向け、企業内メンター養成研修を開催 ・女性の就業継続取組支援につながる講座を企業内で開催(出前講座)	11,488	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定と、県の女性職員の活躍推進に関する取組

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
特定事業主行動計画を策定し、県の女性職員の活躍推進に関する取組を実施 ・広島県特定事業主行動計画「職員の『わ』応援プログラム～らしく、いきんさい。～」 ・広島県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍及び両立支援プログラム」 ・広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画		総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警察本部 警務課
管理監督者への女性の登用 全職場における女性職員の職域拡大、管理監督者への積極的な登用を促進		総務局 人事課
自治大学校第1部・第2部特別課程研修への派遣 自治大学校第1部・第2部特別課程研修へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治大学校 ・時期 8～9月, 1～2月 ・対象 2人	646	総務局 人事課
女性リーダー・キャリアサポート研修の実施(自治総合研修センター事業) 女性職員を対象に、総合的な行政能力の向上を図る研修を実施		総務局 人事課
女性警察官の採用・登用の拡大 広島県警察における女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画の着実な推進 キャリアアップ研修会等の実施 女性職員を対象に、キャリアアップを図る研修会等を実施		警察本部 警務課

県の施策 (2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進

具体的施策

農林水産業や商工業等の事業における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大への啓発

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
普及啓発及び取組支援 商工会議所等の女性部活動事業に対する支援	3,300	商工労働局 経営革新課
普及啓発及び取組支援 農業団体への啓発及び農山漁村地域の女性団体等の取組支援、活動状況の広報等		農林水産局 就農支援課 団体検査課

農林水産業への新規就業促進、男女が対等なパートナーとして、互いに協力して農林水産業の経営などへ参画できるように市町等の支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
啓発資料等の提供 全国段階の活動事例や研修会等の情報を市町等へ提供		農林水産局 就農支援課

農業経営の多角化・複合化など「6次産業化」による女性の経済的自立支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
農業の担い手の経営の多角化・複合化の指導 「6次産業化」等経営の多角化を推進		農林水産局 就農支援課

低利融資制度の運用による創業や事業活動の支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
産業支援融資(創業支援資金) 次のいずれかに該当する者への融資 新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者	865,000	商工労働局 経営革新課

小規模事業者の技術・経営管理能力の向上, 経営指導, 経営相談体制の充実

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
経営・技術強化支援事業 広島県商工会連合会が小規模事業者の要請に応じて専門家を派遣する事業を支援	1,510	商工労働局 経営革新課
資質向上対策事業 商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援	3,346	商工労働局 経営革新課

創業支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
創業環境整備促進事業 ・オール広島創業支援ネットワークの強化 ・ひろしま創業サポートセンターの運営 ・女性向け伴走型創業支援, 創業者イベント開催等による潜在的創業希望者の拡大	130,120	商工労働局 イノベーション推進チーム

県の施策 (3)再就職等女性の就業に向けた環境の整備

具体的施策

女性の就業支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
女性の再就職支援(わーくわくママサポートコーナー(広島・福山)の運営) ・就職活動に関する相談対応, 保育所情報等の提供及び出張相談の実施 ・職場体験機会の提供, 就職応援セミナー, 座談会の開催	52,745	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

離職者の再就職支援

再掲

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
女性の再就職支援(わーくわくママサポートコーナー(広島・福山)の運営) ・就職活動に関する相談対応, 保育所情報等の提供及び出張相談の実施 ・職場体験機会の提供, 就職応援セミナー, 座談会の開催	(52,745)	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
女性医師等就労環境整備事業 女性医師等短時間正規雇用導入支援事業(H23~) 女性医師等の短時間正規雇用制度を医療機関が導入するため, 人件費等の一部を補助 ベビーシッター等活用支援事業(H23~) 女性医師等のベビーシッター等保育サービス活用支援制度を医療機関が導入するため, その経費の一部を補助 宿直等代替職員活用支援事業(H24~) 女性医師等の宿直・休日勤務等を免除し, 代わりに対応する医師にかかる人件費の一部を補助 復職研修支援事業(H25~) 女性医師等を対象として, 復職研修を実施する医療機関に対し補助 保育サポーターバンク事業(H31~) 女性医師等の育児による離職防止のため, 医師特有のニーズに対応可能な保育サポーターを確保し, 派遣するためのコーディネートを実施	49,629	健康福祉局 医療介護人材課
女性医師相談窓口設置(広島県地域医療支援センター運営事業の中で実施) 女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け, 復職, 育児支援等を実施		健康福祉局 医療介護人材課

看護職員復職支援事業 潜在看護職員の掘り起こしを市町と連携して実施するとともに、育児などで離職中の看護職員を対象に、看護実践能力や復職に対する不安を解消し、再就業を支援するため、技術演習などの事前研修及び病院において実践研修を実施 ・看護技術に関する事前研修(3~4日間) ・病院での実践研修(看護師コース5~15日間、助産師コース30日間)、訪問看護ステーションでの実践研修は3日程度 離職者の実態把握と情報提供や個別の希望に沿った研修による復職支援	13,913	健康福祉局 医療介護人材課
施設内訓練民間活力導入事業 県立高等技術専門学校において離職者等を対象とした職業訓練の一部を民間教育訓練機関等に委託して実施 (呉高等技術専門学校) ・CADワーク科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人) ・介護サービス科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人) (三次高等技術専門学校) ・介護サービス科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人)	46,460	商工労働局 職業能力開発課
離職者委託訓練事業 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等へ委託して実施 (内容) IT事務科, OA事務科等 (期間) 3か月 定員:22人	4,211	商工労働局 職業能力開発課

若者の就業支援

事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
「ひろしましごと館」の運営 広島労働局と連携して、「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し、一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援	34,569	商工労働局 雇用労働政策課

県の施策 (4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実

具体的施策

働きやすい職場環境の整備の推進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
男性の育児休業等の促進 「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」や「いきいきパパの育休奨励金」の支給等により、県内企業等の男性の育児休業取得促進に向けた職場環境整備を支援	5,794	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
働き方改革推進事業 ・働き方改革に取り組む優良企業の取組事例の見える化・情報発信、行動の後押し(企業経営者層への働きかけ、取組の導入・実践支援)、県内の機運醸成 ・イクボス同盟ひろしまの活動を通じた、誰もが仕事も暮らしもあきらめない職場環境づくりの促進	90,135	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

長時間労働の是正と休暇取得の促進

再掲

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
働き方改革推進事業 ・働き方改革に取り組む優良企業の取組事例の見える化・情報発信、行動の後押し(企業経営者層への働きかけ、取組の導入・実践支援)、県内の機運醸成 ・イクボス同盟ひろしまの活動を通じた、誰もが仕事も暮らしもあきらめない職場環境づくりの促進	(90,135)	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

パートタイム労働法、労働者派遣法の周知

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
普及啓発 パートタイム労働法及び労働者派遣法の普及啓発		商工労働局 雇用労働政策課

育児・介護休業法、介護保険法などの周知と、中小企業の一般事業主行動計画の策定・実施を促進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
普及啓発 刊行物やホームページを通じた育児・介護休業法などの周知		商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 雇用労働政策課
労働支援融資(働き方改革・女性活躍推進資金) 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等への融資 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した取組内容を実施するための事業を行う者 「働き方改革実施企業」に該当する者又は「広島県働き方改革実践企業認定制度」の認定を受けた者	49,000	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 経営革新課 雇用労働政策課

次世代育成支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進 「ひろしま子供の未来応援プラン」に掲げる目標の達成に向けた施策推進状況の把握や広島県子ども・子育て審議会の開催	1,677	健康福祉局 子供未来応援課
家庭教育支援 ・「親の力」をまなびあう学習プログラム」の開発・改善、ファシリテーターの資質向上 ・子育てに役立つ情報の提供 ・親子での学び・集いの場の充実 ・地域の子育てボランティア等による支援体制の充実	9,119	教育委員会 生涯学習課

子育て支援及び介護支援・サービス等の充実

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
再掲 女性の再就職支援(わーくわくママサポートコーナー(広島・福山)の運営) ・就職活動に関する相談対応、保育所情報等の提供及び出張相談の実施 ・職場体験機会の提供、就職応援セミナー、座談会の開催	(52,745)	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
県庁内保育所設置モデル事業 企業と連携した県庁内保育所の設置 (場所) 県庁東館1階 (定員) 18人	3,353	健康福祉局 安心保育推進課
いつでも安心保育支援事業 認可保育所が利用できないために、認可保育施設の保育サービスを利用した場合の負担増に対する支援	17,576	健康福祉局 安心保育推進課
一時預かり事業 保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のために緊急・一時的な保育を行う市町に助成 <負担割合> 国・県・市町 各1/3	189,587	健康福祉局 安心保育推進課
延長保育事業 特定教育・保育施設における規定の開所時間を超えて実施する時間外保育に要する経費を助成 <負担割合> 国・県・市町 各1/3	125,958	健康福祉局 安心保育推進課
特定教育・保育給付費(処遇改善等加算、休日加算等を含む) 子ども・子育て支援法第67条第1項に基づき、市町が支弁した特定教育・保育給付費の県負担分を措置 <負担割合> 国1/2, 県・市町 各1/4	13,033,047	健康福祉局 安心保育推進課
病児保育事業 地域の児童を対象に発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業、及び保育中に体調不良となった児童に看護師等が緊急的な対応を行う事業を行う市町に助成 <負担割合> 国・県・市町 各1/3	192,205	健康福祉局 安心保育推進課

認可外保育所の認可化促進事業 認可外施設に対して、認可保育所へ移行するために支援を実施する経費を助成 <負担割合> 国1/2, 県・市町 各1/4	900	健康福祉局 安心保育推進課
放課後児童健全育成事業 仕事等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」を実施する市町に助成 <負担割合> ~H26: 県2/3(国1/3), 市町1/3 H27: 国・県・市町 各1/3	1,903,734	健康福祉局 安心保育推進課
地域学校協働活動推進事業 ・小学校に体験・交流の場を提供する「放課後子供教室」や、中・高校生に学習支援の場を提供する「地域未来塾」等の取組を推進する市町に助成 ・地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域学校協働活動を推進する市町に助成 <負担割合> 県2/3(うち1/2 国庫補助), 市町1/3	61,658	教育委員会 生涯学習課
院内保育所運営費補助事業 看護職員を始めとする医療従事者の児童を保育し、出産・育児等による離職防止や潜在看護職員の再就業を促進することを目的に、院内保育施設を設置する病院の運営費を助成	155,716	健康福祉局 医療介護人材課

県職員の仕事と子育ての両立

事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組を推進 ・ 広島県特定事業主行動計画「職員の「わ」応援プログラム～らしく、いきんさい。～」 ・ 広島県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍及び両立支援プログラム」 ・ 広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画		総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警察本部 警務課

県の施策 (5) 男性の家庭への参画の促進

具体的施策

男性の育児休業取得促進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
再掲 男性の育児休業等の促進 「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」や「いきいきパパの育休奨励金」の支給等により、県内企業等の男性の育児休業取得促進に向けた職場環境整備を支援	(5,794)	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

男性の家事、育児、介護や地域社会活動等への参画支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
家庭における男女共同参画促進事業 ・ 共働き家庭における家事分担の促進	9,592	環境県民局 人権男女共同参画課

経営者の意識改革や働き方の見直し

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
再掲 働き方改革推進事業 ・ 働き方改革に取り組む優良企業の取組事例の見える化・情報発信、行動の後押し(企業経営者層への働きかけ、取組の導入・実践支援)、県内の機運醸成 ・ イクボス同盟ひろしまの活動を通じた、誰もが仕事も暮らしもあきらめない職場環境づくりの促進	(90,135)	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

県の男性職員の育児休業などの取得促進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
再掲 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組を推進 ・ 広島県特定事業主行動計画「職員の「わ」応援プログラム～らしく、いきんさい。～」 ・ 広島県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍及び両立支援プログラム」 ・ 広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画		総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警察本部 警務課

基本となる施策の方向

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

県の施策 (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

具体的施策

様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた啓発

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
普及啓発 各種の普及啓発講座を開催する(公財)広島県男女共同参画財団を支援等		環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

県の行政委員会・審議会等の委員への女性の積極的な登用

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
審議会等委員への女性の参画の推進 県の審議会への女性の参画を積極的に推進		総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 総務課 全部局

市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画に向けた働きかけ

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法、広島県男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本計画(第4次)の普及啓発、広島県男女共同参画基本計画(第5次)の策定	1,833	環境県民局 人権男女共同参画課

政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
「エソールひろしま大学」の運営支援 政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、(公財)広島県男女共同参画財団が実施する「エソールひろしま大学(基礎講座・応用講座)」の運営を支援	1,527	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

具体的施策

地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織などの協同の支援や情報提供

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
NPO・ボランティア活動促進事業 NPO法人の認証等の法定事務を適正に処理するとともに、公益的活動が活性化する環境づくりを推進	219	環境県民局 県民活動課
ひろしま里山・チーム500事業 地域づくり活動の多様な人材のネットワーク化を図り、活動を継続	7,057	地域政策局 中山間地域振興課

基本となる施策の方向

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

県の施策 (1) 県の推進体制の充実等

具体的施策

各部局の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
広島県男女共同参画施策推進協議会による庁内各部局と連携した総合的な推進 男女共同参画関連施策の実施状況の把握及び今後の推進方策の検討		環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

施策の推進に当たっての目標値の設定及びその公表

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の作成 目標の達成に向けた施策推進状況の把握、具体的施策の成果の検証 (男女共同参画基本計画に掲げる個別目標の達成に向けた進行管理)	172	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

県の施策 (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

具体的施策

県民ニーズや社会情勢の変化に対応した男女共同参画の推進に取り組む(公財)広島県男女共同参画財団の支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
エソール広島の管理・運営、事業の充実強化 エソール広島の各種機能を充実させるため、その管理運営を行う(公財)広島県男女共同参画財団を支援		環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (3) 市町等との連携強化・取組支援

具体的施策

先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町の取組を促進するため、先進的取組事例の提供等をする市町男女共同参画行政担当課長等会議や男女共同参画研修会を開催	790	環境県民局 人権男女共同参画課

NGO, NPO, ボランティアへの活動交流場所の提供

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
地域団体等の活動支援 地域団体, ボランティア団体等の自主的な活動や交流の促進のため, エソール広島の管理運営を行う(公財)広島県男女共同参画財団を支援		環境県民局 人権男女共同参画課

人づくり

基本となる施策の方向

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

県の施策 (1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実

具体的施策

特に男性が男女共同参画に関する理解を深める多様な機会や情報手段の啓発と, 学習情報の提供

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
男女共同参画週間事業の実施 ・パネル展示, 啓発パンフ, 広報誌等の配布 ・関係機関及び各種団体等からの依頼による講演の実施		環境県民局 人権男女共同参画課
生涯学習情報の提供 県民向け生涯学習情報提供サイト「まなびナビひろしま～大人の学び場紹介～」 (平成26年4月開設)において, 多様な主体が実施する学習機会に関する情報を総合的に提供		教育委員会 生涯学習課

国際的な取組指針等の情報提供

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
国際情報の提供 国からの情報, 年次報告などの紹介		環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

具体的施策

情報リテラシーの啓発, 学校における情報教育の充実, インターネットになどにおけるわいせつ情報への対策

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
普及啓発 青少年が安全にインターネットを利用できるよう環境を整備するための広報啓発を実施	1,465	環境県民局 県民活動課
情報教育の充実 ・児童生徒の情報活用能力の向上のための学習活動の充実 ・情報社会の中で, 他人への影響を考慮して適正に行動したり, 違法・有害情報に適正に対応したりするための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の充実 ・教員研修による教員の情報モラル教育の基礎的知識の習得や指導方法の充実 ・小・中学校段階の児童生徒に対する学校のスマートフォン等の持ち込みを原則禁止		教育委員会 個別最適な学び担当 学校教育情報化推進課 豊かな心と身体育成課
インターネット等への対応 ・「サイバーセキュリティカレッジ」を通じた広報啓発活動の実施 ・インターネット等におけるわいせつ情報や性的商品化に対する取締りの強化		警察本部 サイバー犯罪対策課

県における男女共同参画の視点に立った広報

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
普及啓発 国が作成した広報ガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に基づく広報の実施		環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

基本となる施策の方向

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

県の施策 (1) 男女共同参画を推進する教育の充実

具体的施策

男女共同参画を推進する教育の充実

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
広島県高等学校家庭クラブ連盟の活動 家庭科の学習で習得した知識・技術を生活に生かし, 男女が協力して主体的に家庭生活を創造していく実践力を育成		教育委員会 高校教育指導課

キャリア教育の充実

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」等の活用を推進		教育委員会 義務教育指導課 高校教育指導課

県の施策 (2) 研修の充実・支援

具体的施策

県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職, 一般職等職務に応じた研修の実施

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
自治総合研修センター事業 一般研修や人権問題職場研修推進員研修等において, 個別テーマとして研修を実施		総務局 人事課
職場研修の実施		全部局

市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
自治総合研修センター事業 特別研修において、個別テーマとして研修を実施		総務局 人事課

男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
「エソール広島」の運営支援 男女共同参画研修に係る各種情報(講師,資料等)の提供や、企業からの受託研修を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援		環境県民局 人権男女共同参画課

安心づくり

基本となる施策の方向

1 生涯を通じた健康対策の推進

県の施策 (1)生涯を通じた健康対策の推進

具体的施策

ライフステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
健康ひろしま21推進事業 ・県民一人ひとりの主体的な取組を支援するとともに、健康づくりの機運を醸成する「ひろしま健康づくり県民運動」の推進 ・市町や関係団体等と連携し、健康ひろしま21(第2次)の推進を図るとともに、健康ひろしま21推進協議会を開催し、計画の進捗を管理	1,253	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
健康増進事業 中高年の疾病予防及び健康管理を図るため、市町が実施する次の事業に対して助成 ・健康教育事業 ・健康相談事業 ・訪問指導事業 ・健康診査事業 ・総合的な保健推進事業	35,261	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課

特定健康診査の受診率向上

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
市町国保特定健康診査・保健指導費県負担金 市町国保が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を助成 ・対象者 40歳～74歳の市町国民健康保険の被保険者	361,106	健康福祉局 国民健康保険課

がん検診受診率向上

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
がん検診の受診率向上に関する事業 全てのがん検診で受診率50%を達成するため次の事業を総合的に実施 ・がん検診受診率向上対策事業 ・Teamがん対策ひろしま推進事業	44,993	健康福祉局 がん対策課

県の施策 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

具体的施策

不妊相談等支援体制、周産期医療体制及び小児保健医療体制の充実

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
不妊治療等支援事業 ・不妊を心配する夫婦が共に検査、一般不妊治療を受けた費用の一部を助成 ・配偶者間の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成 ・妊娠・出産・不妊に関する普及啓発や相談を実施	200,213	健康福祉局 子供未来応援課
広島県周産期医療システム運営事業 ・周産期医療協議会 産科・小児科の専門家を中心に周産期医療体制の整備について協議 ・周産期医療情報ネットワークシステム 周産期母子医療センターの応需情報を搬送機関等に提供して、母体・新生児の救急搬送を支援するとともに、周産期医療情報等について関係者及び県民に提供	4,446	健康福祉局 医療介護人材課
周産期母子医療センター運営支援事業 ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助	104,480	健康福祉局 医療介護人材課

母性保護と母性健康管理対策

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
母性健康管理指導事項連絡カード活用の推進		健康福祉局 子供未来応援課

基本となる施策の方向

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

県の施策 (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

具体的施策

「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の取組の推進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の推進 女性に対する暴力をなくす運動週間(11/12～11/30)事業の実施 ・パネル展示、啓発パンフ・ポスター、広報誌等の配布		環境県民局 人権男女共同参画課 健康福祉局 県民活動課 警察本部 人身安全対策課
暴力被害女性支援体制整備事業 ・DVの発生予防、早期発見のための啓発 ・相談員の資質向上、相談・保護体制の充実 ・被害者等の支援体制の整備	19,902	健康福祉局 こども家庭課
婦人相談員の設置 ・配偶者暴力相談支援センター(西部、東部、北部)に配置 ・要保護女子及び暴力被害女性に対する相談業務、保護命令や一時保護の支援など	28,065	健康福祉局 こども家庭課
婦人保護施設措置 ・暴力を受けた女性が、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有している などにより、現に保護、援助を必要とする場合には、婦人保護施設に委託し、生活指導及び職業指導を実施	73,052	健康福祉局 こども家庭課

県の施策 (2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

具体的施策

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止啓発及び相談窓口提供 ・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国や県の相談窓口の情報提供		商工労働局 雇用労働政策課 働き方改革推進・働く女性応援課
職員等の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 方針・要綱に基づき、職員等の意識を高め、セクシュアル・ハラスメント問題の発生を防止するとともに、職員を対象とした相談窓口(電話や電子メール等)において相談に対応 【方針・要綱】 (知事部局) 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する基本方針」 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する要綱」 (教育委員会) 「セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する基本方針」 「セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」 (警察本部) 「広島県警察ハラスメント防止対策要綱」		総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警務課
児童生徒の学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 教育委員会及び学校に、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談に対応		

「ストーカー総合対策」による被害者や加害者対策などの推進

令和2年度 事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
ストーカー事案認知時における迅速的確な対応 関係機関等との緊密な連携の下、積極的な事件化を図るとともに、保護対策を徹底		警察本部 警察安全相談課 人身安全対策課 サイバー犯罪対策課 健康福祉局 こども家庭課

性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
少年をとりまく有害環境対策の推進 有害図書類、違法・有害サイト等少年を取り巻く有害環境の改善、取締強化		環境県民局 県民活動課 警察本部 少年対策課
福祉犯取締の強化 少年の性被害に係る福祉犯(少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪)の取締強化		警察本部 少年対策課

性被害者の適切な支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 性被害にあわれた方が安心して相談できる「性被害ワンストップセンターひろしま」の運営	31,645	環境県民局 県民活動課

女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
犯罪被害者等支援事業 ・犯罪被害者等の権利利益の保護及び適切な支援を行うための相談対応や広報啓発活動の実施 ・地域の安全・安心なまちづくりの取組の支援や防犯意識づくり	1,270	環境県民局 県民活動課
広島県「減らそう犯罪」推進会議の開催 県民、行政、事業者等が意見交換を行い、相互連携、協力を図るとともに「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の方向性等を決定するための推進会議を開催		警察本部 生活安全総務課
子供・女性を守る施策の推進 ボランティア、自治体等との連携による子供・女性を守る施策の推進 ・子供・女性を犯罪から守るための対策事業 ・安全なまちづくりリーダー育成事業 ・子ども見守りカメラシステム等の運用		警察本部 生活安全総務課 人身安全対策課

相談・一時保護体制の整備、被害者が相談しやすい環境の整備、相談員の資質向上、被害者の社会復帰に向けた支援の充実

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
再掲 エソール広島相談事業の運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」及び「デートDV相談」、「LGBT相談」を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	(1,493)	環境県民局 人権男女共同参画課
再掲 婦人保護施設措置 暴力を受けた女性が、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しているなどにより、現に保護、援助を必要とする場合には、婦人保護施設に委託し、生活指導及び職業指導を実施	(73,052)	健康福祉局 こども家庭課
再掲 一時保護 婦人保護施設への保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間の短期間の配偶者等からの追跡の危険を避け、安全を確保するため、緊急避難的に保護	(5,431)	健康福祉局 こども家庭課
犯罪被害者支援 警察安全相談担当者及び被害者支援員のための研修の開催		警察本部 警察安全相談課
再掲 性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 性被害にあわれた方が安心して相談できる「性被害ワンストップセンターひろしま」の運営	(31,645)	環境県民局 県民活動課

基本となる施策の方向

3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

県の施策 (1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

具体的施策

ひとり親家庭の支援

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
母子家庭等自立支援事業 ・母子家庭の母等に対して、就業相談、職業能力開発等の就業支援を実施 ・母子家庭に対して家庭生活支援員を派遣等する市町に対して補助 ・ひとり親家庭に対して、土日電話相談や、学習支援による生活支援	26,251	健康福祉局 こども家庭課

生活保護や生活困窮者自立支援制度の適切な対応のための市町との連携

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
生活困窮者自立支援事業 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実施主体である福祉事務所設置市町が、制度を適切に実施できるよう、会議・研修会を実施するとともに情報提供を実施	2,034	健康福祉局 社会援護課

求職者の就職に向けた支援

	令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
再掲	「ひろしましごと館」の運営 広島労働局と連携して、「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し、一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援	(34,569)	商工労働局 雇用労働政策課

性同一性障害などに関する相談、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別の解消

	令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
	総合精神保健福祉センター事業費 調査研究、相談指導等の活動を通じ、県民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、社会復帰や自立を促進	64,545	健康福祉局 健康対策課
	健康対策推進費 保健所において地域住民の精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施	2,359	健康福祉局 健康対策課
	人権啓発指導者等養成研修会の開催等 地域や職場等において、人権に関する啓発・相談対応等を担う人材の資質向上を目的とした研修会を実施(テーマ:性的少数者)	411	環境県民局 人権男女共同参画課
	性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消に向けた啓発 「広島県人権だより」などの県民向け啓発資料を作成		環境県民局 人権男女共同参画課
再掲	エソール広島相談事業の運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」及び「デートDV相談」、「LGBT相談」を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	(1,222)	環境県民局 人権男女共同参画課

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者プランの推進

	令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
	高齢者の生きがい・健康づくり応援事業 明るい活力のある長寿社会の実現に向けた、高齢者の生きがい・健康づくり、社会参加の促進 ・シルバー作品展の開催 ・シニア囲碁・将棋大会の開催 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・全国健康福祉祭への派遣選手選考及び派遣	37,636	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
	老人クラブ活動補助金 市町老人クラブ連合会が実施する地域支え合い活動、健康づくり・介護予防、老人クラブ組織強化活動等に対し補助金を交付 (公財)広島県老人クラブ連合会が実施する活動推進事業に対し補助金を交付 クラブ数 1,110クラブ・会員数 52,479人 R2.3月末現在。広島市、呉市及び福山市を除く。	27,813	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
	プラチナ世代の社会参画促進事業 企業への働きかけを強めることにより、退職前からボランティア活動への参加を促進するとともに、地域で活躍する人材を育成するため、市町と連携して、広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)を運営 ・広島県プラチナ世代支援協議会の運営 ・普及啓発の実施 ・現役世代(企業等)への働きかけ ・プラチナ大学の運営	8,888	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
	広島県地域包括ケアシステム強化推進事業 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の強化に向けた市町支援 ・地域包括ケア推進センター運営費 ・介護予防(地域り八)の充実(高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業を含む。) ・生活支援体制の整備 ・データを活用した地域分析・診断 ・専門相談の実施	82,665	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
	認知症にやさしい地域づくり支援事業 ・認知症施策に関する総合的な検討を行うための有識者会議の開催 ・認知症への理解促進・早期受診等を図るための啓発活動、認知症サポーターの活動支援 ・県内の若年性認知症の人の相談や支援ネットワークの構築を行うコーディネーターの設置	13,505	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課

認知症地域連携体制構築事業 広島県認知症地域連携パス(ひろしまオレンジバスポート)の普及・利用地域の拡大 ・認知症地域連携バス導入への支援 ・新規利用地域への連携バスの提供・普及啓発	1,330	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
認知症医療・介護連携強化事業 認知症のある人と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行うための「認知症疾患医療センター」を運営	35,288	健康福祉局 健康対策課
高齢者就業支援事業 高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターの健全な発展等を図るため(公社)広島県シルバー人材センター連合会が実施する事業に要する経費に対する補助	8,900	商工労働局 雇用労働政策課

障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、障害者プランの推進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
市町障害者地域生活支援事業 障害者の地域生活を支援するための事業を実施する市町に助成	720,010	健康福祉局 障害者支援課
障害者社会参加推進事業 障害者の社会参加を推進するため、社会参加推進センターの設置、盲ろう者通訳者等の人材育成・派遣、身体障害者補助犬育成等を実施	53,078	健康福祉局 障害者支援課
聴覚障害者社会参加支援事業 聴覚障害者に対する情報提供及び交流の促進	23,963	健康福祉局 障害者支援課
障害者雇用・就業促進事業 障害者に対する就業支援のため、職場適用訓練や障害者合同面接会を実施。また、県内企業に対する障害者雇用促進促進のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及びビジネスモデルの推奨を実施	4,987	商工労働局 雇用労働政策課
障害者在宅ワーク支援研修事業 通所が困難な重度障害者等が在宅にてIT技能等を習得する訓練を実施し、障害者の在宅勤務を促進	2,850	商工労働局 職業能力開発課
労働支援融資(雇用促進支援資金) 次のいずれかに該当する中小企業者への融資 新たに正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。)する者 新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用する者 障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行う者	130,000	商工労働局 経営革新課 雇用労働政策課

多文化共生の地域づくり

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
多文化共生の地域づくり支援事業 市町における住民啓発等の取組や地域の人材育成の支援、外国人相談窓口の運営、行政情報等の多言語化発信を実施	50,759	地域政策局 国際課

県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合う社会づくりに向け、人権教育・啓発を推進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
人権教育推進事業 「広島県人権教育推進プラン」に基づく、学校教育・社会教育分野における人権教育の総合的な推進	3,478	教育委員会 豊かな心と身体育成課

県の施策 (2)男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

具体的施策

多様な住民意見の把握, 政策・方針決定過程の女性の参画促進

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
防災分野における女性の参画の推進 防災・災害復興体制の整備に対し, 政策・方針決定過程から女性の参画を推進し, 女性の意見を反映		危機管理監 危機管理課
災害復興における多様な住民意見の把握 都市における被災後の混乱期に, 復興都市づくりについて多様な住民からの意見を反映し, 短期間で住民理解を得ることは困難が予想される。このため, 合意形成が円滑に進むよう, 市町を通じ, 多様な住民に対して, 平常時におけるまちづくり活動の推進やまちづくり知識の普及啓発等を実施		土木建築局 都市計画課

女性消防団員の確保に向けた広報・啓発

令和2年度 事業名及び事業概要	R2当初予算額	担当課
女性消防団員の確保 市町と協力し, 各種広報媒体を活用して女性消防団員の活動紹介や入団案内を行い, 市町における女性消防団員の積極的な活用及び入団の取組を促進		危機管理監 消防保安課

第 4 部

市 町 の 取 組

1 市町の男女共同参画の取組状況等

令和2(2020)年4月1日現在で有効なもの

市町名	窓口 ¹	庁内推進組織の設置	諮問機関の設置	条例制定状況		基本計画策定状況	
				条例名	施行年月日	計画名	策定年月
広島市				広島市男女共同参画推進条例	平成13(2001).9.28	第2次広島市男女共同参画基本計画(変更)	平成28(2016).3
呉市				くれ男女共同参画推進条例	平成13(2001).12.21	くれ男女共同参画基本計画(第3次)改定版	平成30(2018).3
竹原市						第2次たけはら21男女共同参画プラン	平成24(2012).3
三原市				三原市男女共同参画推進条例	平成23(2011).10.1	三原市男女共同参画プラン(第3次)	平成29(2017).7
尾道市				尾道市男女共同参画推進条例	平成28(2016).4.1	尾道市男女共同参画基本計画	平成29(2017).3
福山市				福山市男女共同参画推進条例	平成14(2002).4.1	福山市男女共同参画基本計画(第4次)	平成30(2018).4
府中市						府中市男女共同参画プラン平成28年度改訂版	平成29(2017).3
三次市				三次市男女共同参画推進条例	平成16(2004).4.1	三次市男女共同参画基本計画(第3次)	平成28(2016).3
庄原市						第2次庄原市男女共同参画プラン	平成29(2017).3
大竹市						おおたけ男女共同参画プラン	平成25(2013).3
東広島市						第3次東広島市男女共同参画推進計画(きらきらプラン)	令和2(2020).3
廿日市市						第2次廿日市市男女共同参画プラン	平成27(2015).3
安芸高田市				安芸高田市男女共同参画推進条例	平成21(2009).4.1	安芸高田市第2次男女共同参画プラン	平成29(2017).3
江田島市						江田島市第2次男女共同参画基本計画	平成30(2018).4
安芸郡	府中町					府中町第3次男女共同参画プラン	平成29(2017).3
	海田町					第2次海田町男女共同参画基本計画	平成30(2018).3
	熊野町					改訂版熊野町男女共同参画プラン	平成25(2013).4
	坂町					坂町男女共同参画プラン	平成24(2012).3
山県郡	安芸太田町					第二次安芸太田町男女共同参画基本計画	平成30(2018).3
	北広島町					北広島町男女共同参画プラン(第3次)	平成30(2018).3
豊田郡	大崎上島町					大崎上島町第2次男女共同参画推進計画	令和2(2020).3
世羅郡	世羅町					第3次世羅町男女共同参画行動計画	令和2(2020).3
神石郡	神石高原町					神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画	平成29(2017).3
計(23市町)	23	14	16	7		23	

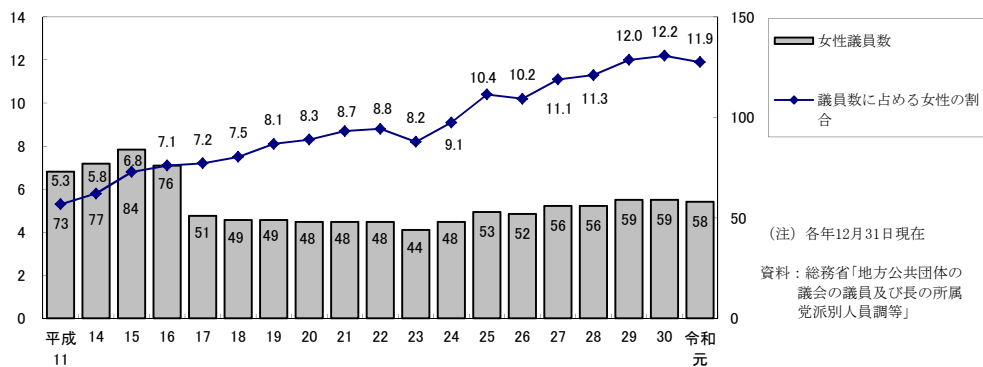
1 窓口とは、男女共同参画に関する担当部署の設置根拠を条例等で明記しているものをいう。

2 市町における男女共同参画の状況の推移

(1) 市町の議員の状況

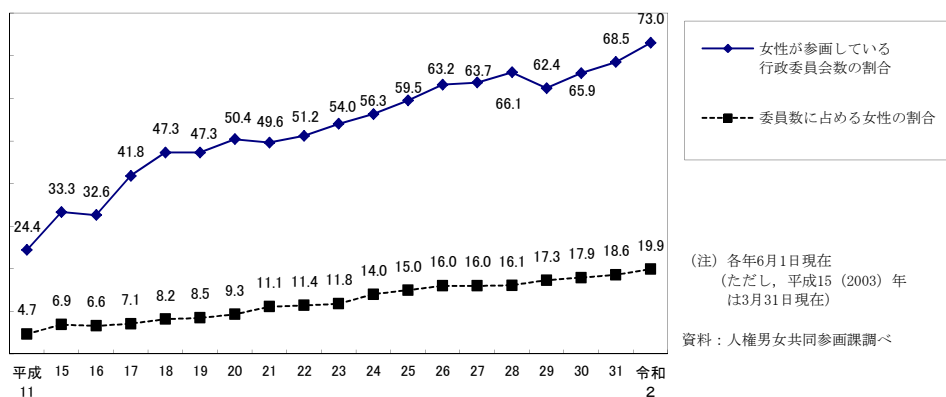
(議員に占める女性の割合：%)

(女性議員数：人)



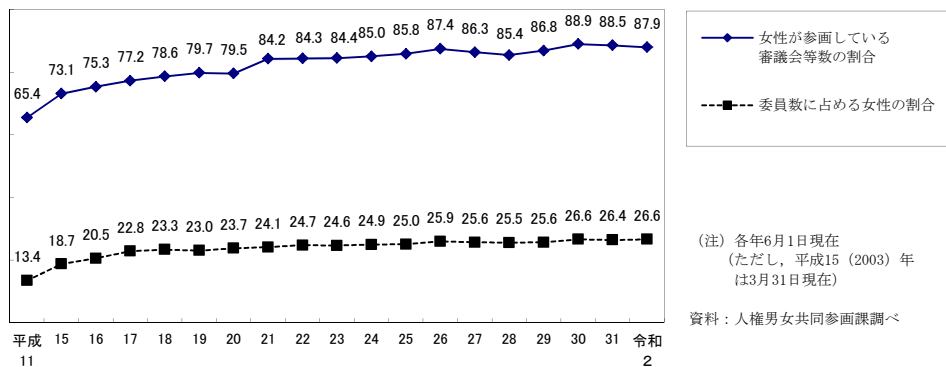
(2) 市町の行政委員会（地方自治法第180条の5）委員の状況

(%)



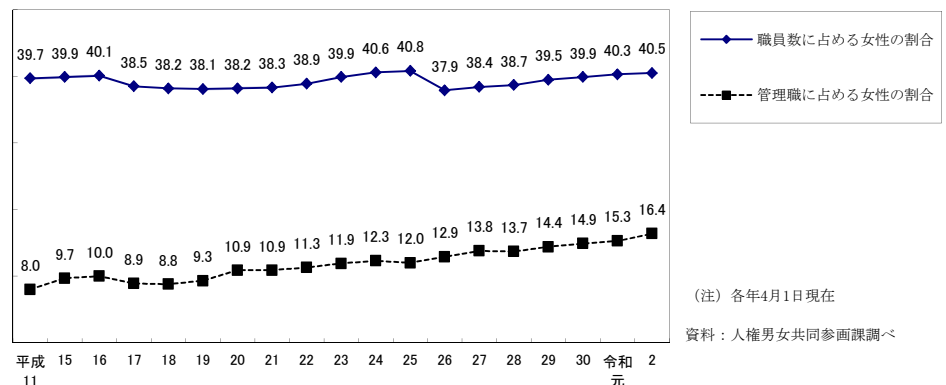
(3) 市町の審議会等委員の状況

(%)



(4) 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

(%)



3 市町の議員の状況

令和元(2019)年12月31日現在

市 町 名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	男性議員数 (人)	女性割合 (%)
広島市	54	6	48	11.1
呉市	32	3	29	9.4
竹原市	14	2	12	14.3
三原市	25	4	21	16.0
尾道市	27	1	26	3.7
福山市	38	4	34	10.5
府中市	20	2	18	10.0
三次市	24	3	21	12.5
庄原市	20	2	18	10.0
大竹市	16	1	15	6.3
東広島市	30	5	25	16.7
廿日市市	27	6	21	22.2
安芸高田市	18	2	16	11.1
江田島市	18	1	17	5.6
市 計	363	42	321	11.6
府中町	16	2	14	12.5
海田町	15	4	11	26.7
熊野町	16	2	14	12.5
坂町	12	3	9	25.0
安芸太田町	12	1	11	8.3
北広島町	15	2	13	13.3
大崎上島町	12	0	12	0.0
世羅町	14	1	13	7.1
神石高原町	12	1	11	8.3
町 計	124	16	108	12.9
市 町 計	487	58	429	11.9

4 市町の審議会等委員の状況

(1) 行政委員会（地方自治法第180条の5）

令和2（2020）年4月1日現在

市町名	委員会数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	6	6	100.0	44	13	29.5
呉市	6	5	83.3	40	5	12.5
竹原市	6	3	50.0	22	4	18.2
三原市	6	4	66.7	38	6	15.8
尾道市	6	5	83.3	57	9	15.8
福山市	6	5	83.3	66	9	13.6
府中市	6	4	66.7	40	7	17.5
三次市	6	6	100.0	35	9	25.7
庄原市	6	5	83.3	44	11	25.0
大竹市	6	3	50.0	28	5	17.9
東広島市	6	4	66.7	45	10	22.2
廿日市市	6	5	83.3	33	9	27.3
安芸高田市	6	4	66.7	28	5	17.9
江田島市	6	4	66.7	25	7	28.0
市計	84	63	75.0	545	109	20.0
府中町	4	4	100.0	13	6	46.2
海田町	4	3	75.0	13	4	30.8
熊野町	5	3	60.0	23	6	26.1
坂町	4	1	25.0	13	2	15.4
安芸太田町	5	4	80.0	32	8	25.0
北広島町	5	4	80.0	35	5	14.3
大崎上島町	5	3	60.0	33	7	21.2
世羅町	5	4	80.0	27	5	18.5
神石高原町	5	3	60.0	28	6	21.4
町計	42	29	69.0	217	49	22.6
市町計	126	92	73.0	762	158	20.7

(2) 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等

令和2（2020）年4月1日現在

市町名	審議会等数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	70	66	94.3	1,243	373	30.0
呉市	44	42	95.5	726	167	23.0
竹原市	23	20	87.0	300	69	23.0
三原市	47	43	91.5	614	164	26.7
尾道市	38	32	84.2	523	147	28.1
福山市	60	52	86.7	989	240	24.3
府中市	33	28	84.8	427	100	23.4
三次市	22	22	100.0	318	99	31.1
庄原市	22	19	86.4	286	59	20.6
大竹市	25	19	76.0	272	51	18.8
東広島市	45	38	84.4	537	176	32.8
廿日市市	30	27	90.0	484	102	21.1
安芸高田市	18	16	88.9	415	135	32.5
江田島市	23	18	78.3	310	79	25.5
市計	500	442	88.4	7,444	1,961	26.3
府中町	22	21	95.5	252	92	36.5
海田町	16	13	81.3	177	49	27.7
熊野町	12	11	91.7	137	36	26.3
坂町	20	17	85.0	290	85	29.3
安芸太田町	16	14	87.5	231	49	21.2
北広島町	18	17	94.4	289	82	28.4
大崎上島町	21	16	76.2	273	82	30.0
世羅町	24	21	87.5	267	76	28.5
神石高原町	11	8	72.7	145	21	14.5
町計	160	138	86.3	2,061	572	27.8
市町計	660	580	87.9	9,505	2,533	26.6

5 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

令和2(2020)年4月1日現在

市 町 名	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人) (a)	女性(人) (b)	男性(人) (c)	女性割合 (%)	総数(人) (d)	女性(人) (e)	男性(人) (f)	女性割合 (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島市	9,304	3,492	5,812	37.5	630	86	544	13.7	6.8	2.5	9.4
呉市	1,809	476	1,333	26.3	248	17	231	6.9	13.7	3.6	17.3
竹原市	250	99	151	39.6	30	5	25	16.7	12.0	5.1	16.6
三原市	906	313	593	34.5	79	8	71	10.1	8.7	2.6	12.0
尾道市	1,858	965	893	51.9	142	29	113	20.4	7.6	3.0	12.7
福山市	4,025	2,065	1,960	51.3	323	54	269	16.7	8.0	2.6	13.7
府中市	463	192	271	41.5	62	12	50	19.4	13.4	6.3	18.5
三次市	959	531	428	55.4	75	17	58	22.7	7.8	3.2	13.6
庄原市	579	238	341	41.1	59	10	49	16.9	10.2	4.2	14.4
大竹市	289	87	202	30.1	52	8	44	15.4	18.0	9.2	21.8
東広島市	1,546	538	1,008	34.8	187	47	140	25.1	12.1	8.7	13.9
廿日市市	1,098	439	659	40.0	141	33	108	23.4	12.8	7.5	16.4
安芸高田市	371	125	246	33.7	63	7	56	11.1	17.0	5.6	22.8
江田島市	351	117	234	33.3	49	10	39	20.4	14.0	8.5	16.7
市 計	23,808	9,677	14,131	40.6	2,140	343	1,797	16.0	9.0	3.5	12.7
府中町	327	96	231	29.4	36	6	30	16.7	11.0	6.3	13.0
海田町	202	95	107	47.0	41	11	30	26.8	20.3	11.6	28.0
熊野町	163	55	108	33.7	31	3	28	9.7	19.0	5.5	25.9
坂町	107	26	81	24.3	21	3	18	14.3	19.6	11.5	22.2
安芸太田町	268	145	123	54.1	42	13	29	31.0	15.7	9.0	23.6
北広島町	287	99	188	34.5	29	4	25	13.8	10.1	4.0	13.3
大崎上島町	103	32	71	31.1	10	0	10	0.0	9.7	0.0	14.1
世羅町	200	87	113	43.5	17	3	14	17.6	8.5	3.4	12.4
神石高原町	162	66	96	40.7	19	6	13	31.6	11.7	9.1	13.5
町 計	1,819	701	1,118	38.5	246	49	197	19.9	13.5	7.0	17.6
市 町 計	25,627	10,378	15,249	40.5	2,386	392	1,994	16.4	9.3	3.8	13.1

6 市町の男女共同参画行政担当窓口

[令和2(2020)年4月1日現在]

市町名	部署	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	
広島市	市民局人権啓発部男女共同参画課	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6-34	082-504-2108	082-504-2609	
呉市	市民部 人権・男女共同参画課	737-8501	呉市中央四丁目1-6	0823-25-3476	0823-26-6267	
竹原市	地域振興部 地域づくり課	725-0026	竹原市中央五丁目5-17	0846-22-7736	0846-22-7748	
三原市	生活環境部 人権推進課	723-8601	三原市港町三丁目5-1	0848-67-6044	0848-64-4103	
尾道市	市民生活部 人権男女共同参画課	722-0041	尾道市防地町26-24	0848-37-2631	0848-37-6631	
福山市	市民局 まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課	720-0067	福山市西町一丁目1-1	084-973-8895	082-927-9121	
府中市	健康福祉部 女性こども課	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7216	0847-46-3450	
三次市	地域振興部 定住対策・暮らし支援課	728-8501	三次市十日市中二丁目8-1	0824-62-6242	0824-62-6235	
庄原市	生活福祉部 市民生活課	727-8501	庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	
大竹市	市民生活部 自治振興課	739-0692	大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2145	0827-57-2503	
東広島市	生活環境部 人権男女共同参画課	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0927	082-423-0270	
廿日市市	自治振興部 人権・男女共同推進課	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1	0829-30-9136	0829-32-1059	
安芸高田市	市民部 人権多文化共生推進課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5630	0826-47-1206	
江田島市	市民生活部 人権推進課	737-2292	江田島市大柿町大原505	0823-43-1635	0823-57-4431	
安芸郡	府中町	町民生活部 人権推進室	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3165	082-284-7111
	海田町	福祉保健部 社会福祉課	736-8601	〃 海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-9627
	熊野町	住民生活部 生活環境課	731-4292	〃 熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5606	082-854-8009
	坂町	民生部 民生課	731-4393	〃 坂町平成ヶ浜一丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
山県郡	安芸太田町	住民生活課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2116	0826-28-1622
	北広島町	町民課	731-1533	〃 北広島町有田495-1	050-5812-5020	0826-72-5020
豊田郡	大崎上島町	住民課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3113	0846-65-3198
世羅郡	世羅町	企画課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847-22-3206	0847-22-2768
神石郡	神石高原町	まちづくり推進課	720-1522	神石郡神石高原町小畠2025	0847-89-3332	0847-85-3394

資 料 編

1 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布
広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条 第13条)

第3章 広島県男女共同参画審議会(第14条・第15条)

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 広島県男女共同参画審議会

広島県男女共同参画審議会規則（平成14年広島県規則第8号）

（趣旨）

第1条 この規則は、広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。）第15条第7項の規定に基づき、広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、会長がその議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

第5条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第25号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第18号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

3 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱

(目的)

第1 男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画施策推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、所掌事務に係る課長を委員として協議会の構成員に追加することができる。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループの設置)

第5 会長は、この協議会の運営に必要があると認めるときは、ワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第6 協議会に関する事務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 広島県男女共同参画推進本部設置要綱(平成10年10月1日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

広島県男女共同参画施策推進協議会の構成員

会長	環境県民局総括官（県民生活・文化・学事）
副会長	環境県民局人権男女共同参画課長
委員	<p>会計管理部会計総務課長</p> <p>危機管理監危機管理課長</p> <p>総務局総務課長</p> <p>地域政策局地域政策総務課長</p> <p>環境県民局環境県民総務課長</p> <p>健康福祉局健康福祉総務課長</p> <p>商工労働局商工労働総務課長</p> <p>農林水産局農林水産総務課長</p> <p>土木建築局土木建築総務課長</p> <p>企業局企業総務課長</p> <p>病院事業局県立病院課長</p> <p>議会事務局総務課長</p> <p>教育委員会事務局管理部総務課長</p> <p>警察本部警務部警務課長</p> <p>監査委員事務局合同総務課長</p> <p>人事委員会事務局合同総務課長</p> <p>労働委員会事務局合同総務課長</p>

4 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

男女共同参画全般に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県人権男女共同参画課 (男女共同参画推進グループ)	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島		〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-242-5262

男女間の暴力、性犯罪に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
西部子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	女性に関する様々な問題、 配偶者等からの暴力に関する相談	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
東部子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)		〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2372 (女性・DV相談専用)
北部子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181(内2313) (女性・DV相談専用)
エソール広島	デートDVに関する相談	〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-247-1120(第1・3土曜 日13:00~16:00)
広島労働局雇用環境・均等室	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、母性健康管理等の相談	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談電話	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	082-222-1989 携帯電話・フック回線は、 #8103
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応できる問題についての相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-9110 携帯電話・フック回線は、 #9110
		広島県内各警察署	最寄りの警察署
性被害ワンストップセンターひろしま	性被害全般に関する相談		082-298-7878(相談専用)

雇用労働に関すること

広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県労働相談コーナーひろしま	労働相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 3階	0120-570-207(フリーダイヤル) (広島)
広島県労働相談コーナーふくやま		〒720-0031 福山市三吉町一丁目1-1 福山庁舎第3庁舎 4階	0120-570-237(フリーダイヤル) (福山)
ひろしましごと館	全世代を対象とした就業、 社会貢献活動等に関する幅広い支援	〒730-0011 広島市中区基町12-8 宝ビル7階	082-224-0121
		〒720-0812 福山市霞町一丁目10-1 福山市生涯学習プラザ (まなびの館ローズコム) 3階 ひろしましごと館福山サテライト	084-921-5799 (シニア・ミドル)

機 関	相談内容	所在地	電話番号
両立支援企業応援コーナー	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施についての相談等	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 3階	082-513-3419
しごとプラザ マザーズひろしま	子育て世帯等の就職を希望する女性等の就職支援		
マザーズハローワーク広島	職業相談・職業紹介、就職支援セミナー等	〒730-0032 広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル3階	082-542-8609
わーくわくママ サポートコーナーひろしま	就職活動のノウハウ等に関する相談、保育所に関する情報提供、職場体験プログラム等		082-542-0222
しごとプラザ マザーズふくやま	子育てしながら就職を希望する人に対する就職支援		
ハローワーク福山 マザーズコーナー	職業相談・職業紹介、就職支援セミナー等	〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストバルク 1階	084-921-8189
わーくわくママ サポートコーナーふくやま	就職活動のノウハウ等に関する相談、保育所に関する情報提供、職場体験プログラム等		0800-200-4515 (通話無料)
広島県ひとり親家庭 サポートセンター 一般財団法人広島県ひとり親家庭 等福祉連合会 無料職業紹介所	母子家庭の母等に対する就業支援	〒730-0016 広島市中区幟町3-57 中特会館 2階	082-227-2377

学習に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島	男女共同参画に関する講座の実施・企画立案及び講師紹介	〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-242-5262
県立生涯学習センター	生涯学習・社会教育に関連した様々な学習機会の提供、企画・運営、講師・指導者紹介等	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47	082-248-8848

LGBTに関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島	性的指向や性別の違和感などについての相談	〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-207-3130 (毎週土曜 10:00～16:00)

5 「エソール広島」(広島県女性総合センター)の概要

(1) 設置目的

「エソール広島」(広島県女性総合センター)は、広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として、平成元(1989)年に設置したものです。

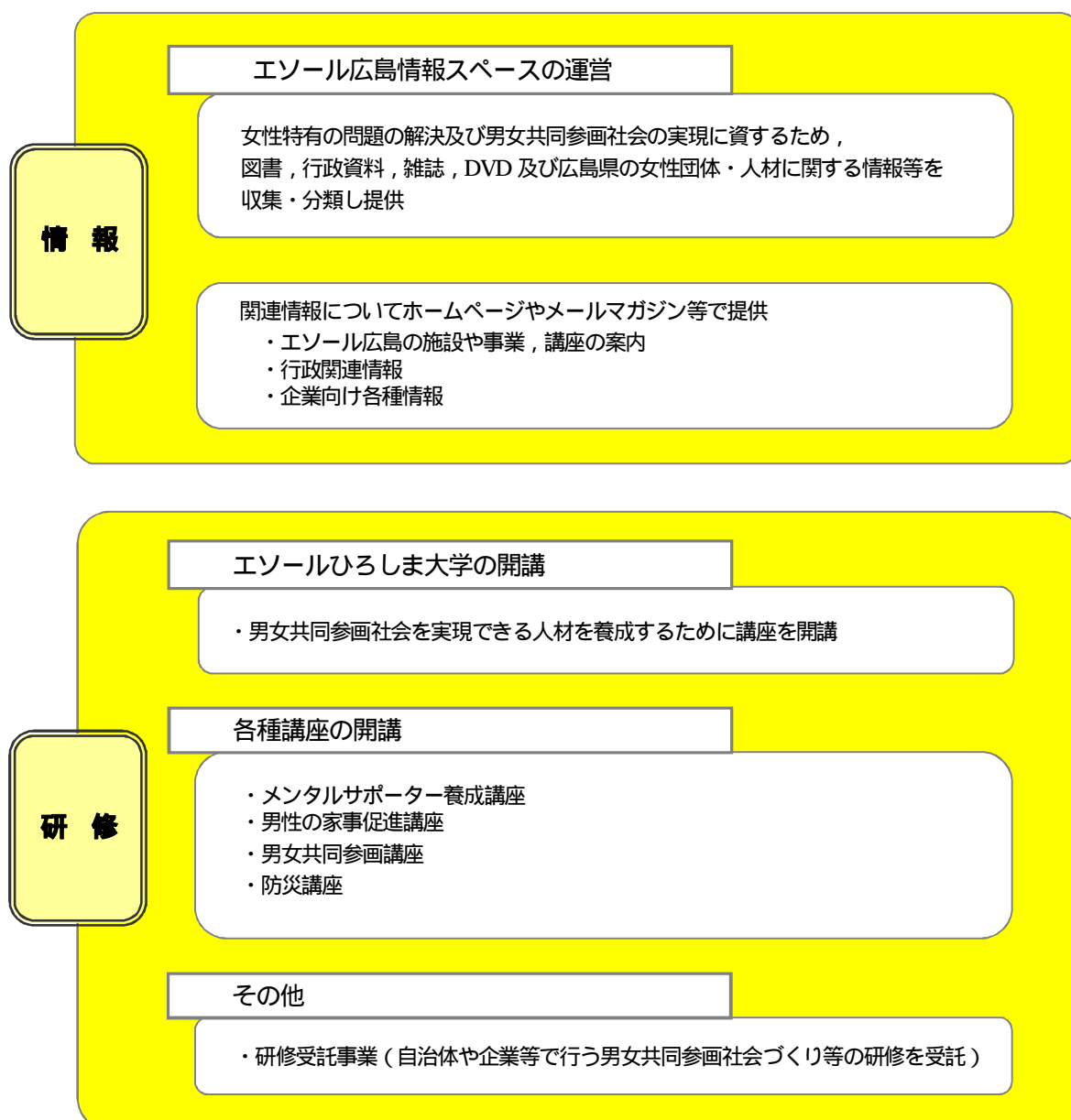
「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

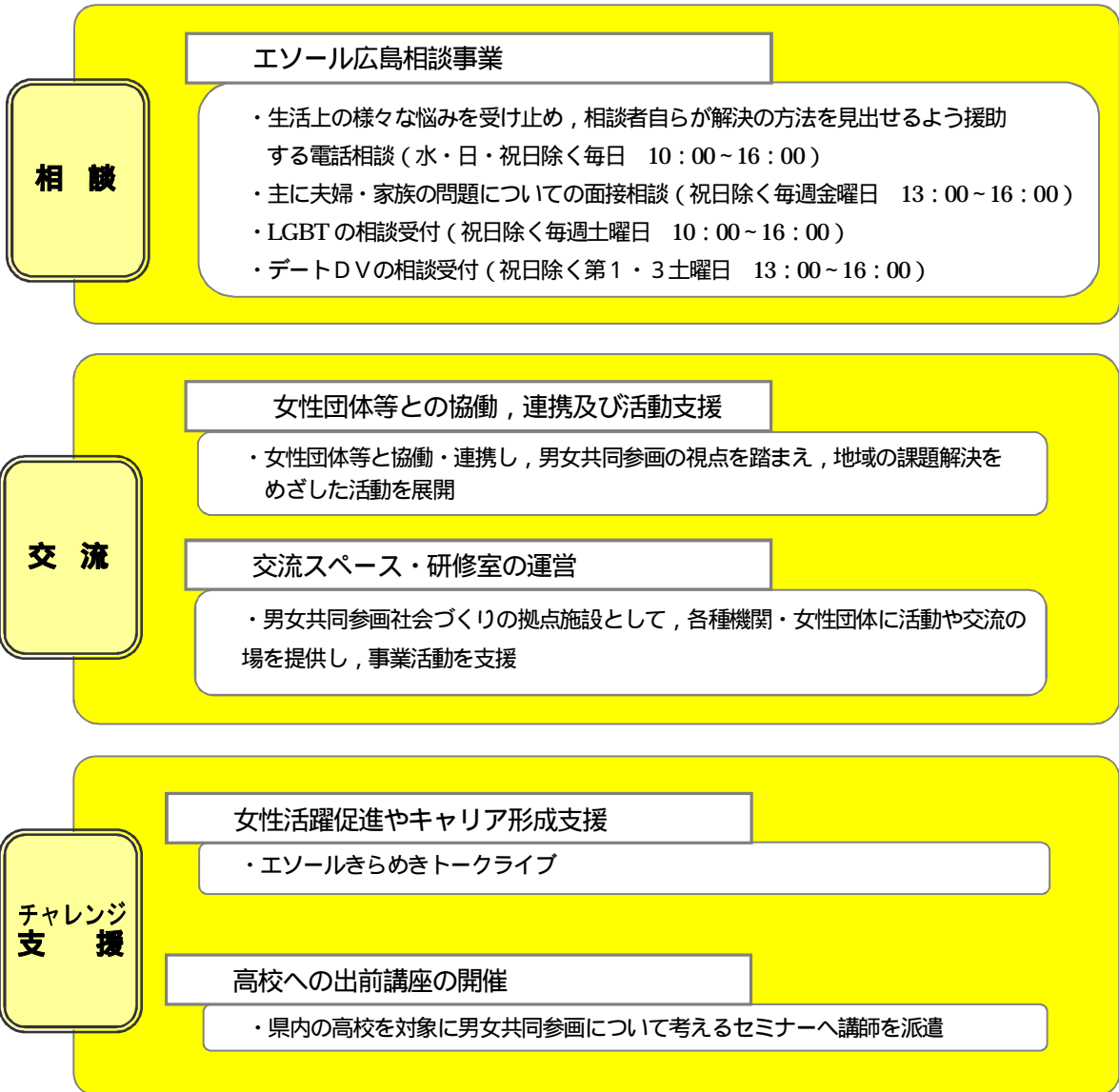
(2) 管理運営

公益財団法人広島県男女共同参画財団

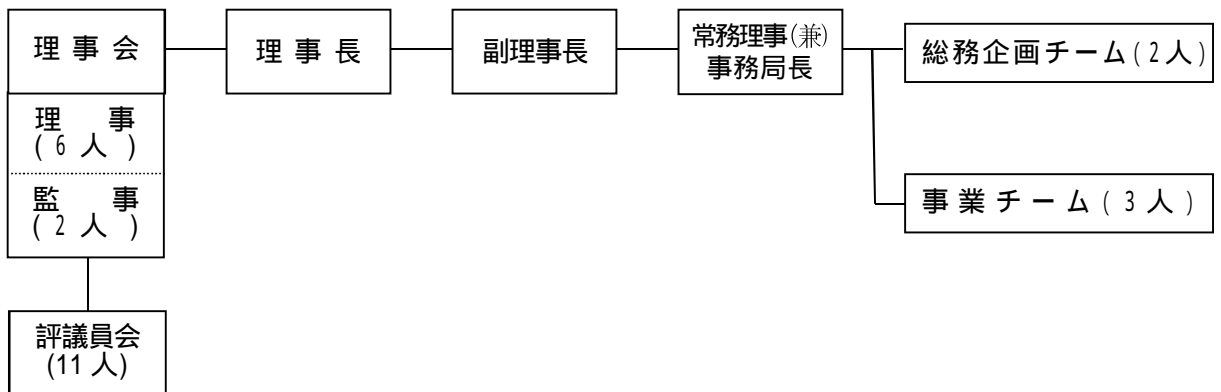
(3) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の5部門を柱とする事業を実施しています。





(4) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の組織等



公益財団法人広島県男女共同参画財団

〒730-0051 広島市中区大手町 1-2-1 おりづるタワー10階

電話 (082) 242-5262

ファクシミリ (082) 240-5441

URL <http://www.essor.or.jp>

メールアドレス essor@essor.or.jp

6 男女共同参画に関する国内外の動き

	国際機関等	国	広島県
昭和50年 (1975)	6月・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 7月・「世界行動計画」採択	9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」, 「婦人問題担当室」設置	
昭和52年 (1977)		1月・「国内行動計画」策定	4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年 (1979)	12月・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)		4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 7月・「広島県婦人対策推進会議」設置
昭和55年 (1980)		7月・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月・「女子差別撤廃条約」署名
昭和56年 (1981)	9月・「女子差別撤廃条約」発効	5月・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)			3月・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	7月・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1月・「国籍法」改正 6月・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
		7月・「労働者派遣法」公布	
昭和61年 (1986)		4月・「男女雇用機会均等法」施行 7月・「労働者派遣法」施行	3月・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 6月・「広島県婦人対策推進懇話会」設置
昭和62年 (1987)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)			2月・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 8月・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立
平成元年 (1989)			4月・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館
平成2年 (1990)	5月・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3年 (1991)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	4月・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置
平成4年 (1992)		4月・「育児休業法」施行	3月・懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定

	国際機関等	国	広島県
平成5年 (1993)		6月・「パートタイム労働法」公布 (12月施行)	
平成6年 (1994)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置	1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	9月・第4回世界女性会議及びNGO フォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	6月・「育児休業法」の改正、「育児・介護休業法」公布	
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成10年 (1998)			1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会 づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月・女性2000年会議開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」、「成果文書」採択	5月・「ストーカー規制法」公布 (11月施行) 12月・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		1月・中央省庁再編により、内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布 (10月施行) 11月・「育児・介護休業法」の改正、一部 施行(育児休業の取得等を理由とする 不利益取扱い禁止等)	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に 組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定 に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年 (2002)		4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行	4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進 に関する基本的な計画に盛り込むべき事 項」諮問 11月・審議会答申
平成15年 (2003)		7月・「次世代育成支援対策推進法」公布、施 行 ・「少子化社会対策基本法」公布	2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成17年 (2005)	2～3月 ・北京+10(第49回国連婦人の 地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行 12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島 県男女共同参画基本計画(改定)」に盛り込 むべき事項、諮問 12月・審議会答申
平成18年 (2006)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」 策定 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参 画室に組織改正 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する基本計画」策定

	国際機関等	国	広島県
平成19年 (2007)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 6月・「パートタイム労働法」の改正 7月・「DV防止法」の改正 12月・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20年 (2008)		1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「(改正)パートタイム労働法」施行 12月・「次世代育成支援対策推進法」の改正	4月・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正
平成21年 (2009)		4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 7月・「育児・介護休業法」の改正	
平成22年 (2010)	3月・北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	12月・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成23年 (2011)		4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
平成24年 (2012)			
平成25年 (2013)		7月・「DV防止法」の改正 ・「ストーカー規制法」の改正、一部施行(10月施行)	4月・「財団法人広島県女性会議」が、「公益財団法人広島県男女共同参画財団」に移行
平成26年 (2014)		1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「次世代育成支援対策推進法」の改正 ・「パートタイム労働法」の改正	
平成27年 (2015)	3月・北京+20(第59回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 ・「(改正)パートタイム労働法」施行 9月・「女性活躍推進法」公布、施行 12月・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定	4月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問
平成28年 (2016)		4月・「育児・介護休業法」の改正 12月・「ストーカー規制法」の改正	3月・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定
平成29年 (2017)	5月・G7タオルミーナ・サミット開催(イタリア) ・宣言文採択 11月・APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム) ・声明文採択	1月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)ストーカー規制法」一部施行 3月・「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」を決定 6月・「(改正)ストーカー規制法」全面施行 10月・「(改正)育児・介護休業法」の施行	
平成30年 (2018)	6月・G7シャルルボワ・サミット開催(カナダ) ・宣言文採択 9月・アジア太平洋経済協力(APEC)女性と経済フォーラム開催(パプアニューギニア) 12月・G20ブエノスアイレス・サミット開催(アルゼンチン) ・宣言文採択	4月・「(改正)子ども・子育て支援法」の施行 5月・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 6月・民法の一部改正(成年年齢の引下げ、婚姻開始年齢の男女統一等) ・「働き方改革関連法」成立	6月・広島県女性総合センター「エソール広島」移転
令和元年 (2019)	6月 G20大阪サミット(日本) 8月 G7ピアリッツ・サミット開催(フランス) ・宣言文採択 9～ APEC女性と経済フォーラム 10月・声明文採択	4月・「働き方改革関連法」公布・順次施行 5月・「女性活躍推進法」の改正・一部施行 ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正 6月・「配偶者暴力防止法」一部改正	

令和2(2020)年版
広島県の男女共同参画に関する年次報告

令和2(2020)年9月発行

編集・発行 広島県環境県民局人権男女共同参画課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2746(ダイヤル)

電子メール kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

広島県ホームページ(人権男女共同参画課)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/>

発行後に内容の訂正がある場合は、県ホームページに正誤表を掲載
しますので参照してください。